

平成21年 第3回

宿毛市議会定例会会議録

平成21年9月2日開会
平成21年9月14日閉会

宿毛市議会事務局

平成21年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成21年9月2日 水曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第29号まで	6
(提案理由の説明)	
市 長	6
散 会 (午前10時21分)	
----- . . . ----- . . . -----	
第 2 日 (平成21年9月3日 木曜日)	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 3 日 (平成21年9月4日 金曜日)	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 4 日 (平成21年9月5日 土曜日)	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 5 日 (平成21年9月6日 日曜日)	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 6 日 (平成21年9月7日 月曜日)	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	9
事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	9
開 議 (午前10時30分)	
○日程第1 一般質問	11

1	松浦英夫議員	1 1
	市 長	1 5
	教 育 長	1 9
	松浦英夫議員	2 0
	教 育 長	2 2
	松浦英夫議員	2 3
	教 育 長	2 3
	学校給食センター所長	2 5
	教 育 長	2 5
	学校給食センター所長	2 5
	松浦英夫議員	2 6
	教 育 長	2 6
	松浦英夫議員	2 7
2	野々下昌文議員	2 7
	市 長	2 9
	教 育 長	3 2
	野々下昌文議員	3 3
	市 長	3 4
	教 育 長	3 5
	野々下昌文議員	3 6
3	今城誠司議員	3 6
	市 長	3 8
	教 育 長	4 0
	今城誠司議員	4 1
	市 長	4 2
	教 育 長	4 3
	今城誠司議員	4 4
4	岡崎利久議員	4 4
	市 長	4 6
	岡崎利久議員	4 8
	市 長	4 9
	保健介護課長	4 9
	岡崎利久議員	5 0
延	会 (午後 3時24分)	

----- . . ----- . . -----

第 7日 (平成21年9月8日 火曜日)

議事日程	5 1
------	-----

本日の会議に付した事件	5 1
出席議員	5 1
欠席議員	5 1
事務局職員出席者	5 1
出席要求による出席者	5 1
開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第 1 一般質問	5 3
1 浅木 敏議員	5 3
市 長	5 7
選挙管理委員会委員長	6 0
教 育 長	6 1
浅木 敏議員	6 2
市 長	6 5
教 育 長	6 7
浅木 敏議員	6 8
市 長	6 9
教 育 長	6 9
浅木 敏議員	6 9
2 濱田陸紀議員	7 0
市 長	7 1
教 育 長	7 2
濱田陸紀議員	7 2
市 長	7 3
濱田陸紀議員	7 3
3 有田都子議員	7 3
市 長	7 5
教 育 長	7 9
有田都子議員	7 9
市 長	8 3
教 育 長	8 4
有田都子議員	8 5
教 育 長	8 6
有田都子議員	8 7
○日程第 2 議案第 30 号	8 7
(提案理由の説明)	
市 長	8 7
散 会 (午後 2 時 09 分)	

第 8 日（平成 21 年 9 月 9 日 水曜日）

議事日程	89
本日の会議に付した事件	89
出席議員	89
欠席議員	89
事務局職員出席者	89
出席要求による出席者	89
開 議（午前 10 時 00 分）	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 30 号まで	91
質疑	91
1 松浦英夫議員	91
企画課長	92
保健介護課長	93
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	94
松浦英夫議員	95
2 中平富宏議員	95
産業振興課長	96
企画課長	96
教育次長兼学校教育課長	97
中平富宏議員	97
産業振興課長	98
企画課長	98
教育次長兼学校教育課長	99
中平富宏議員	99
企画課長	100
中平富宏議員	100
企画課長	100
中平富宏議員	100
3 浅木 敏議員	101
企画課長	101
商工観光課長	102
産業振興課長	102
建設課長	102
企画課長	103
浅木 敏議員	103
企画課長	103

浅木 敏議員	104
委員会付託省略（議案第1号及び議案第17号から議案第25号まで 並びに議案第30号）	104
委員会付託（議案第26号から議案第29号まで）	104
散 会（午前11時37分）	
議案付託表	105
----- . . . ----- . . . -----	
第 9 日（平成21年9月10日 木曜日）	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第10日（平成21年9月11日 金曜日）	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第11日（平成21年9月12日 土曜日）	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第12日（平成21年9月13日 日曜日）	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第13日（平成21年9月14日 月曜日）	
議事日程	107
本日の会議に付した事件	107
出席議員	107
欠席議員	107
事務局職員出席者	107
出席要求による出席者	108
開 議（午後 1時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第30号まで	109
（議案第1号）	
討論・表決	109
（議案第17号から議案第25号まで及び議案第30号）	
討論・表決	109
（議案第26号から議案第29号まで）	
委員長報告	
総務文教常任委員長	109
質疑・討論・表決	110
（議案第2号から議案第16号まで）	
決算特別委員会設置・付託	110
決算特別委員の指名	110
○日程第2 陳情第23号	
委員長報告	

総務文教常任委員長	110
質疑・討論・表決	111
○日程第3 委員会調査について	111
継続調査	111
○日程第4 決議案第1号	111
(提案理由の説明)	
今城誠司君	111
質疑	112
委員会付託省略	112
討論・表決	112
○日程第5 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	112
(閉会あいさつ)	
市長	113
閉会(午後1時30分)	
委員会審査報告書	116
陳情審査報告書	117
閉会中の継続調査申出書	118
決議案第1号	121

----- . . -----
付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議案	付-3
陳情	付-5

平成21年
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成21年9月2日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第29号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 平成20年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 3号 平成20年度宿毛市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 4号 平成20年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5号 平成20年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6号 平成20年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7号 平成20年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 8号 平成20年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 9号 平成20年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第10号 平成20年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 平成20年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第12号 平成20年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

議案第13号 平成20年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第14号 平成20年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第15号 平成20年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第16号 平成20年度宿毛市水道事業会計決算認定について
議案第17号 平成21年度宿毛市一般会計補正予算について
議案第18号 平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第19号 平成21年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
議案第20号 平成21年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
議案第21号 平成21年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第22号 平成21年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
議案第23号 平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
議案第24号 平成21年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について
議案第25号 平成21年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第26号 宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第27号 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

----- . . . -----
2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号から議案第29号まで

----- . . . -----
3 出席議員（16名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 今城誠司君 | 2番 岡崎利久君 |
| 3番 野々下昌文君 | 4番 松浦英夫君 |
| 5番 浅木敏君 | 6番 中平富宏君 |
| 7番 有田都子君 | 8番 浦尻和伸君 |
| 9番 寺田公一君 | 10番 宮本有二君 |
| 11番 濱田陸紀君 | 12番 西郷典生君 |
| 13番 山本幸雄君 | 14番 中川貢君 |
| 15番 西村六男君 | 16番 岡崎求君 |

----- . . . -----
4 欠席議員

なし

----- . . . -----
5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君

次 長 小 島 美喜子 君
議 事 係 長 岩 村 研 治 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中 西 清 二 君
副 市 長 岡 本 公 文 君
企 画 課 長 岡 崎 匡 介 君
総 務 課 長 弘 瀬 徳 宏 君
市 民 課 長 滝 本 節 君
税 務 課 長 山 下 哲 郎 君
会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 小 島 秀 夫 君
保 健 介 護 課 長 三 本 義 男 君
環 境 課 長 岩 本 克 記 君
人 権 推 進 課 長 乾 均 君
産 業 振 興 課 長 頼 田 達 彦 君
商 工 観 光 課 長 津 野 元 三 君
建 設 課 長 安 澤 伸 一 君
福 祉 事 務 所 長 沢 田 清 隆 君
水 道 課 長 豊 島 裕 一 君
教 育 委 員 長 松 田 典 夫 君
教 育 長 岡 松 泰 君
教 育 次 長 兼
学 校 教 育 課 長 出 口 君 男 君
生 涯 学 習 課 長
兼 宿 毛 文 教
セ ン タ ー 所 長 有 田 修 大 君
学 校 給 食
セ ン タ ー 所 長 岡 村 好 知 君
千 寿 園 長 村 中 純 君
農 業 委 員 会
事 務 局 長 小 野 正 二 君
選 挙 管 理 委 員
会 事 務 局 長 土 居 利 充 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（寺田公一君） これより平成21年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において濱田陸紀君及び西郷典生君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西村六男君） おはようございます。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る8月31日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から9月14日までの13日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（寺田公一君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月14日までの13日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月14日までの13日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

閉会中の議員の派遣については、お手元に文書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

会議規則第62条第2項の規定により、一般

質問の通告期限を、本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

市長から、報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

本日は、平成21年第3回宿毛市議会定例会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

きのうから新学期始まりまして、子どもたちの元気な通学姿が見られております。

8月は、衆議院議員選挙がありまして、政党の皆様方にとっては、非常に熱い戦いの、熱い熱い夏だったんじゃないかなと思います。結果は報道でご存じのとおりでございますけど、今後、我々地方にどういった影響が及ぶのか、いろんな報道には注目しておりますが、結果をやっぱり見なきゃいけないし、またいろいろな予測も立てていかなきゃいけないのかなというふうなことも考えておるところでございます。

報告事項の説明に入ります前に、諸般の報告とさせていただきますが、先週8月27日でございますが、各区長さんの代表の方々と市政懇談会をしまして、それぞれ地域で抱えた問題事項につきまして、執行部と区長さん方との間で意見交換をさせていただきました。

また、この件についても、議員の皆様にもご相談しながら、区にとって、また市にとっていい方向でもってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

そしてまた、先般の臨時議会でご承認いただきました小筑紫小学校の工事の件でございます。契約は終わりました、今週の土曜日、9月5日

の日に起工式の運びというふうになりましたことも、報告をさせていただきます。

そしてまた、報道等でもご存じと思いますが、昨日も、私、NHKを見ておりましたら、放送されておりました。きょうから撮影に入っておりますが、高知市出身の漫画家 西原理恵子さんが原作をしたものでございまして、来年の5月に公開予定であります「パーマメント野ばら」という映画の撮影が、きょうから約1カ月間、小筑紫町の栄喜地区を中心にして行われるというふうになりまして、宿毛が全国発信されるまたとない機会であるというふうに、私どももとらえております。

また、撮影の会社の方からは、たくさんのエキストラが必要だというふうなことでございます。市の職員はもとより、協力してまいりたいと思いますが、市民の皆様にも、どうかご支援、ご協力を、この場をお借りしましてお願いを申したいというふうに思います。

そしてまた、来月の話になりますが、10月には、いろいろな行事がございます。宿毛まつりが最大の市民祭としてありますし、また、クルーズ船「飛鳥Ⅱ」が2度ほど宿毛湾港にも寄港いたします。

この湾港では、倉庫と旅客ターミナルを兼用しました交流拠点施設、これが今、工事中、建築中でございまして、この完成が10月になされるというふうに聞いておりますので、今度の「飛鳥Ⅱ」のお客を歓迎するには、この交流拠点施設を使ってやってまいりたいというふうなことも思っております。

それから、非常に、今、切符を販売中でございます。10月29日には総合運動公園市民体育館におきまして、大相撲の宿毛場所が開催されることになりました。本興業は郷土出身の豊ノ島関の活躍によりまして実現したものでございます。ぜひ、多くの皆様にご観覧いただきました

い。そしてまた、生の大相撲を満喫していただきたいというふうに思っております。

それでは、報告事項でございますが、ご説明をいたします。

報告第1号及び報告第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法でございますが、これに基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告でございます。

平成19年に成立いたしました財政健全化法によりまして、平成19年度決算から、財政状況を見きわめる4つの健全化判断比率等を明らかにしまして、監査委員の意見を沿えて議会に報告することが義務づけられておるものでございます。

本日、皆様のお手元に配付しております報告書にありますように、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字にはなっていませんので、数値は出ておりません。実質公債費比率は20.5パーセントで、早期健全化基準の25パーセントを下回っております。

また、将来負担比率も180.1パーセントで、早期健全化基準の350パーセントを下回っている状況でございます。

次に、公営企業の資金不足比率についてでございますが、いずれの特別会計も資金不足はありませんので、数値は出ておりません。しかしながら、依然厳しい財政状況であることには変わりがございます。引き続き、宿毛市行政改革大綱集中改革プランに基づきまして、効率的で、適正な行財政運営を推進していかなければならないというふうに考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告事項の説明といたします。

ありがとうございます。

○議長（寺田公一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第29号まで」の29議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、専決処分をした事件の承認についてでございます。

緊急に学校給食配送業務の委託契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第2号から議案第16号までの15議案は、平成20年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものでございます。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を提出しておりますので、説明は省略させていただきます。

議案第17号は、平成21年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で6億3,035万2,000円を増額するものでございます。

まず、歳出で増額する主なものは、人事異動に伴う人件費の調整のほか、総務費でケーブルテレビ事業経営安定化支援貸付金として2,082万円、財政調整基金積立金として2億5,313万2,000円を計上しております。

民生費では、介護予防の強化及び認知症徘徊高齢者の安全確保等を目的に、関係機関相互の情報共有のためのネットワーク化や、介護に関するノウハウ等を盛り込んだホームページの開設等を行うため、宿毛高齢者支援ネットワーク構築事業システム開発設計等委託料として、9,

720万円を計上しております。

また、国の経済危機対策として、平成20年度に創設された子育て応援特別手当でございますが、前回、3歳から5歳で第2子以降の子に限定していた支給対象を、第1子まで拡充し、平成21年度においても実施することとなったため、このたび、子育て応援特別手当給付金として、2,034万円を計上しております。

農林水産業費では、国の経済危機対策として、平成21年度に創設されました農地有効利用支援整備事業でございますが、平成23年度までの間、単独事業での対応を予定している200万円未満の簡易な整備を、国庫補助事業として実施することが可能となりましたので、山北、福良地区を含む7地区で、農業用排水路ポンプ等の整備を行うため、農地有効利用支援整備工事費として910万円を計上しています。

また、宿毛市森林組合が実施する民有林600ヘクタールの鳥獣や立ち枯れ等による山林被害調査に、国の補助を受け、宿毛市森林整備地域活動支援交付金として600万円を計上しています。

教育費では、大島小学校校舎耐震補強工事費として、1億6,400万円を計上しています。

歳入で増額する主なものは、地方交付税が3億5,122万1,000円、国庫支出金が2億6,524万1,000円でございます。減額するものとしましては、繰入金1億268万4,000円でございます。

議案第18号から議案第25号までの8議案は、平成21年度の各特別会計補正予算でございます。

議案第19号から議案第22号までは、いずれも人事異動に伴う人件費の調整でございますが、必要最小限の経費を補正しています。

議案第18号は、平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で1,872万9,000円を減額しようとするものでございます。

この内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整、及び老人保健医療費拠出金の確定等に伴うものでございます。

議案第23号は、平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で33万4,000円を減額しようとするものでございます。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整、及び高額医療合算介護サービス費等の支給開始等に伴うものでございます。

議案第24号は、平成21年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算でございます。

総額で、769万7,000円を増額しようとするものでございます。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整、及び宿毛駅前の土地区画整理工事費の追加等に伴うものでございます。

次に、議案第25号は、平成21年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

総額で269万9,000円を減額しようとするものでございます。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整、及び保険料還付金の確定等に伴うものでございます。

議案第26号は、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この内容につきましては、平成22年1月1日より、職員の勤務時間を、現行の8時間から15分間短縮し、7時間45分とすることについて、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

本件につきましては、平成20年、人事院勧告に基づき、既に国家公務員は平成21年4月1日から実施をしまして、高知県も平成2

2年1月1日からの実施が予定されていますので、本市としましても、窓口業務の状況とか、諸事情を勘案して、県と同日付で実施しようとするものでございます。

議案第27号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、国の緊急の少子化対策として、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、出産育児一時金が、現行の35万円から4万円増額され、39万円となることになりましたので、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第28号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定でございます。

この内容につきましては、山北地区内の消防施設整備として、消防団に小型動力ポンプ付積載車を配備するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を策定する必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第29号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更でございます。

沖の島地区内の水道施設の改良、消火施設の設置等を実施するに当たりまして、辺地対策事業債の変更を行うため、計画を変更する必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

おはかりいたします。

議事の都合により、9月3日及び9月4日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、9月3日及び9月4日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月3日から9月6日までの4日間休会し、
9月7日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時21分 散会

平成21年
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成21年9月7日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長 小島美喜子君
議事係長 岩村研治君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 滝本節君
税務課長 山下哲郎君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時30分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

質問に入ります前に、2009年8月30日は、日本の政治史上に残る記念すべき1日となりました。同日に投開票されました第45回総選挙におきまして、小泉構造改革がもたらした格差の拡大、福祉の切り捨て、郵政事業の民営化を初めとする経済至上主義や、弱いものいじめの政治、自民党内における政権のたらい回し等、今日までの自民党政治、並びに自公政権に対する国民の怒りが爆発しました。

全国各地で沸き上がった政権交代を実現して政治を国民の手に取り戻そうとの声となり、結果的に民主党の圧勝となり、自民党の歴史的な惨敗と、10年間続いた自公政権に終止符を打たれるという国民の審判が下されました。

私たち社民党は、政権与党の一翼を担う立場で、憲法の理念を生かし、国民本位の、国民が主人公となる政治、命が大切にされる政治の実現に向けて、全力をあげて取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、通告いたしております内容につきまして、一般質問を行います。

まず、初めは、保護者の皆さんを初めとして、学校給食問題、並びに宿毛市立学校給食センター調理部門の民間委託化に関しては、非常に関心がある課題でもあり、大変注目をいたしている問題でありますので、その点に関して、私なりにお伺いをいたします。

質問項目も多くありますが、明快な答弁をよ

ろしくお願いいたします。

まず、1点目は、宿毛市における学校給食のあり方についてであります。

食習慣を基本的に養っていくというのは、子どものころ、特に14歳ぐらいまでにその人の生涯の食習慣が決まってしまうともいわれております。1日3食のうち、その1食を学校給食が担うわけでありませうけれども、その役割は大変大きく、まことに重要なものでないかというふうに思います。

そして、現状の日本における食料自給率は、最近の新聞報道によりますと、約41パーセント程度でありまして、食材の多くは外国からの輸入によるものであります。

外国から輸入されるものは、その生産や流通の過程が見えてきません。そういった中で、産地の偽装問題が起こり、食に対し、安心・安全に対し、不安が生じておるところであります。

学校給食は、安心・安全で、おいしく、食生活の基礎、基本を身につけた、次代を担う、心身ともにたくましい知・徳・体の調和のとれた子どもの育成を目指して実施しておりますことから、安心・安全な学校給食の提供、学校給食を通じた食育の推進が重要であるといわれておりまして、学校給食は、学校給食法の中で教育の一環であると位置づけられております。

そこでお伺いいたしますが、教育長は、教育の一環という意味をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

そして、学校給食は、食材を生産する農家、栄養士が献立メニューをつくり、調理員がそれをもとに調理をするということで成り立っておりますけれども、調理はひとつ間違えれば、それを食べる児童生徒に多大の被害をもたらすこともあり、大変重要な要素であり、責任のある仕事であります。

学校給食の調理は、衛生面を含めてリスクが

非常に高いわけでありまして、児童生徒に対して、大量調理で一斉に食べさせるものでありますので、社会的な責務は非常に大きいというふうに思うところであります。

そして、学校給食の調理をだれでもできるというふうに考える人も多くて、そのことが多くの誤解を招いておるのではないかと考えます。

今日、食の安心・安全、食育など、食についての関心が高まる中で、学校給食への関心がさらに高まっております。

そこで、宿毛市の学校給食についての質問をいたします。

学校給食は、学校給食法、平成17年7月に施行されました食育基本法、並びにそれに基づいて策定されました食育推進基本計画等により行われておることと思っておりますが、本市における学校給食はどうあるべきか、食育についての教育長の基本的な考えをお伺いいたします。

あわせて、宿毛市における食育の推進体制はどのようになっておるのか、お伺いをいたします。

調理方式についてお伺いいたします。

現在、宿毛市は、センター方式を用いておりますけれども、食育における学校給食の役割を最重要視し、そのためには、自校方式が望ましいのではないかと思います。

このことにつきましては、給食センターの開所する際にも大変な論議がされたとお聞きいたしております。

1997年9月、文部省の保健体育審議会の答申にも明記をされておりますし、平成17年に食育基本法が施行されましたが、その国会審議の中では、多くの議員から自校方式の方が、より食育基本法の理念、趣旨に近いのではないかと論議がなされております。

国の食育推進基本計画の中でも、給食の充実という項の中で、そのことがうたわれておりま

す。すなわち、学校給食については、コスト、いわゆる経済主義を用いるべきではないとの考えに立っておるということでもあります。

このことについて、教育長はどのように考えますか、お伺いいたします。

次に、中国産餃子の中毒事件や、汚染米の流通問題等、枚挙にいとまがないほどの食品偽装、産地偽装、BSE問題など、食をめぐる安全が脅かされております。このような食に対する不安について、どのように受けとめ、それらに対する対策はどのように行っておるのか、お伺いいたします。

また、O157並びにノロウィルス等の食中毒の発生も懸念されますが、その対策はどのようにされているのかお伺いいたします。

次は、学校給食における地産地消の取り組みについてお伺いいたします。

地産地消を生かした学校給食のよさをどのように受けとめ、全体に広げ、発展させようとしているのかということでもあります。

近年、生きる力をはぐくみ、健康教育を重視するという観点から、学校給食などを通じた食に関する指導が強化されてきており、その中で地域で生産された食材を給食に活用していくという地産地消の取り組みについても、重要視されております。

教育長として、地産地消の重要性について、どのように考えておるのか、あわせて本市の取り組み状況についてお伺いいたします。

米飯給食についてお伺いいたします。

国は、食生活指針の中で、具体的に10カ条を打ち出しておりますが、基本的には、純日本食、和食のすすめであります。

1食のメニューを洋食でつくる場合と、地域の伝統的な食文化を基調とした日本食をつくる場合とでは、その食材の自給率が随分違うというふうにいわれております。

洋食の場合は、どちらかという肉や油脂が主体となりますので、7割から8割が輸入食材で賄われることが多く、和食の場合は、2割前後で済むというデータもあります。

主食であるお米を基本にしながら、地場産品の生鮮野菜や海草、魚を主体にたんぱく質を取っていくことが理想的であるといわれております。

そして、大豆の加工品、豆腐や納豆、みそ、しょうゆ等、調味料まで含めて大豆製品を添えていく、このような日本食が世界のトップレベルの健康食として評価されております。

そこでお伺いいたします。

本市の学校給食における米飯給食の実態はどのようになっておるのか、お伺いいたします。

食物アレルギー対策について、お伺いいたします。

04年に文科省が実施した全国調査では、児童生徒の有病率は2.6パーセント、全身のアレルギー反応、アナフィラキシーを発症した割合は0.14パーセントであったということがあります。

少数とはいえ、対処を誤れば死に至ることがあります。唯一の予防は、その原因となる食物アレルゲンを摂取しないことではありますが、家庭ではできても、家庭外ではなかなかできません。

食物アレルギーによって、玉子や小麦など、別メニューにすることも必要であり、時間もかかりますが、命にかかわることでもあります。宿毛市として、児童生徒にそのような対象者がおるのかどうか。おるとすれば、その対策はどのように行っているのかお伺いいたします。

次は、宿毛市立学校給食センターの民間委託化に関して、何点かお伺いいたします。

平成17年度に作成されました宿毛市行政改革大綱プランによりますと、平成21年度から

給食センターの調理部門を民間委託する計画を掲げております。

私は、学校給食センターにおける調理部門においては、直営を堅持すべきであり、民間委託化計画については、反対であるとの考えであります。

今日までに宿毛市立学校給食センター民営化検討委員会を、3回程度開催してきましたが、いかなる理由か承知をしません、現在も直営で業務をいたしております。

同給食センターは、ご案内のとおり、昭和58年10月に開所され、業務を開始して、この10月で26年を経過し、施設や各種の器具類も大変老朽化いたしておるのが現状であります。

これらのことを受けて、以下、何点か質問をいたします。

まず、初めは、調理部門を委託しようとする理由、財政面を含めてのメリット、デメリットはどのように考えておるのか、お示しをいただきたいと思っております。

本年度末で1名の方が退職を予定されております。22年度からは、正規職員は9名になるとのことであり、しかも50歳代の職員が半数であります。

民営化に向けての今後のタイムスケジュールが明確になっていなかったために、長年、学校給食の調理部門一筋で働いてきた、そうした職員にとって、民営化後の新たな配置先等について、大変、不安を抱いております、職員のモチベーションも下がっておるとお聞きいたします。

タイムスケジュールについては、さきの議員協議会での説明によりますと、22年度4月からの実施予定のことではありますが、残された期間は6カ月しかありません。新たな参入業者への説明や、職員研修等を考えますと、果たして間に合うのか心配するところではありますが、所

見をお伺いいたします。

学校現場や保護者への事前説明であります。PTAや保護者におかれましても、調理部門の民営化につきましては、非常に関心が強いものと考えます。

この問題につきましても、一定の説明をいただきましたが、方法等について、なお詳しくお示しをいただきたいと思っております。

そして、民営化後の新たな配置先について、どのように考えているのかお伺いいたします。

給食センター開設から26年が経過しております。先ほど申し上げましたように、施設面や、調理施設やボイラー、給水施設等、各種の機器類も大変老朽化いたしておるのが現状であります。

そこで伺いいたしますが、現在の給食センターは、改正をされました学校給食衛生管理基準を満たしておるのかどうか、心配をいたしますので、そのことについてお示しをいただきたいと思っております。

学校給食で、地域、学校、市民をつなぐ給食調理員さんの役割について、お伺いいたします。

現在の給食調理員は、公務員労働者として長年にわたっての経験と研修等、切磋琢磨しながら食の安心・安全に細心の注意を払い、学校や地域との連携を図りながら、食育の推進に努力しておりましたが、民間委託となれば、与えられた調理をつくるという日常の業務をこなすだけとなりはしないか、そのように給食をつくる人の基本的な考えに大きな違いが出てくるのではないかと危惧をいたしますが、教育長はどのように考えておるのか、お伺いいたします。

民間委託をすることにより、食育の推進がおろそかになり、食育が担保されなくなるのではないかと危惧しますが、食育の保障をどのように行おうとしているのかお伺いいたします。

受託業者は、コスト削減を第一に考えてまい

りますので、職員の労働条件等において、安上がりにされはしないか、大変不安であります。

学校給食においては、食の安心・安全性の確保と、衛生面での徹底した管理が求められます。

並びに、調理員の労働条件等についても、しっかりした契約が必要であります。

そこで、契約問題について何点かお伺いいたします。

委託先の過失責任が生じるような事故が発生した場合、委託業者の責任はもちろんでありますが、教育委員会としては、どのような行政責任をとるのか、危機管理とそれに対応するマニュアルは作成しているのか、お伺いいたします。

現在、宿毛市は各課任せの仕様書、並びに契約内容となっておると思っておりますが、契約条件や仕様書の起案に当たっては、食の安心・安全に関することはもちろんのこと、留意すべき条件を十分検討すべきであると思っておりますが、所見をお願いいたします。

委託先の業者の選定に当たっては、庁内における業者選定委員会で検討の上、入札によるものと思っておりますが、契約期間はどれくらいを予定しているのか、お伺いいたします。

いずれにせよ、契約の完全履行が求められます。契約についての管理、監視体制については、どのように考えておるのかお伺いいたします。

次は、花へんろマラソンの開催に関してお伺いいたします。

3月22日に、大雨の中で全国36都道府県から983人の選手が参加する中で、第1回花へんろマラソンが盛大に開催されました。この大会を成功さすべく、早くから実行委員会を立ち上げ、準備に取り組んでまいりました。

その事務局の中心となった生涯学習課の皆さんの一方ならぬご努力、本当にお疲れさんであったと存じます。心から敬意を表すところであります。

そして、大会の運営につきましては、約1,200人の市民の方々が、雨の降る1日でありましたが、ボランティアとして大会をサポートしていただきました。

このような市民の温かいご協力に対しても、敬意を表するところであります。

特に、大会のコースとなります沿道の地区住民の皆さんにおかれましては、大会前からの地区の清掃活動や、雨にぬれながらの選手への声援は、ランナーの皆さんに力強い勇気を与えることができました。

くしくも、沿道にあたります和田地区では、ことし初めて開催されました菜の花まつりが、マラソン大会に花を添えていただきました。

このように、全国から参加した選手の皆さんに、強く宿毛市をピーアールできた大会であったのではないのでしょうか。

このように、大会本部、事務局、市民ボランティアが一体となった取り組みにより、大きな事故もなく、無事、大会が行われたことは市民の1人としてうれしく思っております。

大会の準備の過程では、いろんな経過もありました。本議会でも、私なりに質問をした経緯もあります。

来年度も、引き続きマラソン大会を実施する考えであり、既に本年度の当初予算において600万円が計上され、議会の承認を得ていることはご案内のとおりであります。

私は、6月議会において、各種の計画をし、実行する場合でも、PDC Aサイクルを用いての検証の必要性について、質問をした経緯があります。

市長も、答弁の中でそのことについて、大変理解を示しております。

何せ初めての取り組みであり、第1回の大会を経験した中で、多くの反省点や改善すべき点、また評価をすべき点もあったことと思います。

この大会を継続して取り組むためにも、それらのことをあらゆる角度から検証する中で、以降の大会運営に活かしていくことが重要であると考えます。

花へんろマラソンにおけるPDC Aサイクルの取り組みについて、どのように行っておられるのかお伺いいたします。

費用対効果の観点から質問をいたします。

第1回の大会には、636万円もの経費を宿毛市から援助いたしておりますが、その経済効果については、数字であらわせない部分もあると思いますが、宿毛市としてどのように把握しておられるのか、お伺いいたします。

ボランティアの育成についてお伺いいたします。

マラソン大会は、宿毛市におきましてはまさに一大イベントでありまして、今後、継続をして運営していくためには、コースの沿道の住民のみならず、宿毛市民の方々のボランティアとしての協力をしていただくことが必要不可欠であります。

初めてということで、約1,200名の方々が、ボランティアとして協力をいただきましたけれども、ボランティアの確保並びに育成がなによりも急務であると考えますが、所見をお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、学校給食問題等々ありました。これは教育長の方から答弁をさせていただきますが、行政改革の一環でもございました、学校給食センターの調理部門のみを、民間委託をして、まづまいりたいということでございます。

これ、9月2日に議員協議会でも、議員の皆様には説明をさせていただきましたが、きょう、

またいろいろなご質問がありますので、これは教育長の方から答弁をさせていただくことと、また、私の方から、学校給食の調理部門の民間委託につきましては、またご理解も、皆さんにお願いしたいというふうなことを申し上げたいと思います。

次に、宿毛花へんろマラソン大会でございますが、マラソン大会、初めてやったわけでございます。本年の3月22日、20年度事業といたしまして、第1回の宿毛花へんろマラソン。これフルマラソンでございますので。

これ、悪天候の中でございました。松浦議員もおっしゃいましたように、コース沿道の地域住民の皆さん初め、多くのボランティア、宿毛市民が一体となって取り組んでいただいたことに関しまして、改めて皆様に、ご協力感謝申し上げます。

おかげさまで、選手の皆さんからは、沿道の応援とか、ボランティアの皆さんの感謝の言葉、それから、また来たいというふうな、多くの声が寄せられております。

第1回を、大会を経験したわけでございますので、これをどのように検証して、次回の大会に生かそうとするのかということ、その取り組みについてでございますが、まず、この検証につきましては、まず走る人、参加した人の話でございます。

ランナーの皆さんから、アンケートをいただきました。アンケートをとりまして、さまざまなお意見を伺うということ。それから、あと、いろいろな、各部会、班別の協力体制がありましたから、この各部会とか班別の反省会を開催しまして、ボランティアとか、スタッフの声もお聞きしています。

さらにまた、コース沿いの地区長さんからのご意見もお伺いしておるわけでございます。

これらのアンケートとか、反省会の中で、多

くの反省点や、改善すべき点、また、評価すべき点等が出されておるわけでございます。

これを次回、来年は3月21日に予定をしております。今、準備中でございますが、これを次回大会に生かしていくよう、そういう取り組みを進めているところでございます。

例えばで、事例的に申し上げますと、ランナーの方から、車の通行が同時になされたので、安全性について、身の危険を感じるころがありましたという声が寄せられております。

それで、先日、実行委員会がございまして、ランナーの安全策についての議論もしていただいたということでございます。これは、警察の方、交通安全の方のところから、皆さんにいい知恵を出していただいたり、また、どうしてもそこところは車をとめていくかとか、そういったことも検討しなきゃいけないんじゃないだろうかというふうなことでございます。

また、各部会とか各班との横の連携がとれていなかったこととか、コース沿いの地域の皆さんに、極端な負担を強いたということで、ボランティアは市内全域から要請すべきだというふうな声も聞いております。

次回大会は、先ほど申し上げました部会間の打ち合わせとかの、打ち合わせの会の開催を徹底しまして、いろんな、本当に細かいところまでいろんな議論をしていただいて、ボランティアの皆さん、せっかく手伝ってくれるわけですから、選手も、手伝う人も、協議役員関係も、みんなが楽しんでもらえる大会にもっていかなくちゃいけない。後で本当によかったねという声だけしか聞こえないというふうな大会に、これはもっていかなくちゃいけないというふうに思っておりますし、また、今回も、市内全域からボランティアをお願いしたわけでございますけれども、市内全域から、やっぱりもう少し、引き続きボランティアをお願いしていかなきゃいけ

ないと、こんなことも思っております。

今後、実行委員会とか部会、班の会とかを重ねまして、よりよい大会にしていきたいと、このように考えております。

それから、経済効果なんですが、こういったイベントをやる場合には、どうしても経済効果はどうだったんだというふうな話が必ず出ます。また、税金を使ってやるわけですから、その効果がどうだったかというのはあります。

ただ、我々、執行部関係におきまして、経済効果は幾らということが、なかなか調査できない。ほかのところで、お金に余裕があるところは、ボランティアじゃないんですが、コンサルとか委託して、調査して回っているというふうなところもございしますが、なかなか宿毛市の体制では、それをお金に、例えば600万出したから、みんなが600万もうけたぞという話には、なかなかちょっと、出てきにくいところがございます。そこのご容赦願いたいんですが。

宿泊に関してでございますけれども、事務局へ宿泊あっせんを依頼された方が233名でございました。その中には、数日、宿泊された方とか、応援の家族と一緒に宿泊した方などもおられるわけでございます。

また、実数は把握できていませんが、市内の宿泊先を自分で、ご自分で確保された方も多くおられます。

選手の皆さんが、それから市内で食事をする。それから、買い物をする。自動車で来られた方には、給油関係も要りますというふうな経費。

それから、運営面におきましては、プログラムや看板、それからプリンターの製作、それからスタッフへのお弁当等が、地元業者に依頼しておりますので、こういった数字、なかなか、幾らというふうな正確な数字出ませんので、ご容赦願いたいんですが、私自身は、よ

く、サッカーの大会であるとか、ほかの大会もございします。何百人泊まっていたというふうなこともございしますので、やはりそういったイベントをやるについては、相当の経済効果というものが高かったというふうな認識は持っておりますし、また、宿毛を多く知っていただいたということの次の経済効果につながるものではなかろうかというふうなことで、このボランティアの皆様、沿道の皆様の温かいおもてなしの心に触れて、また次に来たいという、その心の経済効果というものが大きかったんじゃないかというふうなことを思っているわけでございます。

それと、全国へのピーアール、もう1つなんですが、これ、全国版のマラソンの専門誌であります「ランナーズ」という雑誌があります。この「ランナーズ」の雑誌に、1ページの広告を載せました。

それから、西日本を中心としました体育施設とか、マラソン大会等へのポスターとかパンフレット、こういったものも配布いたしました。

それから、パンフレットには、宿毛を代表しますコナツとかキビナゴ、そういった特産物とか観光施設、それからだるま夕日なんかも掲載して、大きな効果があったんじゃないかなというふうなことは思っております。

それから、もう1点は、参加申し込みを事前にいただいております、36都道府県の選手の皆さんには、事前に、参加していただける皆様に、宿毛の観光パンフレットを送りまして、宿毛のピーアールに努めていたと。

初めて来る方も多かったと思っておりますけれども、やはり事前にそういった観光パンフレットがあれば、宿毛の、こんなとこだということがよくわかるんじゃないかということで送らせていただきました。

それで、ことしの3月22日は、ちょうど東

京マラソンと一緒にになりました。東京マラソン、来年の3月、また一緒かなと思ったら、また日程を変えるそうでございます、東京マラソン、来年は2月の末ぐらいになるというふうなことを聞いておりますが。

この東京マラソンの抽選に漏れた人が18万いるそうです。18万人。この何パーセントの人たちは、とにかく走ることに生きがいを持っている方もおられるし、本当に楽しみで走るということ、参加することに意義がある、そういうふうな人たちが非常に多いものですから、漏れた人は、どこかでやっぱり走りたいというふうなことを思っているわけですね。

そういった、代替の大会を探すために、この「ランナーズ」という雑誌が生かされていると思います。

恐らく、この「ランナーズ」の中で、宿毛花へんろマラソンの名は目にしているんじゃないかな、そういうふうなことを思っております。

ランナーへのアンケートの中にも、コース沿いの菜の花とか、ボランティアがよかったとか、そういった声も多くありますので、非常に感銘を、ランナーの方は受けたんじゃないかなというふうなことを思っております。

そういう声で、宿毛の良さ、グループの方がいろいろおられますから、1人が代表してきた場合には、恐らくそのグループの方々に、こうだったよという話はいくと思いますから、そういったピーアールもあったんじゃないかなというふうなことも思っております。

それから、ボランティアの確保とか育成というところでございます。これ、実は、以前に、ちょっと日程を覚えていませんが、私もいろんな大会、イベントがありますので、祭りであるとか、スポーツ大会であるとか、そういったところにボランティアが毎回出ていただいております。そういったことで、宿毛市全体で、何とか

ボランティアとか、そういうボランティア登録をしていただきたいという呼びかけを、広報等でやったんですけど、なかなかこれが、事前の登録、名前の登録がほとんどありませんでした。

こういったイベントごとには、ボランティアが来ていただけるわけでございますけど、その都度、募集をかけなきゃいけない。そんなことで、できれば募集を、その都度じゃなくて、1年間とか2年間でも通して、ボランティアを登録していただければ、この方に、この方は陸上の方をやってくれるから、その方が中心になってもらえるとか、そういうふうなことも思ってたわけですが、なかなか、その都度、ボランティアになっております。

今回も、広報9月号にボランティアの一般公募について掲載しました。

それから、実行委員会の構成団体とか、各種団体、スポーツ団体、市内の中学校、高校等への協力もお願いしていく予定でございます。

前段に申し上げましたように、次回大会は市内全域からの支援をお願いしたいというふうに考えておりますので、議員の、こちらにおられる議員各位におかれましても、積極的に、ひとつ協力を願いたいというふうに思っております。

それから、育成でございますが、事前にボランティアの説明会の開催を、これは徹底しなきゃいけない。

それから、育成、そういうことで育成に努めるとともに、ボランティアしてよかったねというふうなことを思ってもらえるような、運営も本当は、反対にしていかなきゃいけない、このように考えております。

それから、1回を経験しましたボランティアの方々、それからスタッフの方々、そういった方々に、要所要所に配置して、それでボランティアの育成にもつなげていかなきゃいけないかなど、そんなことを思っているところでござい

ます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

学校給食問題につきまして、学校給食の意義であるとか、行政の取り組みのありようなど、基本的な事項や、調理部門の民間委託について、関連して、いろいろな質問をいただきました。

まず、学校給食における基本的な認識と、調理部門の民間委託についての教育委員会としてのお答えを、説明をいたします。

議員ご指摘のように、学校給食は、学校給食法の中で、教育の一環として位置づけられています。

心身ともにたくましい知・徳・体、調和のとれた子どもの育成を目指すものとして、大変、重要な役割を担っておると考えております。議員の話されたとおりでございます。

また、近年、偏った栄養の摂取であるだとか、給食をとらないで学校に来る児童生徒がふえておるとか、食生活の乱れの、ごめんなさい、朝食でございました。朝食をとらないで学校へ出てくる子どもが多いであるとか、などの食生活の乱れであるとか、肥満であるとか、痩身傾向であるとか、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化をしていると、そういう問題が社会問題となっております。

子どものために、食に対する正しい知識と、望ましい食生活を身につけることができますように、学校においても、積極的に、望ましい食育に取り組んでまいることが、大変重要なことではないかと考えております。そういう認識は持っております。

こういうような意味からも、学校給食の意義は多いものでありますので、給食の実施におきましては、子どもたちの栄養のバランスを考え

た献立に心がけることはもとよりでありまして、地元でとれる農林水産、農業水産物を給食の材料として、可能な限り使用することによって、安全・安心な給食の提供に努めてまいっております。

米飯給食につきましては、週5回のうちで4回を実施しております。

ちなみに、全国平均が3回、高知県は週4回になっているようであります。

食物アレルギーにつきましては、食物アレルギーに苦しんでいる児童生徒の数は、現在、教育委員会がつかんでおります人数は11名となっております。

アレルギーの原因となる食品を取り除いたりだとか、また、他の食物に代替するなど、専門知識のある調理師の方が中心になって、取り除く除去食等を行っております。

続きまして、学校給食センター調理部門の民間委託につきまして、申し上げます。

この問題につきましては、平成17年度策定いたしました宿毛市行政改革大綱・集中改革プランの中に位置づけまして、平成21年度の実施に向けまして、取り組みをしてまいりました。

21年度には、実施をできませんでしたので、22年度に向けまして、取り組みを始めたところでございます。

去る9月1日付で、文書をもって、保護者や市民の皆様に対して、周知をさせていただきました。

今回の民間委託につきましては、調理部門についてのみの委託であり、学校給食センターの管理運営につきましては、これまでどおり、市の、市が直接行うものであります。

したがいまして、これまでどおり、市の職員の配置をいたしまして、また、県からも派遣をされております管理栄養士につきましても、従来どおり勤務をいたしまして、食の安全や栄養

指導、献立等、食育の推進に努めてまいります。

また、調理師の意識の高揚に、新規委託になりまして、調理師の意識がそのまま維持できるかというお話がありましたけれども、このことにつきましては、学校給食における調理師の意欲、それから意識というのは、大変重要な問題でありますので、そのことの対策につきましては、教育委員会としても、指導徹底を行ってまいります。

今後は、委託業者の募集及び選定を年内に行いまして、22年の4月から、スムーズに民間委託にできますように、取り組んでまいります。

民間委託にすることによるメリットにつきましては、調理する方の人件費の差を活用できるのではないかとことです。人件費を、約50パーセントの経費の節減が可能ではないかと考えております。

そのことが、また、どういう形で実施するかわかりませんが、基金を設置するなどして、新しい給食センターをつくるのであるとか、衛生管理をしっかりした施設にするだとか、そういうことも対応できるのが可能であると、また考えております。

それから、調理員の雇用につきましては、今までずっと、保育園であるとか、千寿園というところの交換をして、調理員さんは異動をしております。人事の異動をしておりますので、調理員さんについては、今、市の職員の調理師さんについては、そういうことでもありますので、問題ないかと思っておりますけれども、臨時雇用の調理師さんにつきましても、民間委託になった会社の方に、その調理師さんを雇っていただくようお願いをされるとか、いろいろ対応はできると思っておりますし、そのことも、市としてもかかわっていただけるのではないかと、こういうふうを考えております。

それから、現在の給食センターの施設の安全

基準についてのお尋ねでありますけれども、建設後26年を経過して、基準を十分、満たしているとは言えない状態であるとは承知をしておりますけれども、できる限り、清掃活動をするなどをして、衛生管理に努めてまいっております。

また、衛生管理についてのマニュアルにつきましても、安全・安心の給食を実施するために、委託先の業者や、調理の方と作成をしなければいけないと考えております。

また、民間委託の期限につきましては、3年間で予定をしております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 若干、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、最初に、冒頭の一般質問での発言、ロウコウカ言いますか、いう発言をしたそうですので、訂正をお願いいたします。

答弁の中で、1点、基本的な考え方としての自校方式とセンター方式との質問をさせてもらったと思っておりますけれども、現在、センター方式をやっておるのは事実でございますけれども、自校方式についての教育長の考え方があったら、示していただきたい。

この食中毒の関係についての対策も、抜けております。

それでは、質問させてもらいますが、今、教育長の方から、現在、正規の職員については、それぞれのところと。それで、臨時職員についても、新たに契約されるであろう職場にということでございますけれども、この問題については、受託先は受託先のご意見もあろうかと思っております。現時点では、白紙の状態ではないかというふうに思います。

そういった面で、この本市も経済緊急雇用創出事業ということで、雇用の促進に努めており

ますので、こういった臨時の職員についての対策も、十分、対応されなければならないというふうに考えますので、いま一度、答弁をお願いいたします。

安全衛生基準、満たされていないというような部分もあろうかということでございましたが、何点か質問を、具体的にさせてもらいたいと思います。

安全衛生基準の中にあります給食施設に関しますと、早急に整備を図ることが必要な事項といたしまして、13項目あるはずでございます。

その1つに、調理場内は汚染作業区域と、非汚染作業区域は、部屋単位で区分し、作業動線が明確となるようにすることがあげられておりますが、宿毛市の給食センターはどのようになっているのか、お示しをいただきたい。

そして、現在の宿毛市給食センターは、ウェットシステムであります。早急に計画を策定し、改善を図ることが必要な事項の中では、ドライシステムを導入してない調理場においても、ドライシステムを図ることとなっておりますが、その計画はあるのかどうか。

そして、ドライシステムを導入するとすれば、どれくらいの費用が見込まれるのか、お伺いいたします。

ちなみに、四万十市に2つあります給食センターは、ドライシステムを採用しておることでございます。

学校給食施設・設備の清潔、衛生に関する事項の中では、学校給食施設・設備の清潔、衛生の保持に努めることがあげられておまして、調理場は十分な換気を行い、湿度は80パーセント以下、温度は25度以下に保つことが望ましいといわれておりますが、宿毛市給食センターの実態はどのようになっているのか、お示しをいただきたい。

それと、食物アレルギーの対策ですけれども、

私、一番心配するのは、民間委託された場合、一般質問の中でも述べましたように、ただ調理員さんは2、100食ですか、予定されている、をただつくるだけで、ここらあたりまで目がいくかどうか、そこらあたりの対策が十分とれるかどうか。

今、11名いいましたか、ある中で、給食センターの中では、専門の調理師さん、並びに栄養士さん、学校現場と連携をして、この対策をいたしておるようですけれども、民間委託になったときに、ただその食をつくるという部分にウェットが置かれて、こういった部分がおろそかにされるんじゃないかなという危惧もいたしますので、考えがあればお示しをいただきたいと思います。

そして、保護者への説明の部分でありますけれども、今、るる、9月2日も説明がありました。そうした面で、ただ紙切れ1枚で、よろしく願いますという分だけで、本当に市民の皆さんの中に周知がはかれるかどうか、心配もいたすところでございます。

地区においては、回覧だけで、1回しか目を通さないという部分がございますので。それと、給食を今、受けているのは、小学生と中学生ですけれども、保育園、幼稚園に通う皆さん方についても、それは地区の回覧で回すかもわかりませんけれども、回覧は1回しか見ませんので、やっぱり、これから利用するであろう、そういった子どもさん、保育園を通じて、周知については徹底すべきでないかなという思いがいたします。

それと、もしこれ、9月1日ですか、1日から市内各地にそういう学校を通じ、地区を通じて説明、お願いの文書いきますか、出しておるわけですけれども、今日まで、いろいろ議会の対応の中で、市民皆さんの方から反対が起きれば、一定、計画案が後退をされた部分が幾多に

経験をいたしております。

そういった面で、市民からのそういう強い反対が起きた場合に、どういう対応をするのか、お考えを示していただきたい。

それと、経費の関係でありますけれども、経費は半分になるというお話をいただきました。

私も、いろいろ調べてみたんですけれども、学校給食センターの経費は、人件費は半分になるでしょう。けれども、そこの正規の職員9名は、宿毛市のそれぞれのポジションにいくわけですので、正規の職員の給与は変わらんわけですね。

宿毛市全体から見れば、委託料、仮に5,000万なら5,000万としますか。委託料5,000万、新たに発生をしますけれども、その中で、そこに雇われておる臨時職員が退職をするということで、委託料から臨時職員を引いた分が、宿毛市全体では経費増になるのではないかと、という考えであります、その経費の関係について、ご説明をお願いいたします。

それと、メンテナンスの関係でも、現在は給食センターの職員、大変努力をしながら、修理とか、軽微なものについては、一定の整備をいたしておりますけれども、話を聞きますと、このメンテナンス料については別であるということならば、この部分についての経費の増もつながらるのではないかなという思いがいたします。

これも一般質問させてもらったんですけれども、やはりこういったところに経済主義を導入するのはいかなものかなという思いがいたしております。本当に食の安心・安全、責任持ってその職務に遂行できる皆さん方をお願いするのが一番じゃないかなという思いがいたしますので、再度、答弁をお願いいたします。

それと、マラソンの関係については、いろいろと詳しくご説明いただきました。PDCAサイクルも用いて、いろんな反省なり、また評価

する部分を検討しながら、万全を期したいという答弁でありましたので、この花へんろマラソンについての再質問はいたしません。

2回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

まず、〇157等の食中毒に対する対応につきましては、民間委託する前も、その後も同様に、子どもたちに与える食事でございますので、今同様、慎重に取り扱いをしていただくということをお願いをします。

それから、責任につきましては、特別な場合を除いては、市で責任を負っていかなくてはならないのではないかと考えております。

先ほど申しましたように、調理部門だけを、民間委託するというところでございますので、明らかな、例えばその調理人が過失があるというような場合を除いては、市の方で対応してまいらなければならないと、そんなふうに考えております。責任ですね。

それから、自校方式につきましては、いろいろな地区で取り組みをされていると思いますけれども、だんだんと、やはり子どもが少なくなっていくということもあるせいでしょうか、だんだん少なくなっていると思います。実施をしているところがですね。

確かに自校方式でやれば、温かいものを子どもたちに、地域の食材を使って、近くのおばさんが調理をしたものを、心を込めて、調理人が大量につくっても、心を込めてつくらなくてはなりませんけれども、家庭的な雰囲気の中で給食活動ができる、食育指導ができるという点で、大事なことでありますけれども、本市では、今は自校方式については、議論はなされておられません。

今後、皆さんの中でそういう必要性があり、

話が進めば別でありますけれども、今現在は、センター方式で取り組みを続けていくという考えであります。

それから、調理する人、民間でやる場合に、人数で対応できるかどうか、今までの意欲がある人が対応できるかどうかについては、先ほど申しましたように、専門の調理師の免許を持っている方で対応していくわけです。民間委託になっても。

ですから、しっかりした対応ができると思っておりますので、その点につきましては、民間委託しても、十分、対応できると、こういうふうに思っております。

それから、13項目、細かいことについては、所長の方からお答えいたします。

それから、反対した場合に、今の計画に、地域、保護者、市民が反対した場合には、どういうふうな方法を講じるかということでもありますけれども、今は民間委託で子どもたちの食育、それから栄養管理なんかをしっかりしていくということを、理解を求めるように説明をしてみたいと思っております。

そのことによって、サービス、それから栄養、それから安心・安全な給食が守れないということはないと、我々は信じておりますので、できるだけ今のところは、反対が起こった場合にも、説明を熱心に行きたいと、こんなふうに思っております。

それから、経費につきましてのメンテナンスにつきましては、確かに、今は長期にわたって雇用された方で、その給食センターの施設そのものの機械についても、慣れた方がおりますので、いろいろな小さなことについては、修繕をしながら対応しているということで、その点が、随分と抜けているのではないかと。そのことも含めたら、経費の節減にならないのではないかと。というご指摘でありますけれども、先ほど申しま

したように、その周りの者も、その機械に慣れている人がかかわってくれると思いますので、大変、難しい問題については、業者に入ってもらわなくてはならないと思っておりますけれども、メンテナンスのことで経費が、50パーセントであるので、50パーセントそのままではないかもしれませんがけれども、大幅にそれがずれ込むということはないと、こんなふうに考えております。

そんなことでしょうか。

そのほかのことについては、所長の方からお答えをいたします。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 経費の関係で、メンテナンスの部分だけ発言をされましたけれども、給食センターの部分と、全体の、宿毛市全体の経費の部分についての説明がなかったというふうに思います。

給食センター、僕の言いたいのは給食センターとしての経費は削減される、それは50パーセントになるということですね、今までの人件費が。

けど、宿毛市全体の総予算から見ると、経費増につながるんじゃないかということでもあります。

それと、施設に関する、いろいろな部分で、ドライシステムの問題とか、何点かしたと思っておりますけれども、そのあたりについてご説明を求めます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、経費の節減につきましては、退職される方と、それから臨時で雇用している方の、今、正規の職員については、先ほど申しましたように、千寿園であるとか、保育園の場に移ります。

それで、臨時で雇用されている方については、できるだけ、我々が新しいに民間委託された会

長。

○学校給食センター所長（岡村好知君） 学校給食センター所長、4番、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、再質問でありました汚染区域、非汚染区域の部屋のことについてのお話ですが、汚染作業区域、非汚染作業区域は、部屋の単位で区分し、作業動線が明確となることを提起されているが、学校給食センターの、どのようになっているかの質問ですが、部分的に区分されている部屋もありますが、建設の構造上、汚染作業区域と非作業区域を行き来しなくてはならない作業もあります。

今後の施設の新築の際に、改善してまいりたいと考えております。

続いて、ドライシステムの件ですが、ドライシステムの導入計画については、現在、明確なものはありません。

ドライシステムを導入しようとするれば、どのくらいの費用を見込まれるかとの質問ですが、ドライ方式による施設に新築した場合の建設費は、食数にもよりますが、約7億円程度が必要かと思われまます。

続きまして、学校衛生基準における湿度80パーセント以下、温度25度以下に保つことが望ましいこととなっておりますが、衛生基準に沿うように、機械、冷風機等を購入いたしまして、今のところ、そういうようなことで対応しております。

以上で、再質問に終わります。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、保育園、幼稚園への徹底はどうかというご質問でありますけれども、そのことにつきましては、保護者、それから地域に周知徹底をする文書で対応すると考えております

けれども、再度、話し合いをさせていただきたいと考えております。

それから、先ほど、私の方でちょっと説明が足らなかったところがありますので、補足して話をさせていただきたいと思っております。

経費でございますけれども、今、給食センターの調理員が退職するであろう職員は、2名の予定です。今現在、2名の予定であります。

それから、千寿園に6名、それから、保育園に2名の臨時雇用の調理師さんがおります。

それで、今、市で給食の対応の職員が10名でありますので、その分がそのまま移行できると、こういうことでございます。

それで、経費は50パーセントそのまま、人件費については、そのままではないかと。

それから、メンテナンスにつきましては、いろいろ問題が出ると思っておりますけれども、今の段階で計算することは、ちょっと難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） この際、松浦英夫君の質問に対する答弁保留のまま、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（岡村好知君） 学校給食センター所長、4番、松浦議員の再質問の中で、私の1回目の答弁全文を取り消していただきますよう、お願いいたします。

以上です。

○議長（寺田公一君） おはかりいたします。

学校給食センター所長から、先ほどの4番、松浦英夫君の再質問に対する1回目の答弁を全

部取り消ししたい旨の申し出がありました。この申し出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、学校給食センター所長からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

4番松浦英夫君。

○4番(松浦英夫君) だんだんのご答弁もいただきましてありがとうございます。

それで、1点について、教育長に伺いますが、答弁漏れではないかというふうに思いますけれども。

私、自校方式とセンター方式が、学校給食センターの運営の中で、調理方法としてあると。

自校方式の点について、何点か、国会の審議の問題とか、何点か掲げてお尋ねをしたのは、現在、宿毛市はご案内のとおり、センター方式でやっているのは、これは事実なんです。

けれども、自校方式について、だんだんのご意見もありますよと。だから、自校方式についての、ええか悪いかの問題を、教育長の判断ですけれども、この自校方式に対する教育長としての考え方、それを早急に、あしたから自校方式にかえなさいとか言うんじゃないに、自校方式のよい点もあるんじゃないかという中で、基本的な考え方が抜けておったかなという思いがいたしますので、答弁をお願いします。

それともう1点、受託業者へは、今、坂ノ下にあります給食センターでの施設等で業務を行う予定でございますけれども、実は、昭和56年に土佐山田の給食センターが開設をされております。うちより2年ほど早いわけですがけれども、現在、移転新築検討委員会等が立ち上がって、そういう方向で動いておるようでございます。

先ほども質問の中で言いました、やっぱり安全基準の問題とか等を含めて、この新築等につ

いて、所長の方、チラッと触れたかと思えますけれども、こういう老朽化しておる現在、土佐山田の方では、既にそういうことを察知をして、取り組みをいたしておるようではございますけれども、宿毛市としては、そういう計画というか、構想というか、現時点ではどういう思いなのか、ご答弁いただきたいと思えます。

この2点。

○議長(寺田公一君) 教育長。

○教育長(岡松 泰君) 教育長、松浦議員の再質問にお答えいたします。

まず、第1点目の自校方式の件につきましては、先ほど、家庭的な雰囲気の中で、食育教育ができるであるとか、いろいろな点でお話をしました。

今現在、宿毛市では、そのことについて取り組むことにはなっていない。

教育長といたしましては、大変、財政的にそれが可能であれば、みんなで話し合っ取り組んだらいいと思えますけれども、今現在は、そんな考えはないということです。

それから、もう1点、先ほど、僕は答弁した中で、再度、つけ加えてご答弁をさせていただきたい点が2点ほどありますので、その点、よろしくをお願いします。

第1点目は、私の発言の中で、衛生的に基準を満たしていないところもあるけれどもというように答弁をしたと思えます。あれは、今、現在、宿毛市の給食センターで行っているシステムが、ウエット方式であるということで、現在はドライ方式が主であるというので、その基準には達していないというふうに、訂正をさせていただきたいと思えます。

再度、新しい施設で運営をする場合には、ドライ方式が望ましいということですので、そのときには、ドライ方式で対応したいと、こういうことでもあります。

それから、もう1点は、新築につきましては、今現在、学校の統合もありますし、消防の統合もありますので、老朽化はしておりますけれども、衛生管理に気を配ってもらって、対応しております。

大変苦勞をかけておりますけれども、市長部局とも、財政当局ともよく話し合いながら、でき得るならば、近い将来に対応したらというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） いろいろ食い違う部分もあるわけですが、この辺で質問を終わりたいと思いますけれども。

本当に、私自身、教育長の答弁の中にもありましたように、まさに、給食は教育の一環であろうというふうに思います。そして、食育の重要性という観点から、何よりも子どもたちに安心・安全な給食を提供していくという考えに基づくならば、この給食行政に経済主義を持ち込むのではなく、やはり行政の責任において取り組んでいかなければならないというふうに、私は考えております。

そして、コンプライアンスの遵守でありますけれども、ご案内のとおり、給食の実施に関しましては、学校給食法、食育基本法、食育推進基本計画、学校給食衛生管理の基準等々、多くの法律や計画がありますが、これらの法律や基準の遵守、並びに計画の推進は、行政の責務であろうと考えております。

本議会でも、同僚の中川議員の方からも、公契約のあり方についても問題提起をする中で、質問をした経過があるわけでございます。衛生管理、食育の推進等、契約内容につきましても、十分精査をする中で、対応するよう求めておきたいと思っております。

最後になりますけれども、たとえ調理部門だ

けとはいえ、民間委託をすることは、やはり私としては、行政の責任放棄じゃないかなという考えを持っておりますので、そういった中で、直営を堅持すべきであるという私の考えを申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、野々下昌文でございます。ただいま、議長のお許しがありましたので、通告順に従って、私の一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、西南地域ネットワーク株式会社、通称SWANテレビについてであります。

SWANテレビは、平成15年1月1日に本放送を開始し、テレビ環境の充実と、インターネットのブロードバンド化を図るという、宿毛市における情報化の促進を目的に出発しております。

当時の市議会においても、研究と議論を重ねた上で、全会一致で事業採択をしたと聞いておりますが、7年目になる本年も、ケーブルテレビ事業経営安定化支援貸付金として2,082万円が予算計上をされております。

どのような経緯で、今日の状況があるのか、また、本市として、今後のSWANテレビの経営について、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

続きまして、新型インフルエンザと宿毛市の取り組みについてであります。

国内の新型インフルエンザの感染が広がり、8月19日、舛添厚生労働大臣は、本格的な流行が始まったと宣言をしております。沖縄を初め、神戸、名古屋など、9月1日には、高知市内でも県内初の死者が発生し、死亡者が計10人となり、厚生労働省は8月28日、国内における新型インフルエンザの予想される患者数の推計を発表をしております。

それによると、罹患率20パーセント、例年のインフルエンザの2倍程度とした場合、最高で1日当たり約76万人の患者が発生し、ピーク時の入院患者は4万6,000人にのぼると試算をしております。

流行のピークは、起算日から9週目に訪れ、それ以降は減少に転じ、19週目で一たん終息するとされております。

ピークの具体的な時期は明示されておりませんが、現状を当てはめると、9月下旬から10月上旬と見られ、患者総数は罹患率20パーセントで、約2,500万人となる計算で、無症状の人を含めれば、国民の半数が感染する可能性もあるといわれております。

全国的に感染は広がっており、糖尿病などの持病を持つ死亡例や、重症例の報告が相次ぎ、一方で、入院例では、健康な人や未成年などの患者が大半を占めることが、改めて確認され、厚生労働省は、だれもが重症化のリスクを持つと警戒を呼びかけております。

新学期も始まり、これから冬にかけて集団感染の拡大が懸念され、学校現場での対応も急がれるところだと思います。本格的な流行が、予想よりも早く始まった新型インフルエンザに、甘い見方はしない方がいいのではないかと思います。

感染の早期発見や、急拡大の防止に、自治体はどのように取り組むのか。想定外をなくし、冷静な対応が求められます。

そこでお伺いをいたします。

宿毛市における国、県や医療機関と連携した情報共有や、機動的連携体制について、どのような連携をとられているのかお伺いいたします。

2点目として、重症化しやすい高齢者や妊婦、乳幼児ら、高リスク者に対する対策について、どう取り組まれているのかお伺いいたします。

3点目として、高齢者の多い介護、福祉施設

での集団感染を防ぐ対応策について、お伺いをいたします。

4点目に、学校現場における新型インフルエンザ対策について、予防策と発症時の対応、及び集団感染による学級閉鎖等における授業時間の確保はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

続いて、宿毛市の防災行政についてお伺いをいたします。

7月の中国・九州北部豪雨、そして台風9号に伴う豪雨は、兵庫県佐用町を初め、日本の各地を襲いました。

この台風が東に向かった8月11日未明、進路に当たる東海地方で、駿河湾沖を震源地とするマグニチュード6.5の強い地震が発生をいたしました。

当初、懸念されていた巨大地震、東海地震との関連はないと判断されましたが、どちらも被害は深刻であり、毎日、テレビで放映されていたのは、記憶に新しいところです。

台風シーズンはこれからが本番であり、特に東南海・南海地震の起きる確率は、30年以内に50パーセントから60パーセントと、政府の地震調査委員会は発表をしております。

9月1日は防災の日、そして9月は防災月間、この夏の地震と台風被害の教訓を生かして、再度、点検と対応策を急ぎ、備えあれば憂いなしを徹底したいと思った次第であります。

そこでお伺いをいたします。

7月の山口県などで豪雨被害、8月の台風9号がもたらした豪雨被害と合わせた死者は39人、その7割以上は、65歳以上の高齢者が占めております。

雨の音があつて、防災無線が聞こえなかった。老夫婦だけで、思うように避難移動できなかった。深夜に避難所へ移動中に被害に遭ってしまったなど、要援護者の避難対策や、その計画、

ハザードマップなどが用意されていても、生きた防災活動にはつながっていなかったことが浮き彫りになっているように思います。

本市にも、災害危険箇所が数多くあり、災害の発生が懸念されます。要援護者対策をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

また、宿毛市防災情報として、宿毛湾津波ハザードマップや、宿毛市防災講演会「南海地震で生き残るために」が、インターネットで配信されていますが、津波ハザードマップについては、拡大ができず位置が確認できない上、避難場所が示されておられません。もっと内容の充実を図る必要があるように思います。

例えば、洪水ハザードマップとして、松田川、中筋川流域の洪水避難地図や、浸水予測地図、危険箇所マップとして、急傾斜地崩壊危険箇所や、土石流危険渓流の場所、また防災無線の屋外拡声器の場所等々を考えられますが、大事なことは、いざというときに備えて、市内外のどこからでも、ハザードマップを見れば、宿毛市の安全な避難場所が確認できることが必要と思われませんが、市長のご所見をお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に西南地域ネットワーク株式会社の件でございますが、この経緯、現状でございます。簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

以降、SWANテレビと、ちょっと言わせていただきますが、SWANテレビは、都市部と比べ、情報通信基盤のおくれた当市の状況を改善すべく、行政、民間企業等が出資しまして、平成15年から営業開始しているところは、もう十分ご承知のとおりでございます。

設立当時でございますが、これは来るべき地

上デジタル放送の未視聴地域の解消、それから多チャンネルの映像の再送信、映像による市議会中継などの行政情報の提供、高速インターネットが使用できる環境を目標として、整備をしたところでございます。

加えまして、当時としましては最先端の情報通信環境を目指して、市内各小中学校に高速インターネットが接続できる環境を整備しています。

そのため、中山間部など、民間企業としましては、採算性の悪い箇所に長距離の光ファイバーケーブルを延伸する必要がありまして、その採算性を危惧した日本政策投資銀行から、3億4,000万円、当市に対して3億4,000万円の債務保証を求められました。

当時の執行部の提案によりまして、議会において債務保証の議決をしていただき、事業を実施した経過があるところでございます。

日本政策投資銀行と宿毛市との間の契約につきましては、SWANテレビから日本政策投資銀行への貸付金の支払いがおくれることがあれば、その支払いがおくれた貸付金に14.5パーセントの損害金を加えたものを、市が支払わなくてはならない契約となっております。

万が一、SWANテレビが支払えなくなると、SWANテレビが借り入れている金額のすべてを、宿毛市が支払わなくてはならないこととなっております。現在のSWANテレビの経営状況をかながみて、年間4回の償還金の3回分の貸し付けを、SWANテレビに対して当市が行っている、そういう状況でございます。

SWANテレビ営業開始後、情報通信分野の進歩は著しいものがございまして、現在では、市内の大部分において、テレビ等の地上デジタル放送受信機器を個人が購入することによりまして、デジタル放送が受信可能となっている状況でございます。

また、インターネット事業も、市中心部におけますNTT等による高速インターネットサービスの提供など、SWANテレビ設立当時と比べ、当市の情報通信環境が大きく進歩しているところでございます。

現在のところ、NTT等による高速なインターネットサービスが提供できる場所は、市内中心部に限られておりまして、市中心部以外の人口の少ない地区におきましては、SWANテレビによるインターネットサービスがないと、高速なインターネットサービスが受けられない状況は変わっておりません。

最近では、テレビや家庭用ゲーム機で気軽にインターネット接続できる環境となってきましたので、高速のインターネットサービスを受けられるSWANテレビの優位性は、当市におきましては必要不可欠であるというふうに考えております。

さて、現在のSWANテレビの経営状況でございますが、約5,000世帯の加入エリアを設定しております。これに対しまして、ことし8月末の加入世帯数が、宿毛市で3,219世帯となっています。

平成20年度のSWANテレビ会社の決算でございますが、これは当社の経費の削減等の企業努力もありまして、約2,200万円の単年度黒字となっておりますが、これは市からの貸付金であるとか、補助金等を支出していますので、経営状況は決してよくはありません。

今後のSWANテレビの経営につきましては、四万十市西土佐地区でのケーブルテレビ事業の受託によりまして、経営収入増が見込まれるのではないかというふうに、期待もしているところでございます。

次に、新型インフルエンザの本格流行ということでご質問がございました。

去る9月1日に、高知市内の医療機関で新型

インフルエンザに感染したと思われる70代の男性の死亡が確認されたところでございます。

原因は、基礎疾患が悪化したことによる呼吸不全によるものといわれております。

新型インフルエンザ対策について、国、県、医療機関との連携ということでございますが、国におきましては、報道等にもございますように、現時点で新型インフルエンザが弱毒性であることから、季節型のインフルエンザと同様に取り扱うこととしまして、これは、ずっと、皆さんご存じだと思いますが、うがい、手洗いの励行、そして、せきエチケットとしてのマスクの着用、それから、なるべく人ごみを避けるなどの対応を奨励しているところでございます。

国は、医療機関に対しましても、基礎疾患を有する方については、早期から抗インフルエンザウイルス薬の投与であると。特に、重症化するおそれがある患者については、優先的に新型インフルエンザ検査を実施し、入院措置を実施する等の対応をとるなど、対策を講じているところでございます。

高知県も、国の方針を受けまして、平成21年7月11日、高知県新型インフルエンザ危機管理対策本部より、新型インフルエンザにかかる対策方針を出しまして、国と同様の対策方針を出しているところでございます。

また、9月3日には、県の新型インフルエンザ対策行動計画の改定を行うために、各市町村の関係者に対しまして、説明会を開催しています。

それぞれの関係機関が十分に連携を図られるように、取り組んでいるところでございます。

宿毛市におきましても、平成21年の5月、副市長を本部長としまして、宿毛市新型インフルエンザ危機管理本部を設置しております。各課の役割を、ここで定め、全庁体制を整備することによりまして、新型インフルエンザ対策に

取り組んでいるところでございます。

次に、妊婦、幼児、高齢者等、慢性の呼吸疾患等の基礎疾患を有する方に対しての今後の取り組みについてでございますが、この方々は、感染症に対する抵抗力が弱いということで、感染症にかかりやすく、重症化する可能性が高いことから、38度以上の高熱とか、インフルエンザのような症状があれば、病院へ直接訪れるのではなくて、あらかじめ電話をしまして、病院の指示を受けて、早期に受診するように、広報とかケーブルテレビを通じて、注意を喚起してまいりたいと思っております。

次に、高齢者福祉介護施設での感染予防対策でございますが、県の管轄する施設につきましては、感染の状況に応じまして、県から直接、新型インフルエンザの対応について等の文書で、事業所が感染防止対策として取り組まなきゃならない事項等、詳細に予防対策を指導しているところでございます。

市が管轄します5つの地域密着型サービス施設につきましては、管理者に対しまして、県と同様の文書を配付しまして、新型インフルエンザに対する感染の予防策、集団発生した場合の対応、発生した場合の保健所への報告、相談体制等について、指導を行っています。

次に、今、この場をひとつお借りをしまして、市民の皆様をお願いしたいところでございますが、先ほど申しました新型インフルエンザの感染予防策としましては、日ごろからの手洗い、うがいが最善の感染防止につながっていくと思いますので、どうか日々の心がけによっては、拡大するであろうインフルエンザを最小限に抑えることができます。どうか、手洗いであるとか、うがいを励行していただきますよう、野々下議員の一般質問の場を借りてまことに申しわけございませんが、市民の方々に注意を喚起したいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

す。

次に、防災行政の関係で、要援護者対策についてでございます。

山林が多くを占めている本市でございます。土砂災害警戒区域が多く存在しておりまして、土砂災害であるとか、洪水による浸水の被害が想定されるわけでございます。

また、海岸部では、南海地震による津波被害も想定されています。

こういった災害から、要援護者を守るため、現在、市役所庁舎の中、そして消防署、社会福祉協議会、県幡多福祉保健所で構成しました組織で、要援護者対策について協議を進めているところでございます。

作業内容でございますが、今年度中に避難支援プラン全体計画を策定するとともに、全体計画に沿った要援護者リストの作成に取りかかる予定となっています。

また、来年度以降は、要援護者個々に対する避難支援者、避難経路などを含む支援プランの作成を行うために、各区長、地区長、自主防災組織民生委員を中心に、ご協力をいただきながら、災害時の個別支援プランを作成して、災害時にすばやく避難できる体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

大規模災害からの被災を少なくするためには、自助、共助の取り組みが大変重要でございます。

また、消防団等の組織率も非常に高い本市でございます。先月、8月30日にも、各、この暑い中に皆さん、消防団の皆さんが集まっていたいて、操法大会を、消防の、消火の操法大会が実施されました。

それぞれの消防団の皆さんは、お仕事の終わった後、毎夕方、訓練をされた中で、8月30日に集まっていたいて、大会を開いたと。非常に暑い日でしたが、消防服を着まして、訓練に励んでおられる。やっぱり、こうい

う姿も、皆さんにもぜひ見ていただきたいなどいうことを、私も感じたわけでございます。

また、昨日、実施いたしました県下一斉の震災対策訓練には、当市では、過去最高の24地区が参加をしていただきまして、避難訓練などを行ったわけでございます。

行政の取り組みも重要ではございますが、このように、地域全体で支え合う機運、それから防災意識の向上が、災害時要援護者対策におきましては、非常に重要なことであるというふうに考えております。

どうか、議員各位におかれましては、それぞれの地域におかれまして、今後ともご協力も賜りますよう、お願いを申し上げたいと思います。

次に、各種ハザードマップの整備と改善でございます。ホームページの充実につきましては、現在、ホームページの見直し作業も行っております。ご質問がありました津波ハザードマップが拡大できにくいと、地域がわかりにくいというご指摘でございます。これにつきましては、改善を図ってまいりたいというふうに思っております。

どうか、またいろいろ気づいたことがございましたら、またその時々にもでも指示していただければ、大変ありがたいというふうに思います。

各種ハザードマップでございますが、現在、高知県が作成しております急傾斜地崩壊危険箇所、それから土石流危険渓流区域、地すべり危険箇所などを掲載したハザードマップが作成されておりまして、県のホームページ上で掲載されておりますが、今後、このハザードマップに要援護者施設など、情報を追加していきまして、本市のホームページ上で公開していくように、対応してまいりたいと、このように考えております。

また、松田川が氾濫したことを想定したハザードマップの作成も予定しておりまして、今後、

災害に関する情報を、より多く発信することで、災害の減少につなげてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、野々下議員の一般質問、学校における新型インフルエンザ対策について、お答えをいたします。

新型インフルエンザは、現在のところ、市内の学校においては、集団感染しているという状況ではありません。

ただし、全国的な発症感染の例を見ますと、近々、本市においても集団感染のおそれは、非常に高いのではないかと予想をしております。

新型インフルエンザ集団感染の防止対策につきましては、市長の方からもいろいろお話もありましたけれども、やはり基本的には学校、家庭での対応が最も大切になるうと思っております。

8月に開催をいたしました教育委員会、校長会合同の研修会におきましては、重ねて感染をしないための防止策としては、手洗い、うがい、マスクの着用等の実施について、徹底をするようお願いをいたしました。

教育委員会としましても、新学期からの感染予防の一環として、各学校にジェル状の消毒用アルコールを配置をしております。そして、一層、予防意識の高揚を図るよう努めております。

また、学校での生活のみならず、家庭においても同様に、手洗い、うがいを励行していただくように、お願いもしているところでございます。

発症事例が出た場合の取り扱いにつきましては、その発生した児童生徒につきましては、出席の停止を、それから教職員につきましては、出勤停止の措置の取り扱いをお願いをしております。

ます。

停止期間につきましては、発症から7日間、もしくは解熱をしました、熱が下がった日から以降2日間の、どちらかの長い出席停止としていただくように、学校現場にお願いをしております。

続きまして、集団感染による学級閉鎖、学校、学年閉鎖につきましては、県の教育委員会からも基準が示されております。

1週間以内に、学級において1割を超えて感染した場合には、学級を閉鎖するようとし、1学年に複数の学級が閉鎖した場合には、学年閉鎖、複数の学年が閉鎖した場合には、学校を閉鎖する、実施をするようにとの指導がありますけれども、これにつきましては、各学校の状況等も十分に考慮して、取り扱いが必要であろうと考えております。

県教委の意見も参考にしながら、学校や学校医と協議をし、閉鎖するかどうかについての判断をしてみたいと思っております。

また、学級閉鎖等の措置をとった場合の授業時数の確保については、文科省からの指示がありますけれども、まず、学校における教育課程は、文部科学省が示した学習指導要領に基づいて、教科等の標準時間時数と、学校の自由裁量の可能な、学校裁量等の時間で構成をされております。

学級閉鎖により、学習指導要領に定められます教科等の基準の、標準の授業時数の確保が難しい状況になりますと、学校裁量で組んでいまず授業時数を、教科の授業に充当するなどの調整を図りながら、授業時数の確保を行ってまいります。

次に、それでも標準授業時数が確保できない場合には、7時間目を設置するとか、放課後での授業実施だとか、それから長期休業中、冬休みであるとか春休みであるとかの休業中に、授

業の実施によって標準授業時数の確保ができるように、学校現場と調整をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） るる答弁をいただきました。

何点か再質問をさせていただきます。

まず、情報化施策についてであります、SWANテレビ、四万十市からも事業委託より、収入が見込まれるということではありますが、1日でも早く、安定経営のできるように、努力をお願いしたいと思います。

そして、今後の情報化施策について、1つだけ確認をしておきたいと思っております。

さきの平成21年度の補正予算により、経済危機対策公共投資臨時交付金事業で、地域情報基盤整備事業として、ブロードバンドゼロ地域の解消を目指した事業費が計上され、本年度は、かなり有利な条件で事業が実施可能と聞いておりますが、SWANテレビによる情報インフラが、一定整っている本市においても、これら支援メニューの積極的な活用により、基盤整備を図っていくべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

続いて、インフルエンザ対策ですが、それぞれ、いろいろな対策をとっていただいているようではありますが、感染のピークは9月下旬から10月上旬とされますが、宿毛市においても、人が多く集まる文化行事や、宿毛まつりと重なる時期になりますので、開催に当たっては、慎重な検討の上での取り組みをお願いいたします。

また、先ほど、市長も、日ごろから手洗い、うがいが最善の感染防止になると言われましたけれども、この基本予防のために、市民、地域、事業所等へのさらなる啓発活動もお願いをしておきたいと思っております。

そして、学校における予防策ですけれども、1点、確認をしたいと思います。

予防策と、発症時の対策については、よくわかりましたが、学校現場、特に授業中等に発症した場合の医療機関との連携体制はどうなっているのか。また、その場合、感染を広げないために、マスク等の予備は、それぞれの学校に準備してあるのか、これをお伺いしたいと思います。

続いて、最後に防災行政について、お尋ねをいたします。

災害時に、最も被害者になりやすい要援護者への避難対策、生きた対策となるようお願いをしたいと思います。

そこで、1つだけ確認をしておきたいと思います。

国は、2005年に避難に関するガイドラインを、全国の市町村に体制整備を要請しております。

これは、増水や土砂崩れにより、被害が及びそうな地域の地図化、河川の水位や降雨量をもとに、住民に避難を呼びかける基準を定めるといった内容ですが、本市の体制はどうなっているのかお伺いをいたしまして、2回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、情報化関係でございますが、SWANテレビの経営安定化は、もう我々も、本当の喫緊の課題でございます。

これには、SWANテレビに加入していただかないと、なかなかこれ、安定化に向かっていけないということでございます。

加入すること、それから経営体制につきましても、社長の、去年、交代もございまして、給料も非常にダウンさせながら、それなりの企業

努力はしていただいているところでございます。

当面、加入していただくことが、非常に大切でございますので、また、この場を借りまして、市民の皆様にも、できるところは入っていただければありがたいというふうに、お願いをしたいと思います。

それから、国の経済対策に関する情報化整備についてでございますが、ブロードバンドゼロ地域の解消を目指しまして、事業を前倒しに実施すべく、国において予算措置をされているところでございます。

通常の国からの交付金の率は、事業費の3分の1でございますが、これに加え、本年度に限りまして、自治体負担分の90パーセント程度が公共投資臨時交付金を活用できる制度となっております。

本年度事業を実施すれば、市の負担が少額で済む、非常に有利な制度ができてございます。

この事業は、これまで民間事業者が採算面で参入しなかった条件不利地域の情報通信環境の改善を目的としているために、民設民営ではなく、公設民営、もしくは公設公営により実施が可能となります。

公設公営の場合には、建設、それから管理、その運営を自治体が直接行う。そして、公設民営の場合は、運営を民間事業者が行いまして、施設の建設管理は行政が行うというふうになります。

いずれの場合とも、民設民営の場合と違いまして、後年度には一定、市からの財政負担が生じてまいるといふことになります。

当市におきましても、光ケーブル設置等によりまして、情報基盤整備及び携帯電話用設備について、要望しておりまして、このほど、総務省四国通信局から内示がございました。

補助金交付申請の期日の指定まで示されておりまして、事業の詳細は決定していませんが、

概算による申請をしないと、このように考えております。

しかし、事業の実施に当たりましては、その条件が不利な住民の方々が、どのようなサービスを望んでいるかが最重要項目と考えておまして、住民ニーズを把握しながら、事業実施を検討したいと、このように考えております。

衆議院選挙の結果を踏まえて、国の補正予算の執行については、不透明な状況のものもございしますが、加えて、また時間的な制約がある事業でございます。長期的に、当市の情報化施策はどうあるべきかを、慎重に検討してまいりたいと、このように考えております。

また、今回の事業につきましても、初期投資の大部分は、国が負担しまして、市からの負担が少ないということでございますけれども、これは国策で実施する事業でございますので、我々としましては、後年度の施設の維持管理についても、これは国において負担してもらえるように、市長会等を通じて、国に要望してまいりたいと、このように考えております。

それから、インフルエンザの予防でございます。9月末から10月がピークではなからうかというご指摘でございます。

特に、10月には、いろんな行事、人の集まる、市民祭宿毛まつりもございまして、また、大相撲も宿毛市で開催されます。

そういった行事がたくさんあって、人がたくさん集まる場所、場面が予想されておりますので、ぜひ、こういったところにおきましても、帰ったら手洗い、うがいを励行していただきたい。そしてまた、基礎疾患のある方々には、マスクもぜひしていただきたいと、このように考えているわけでございます。

それから、防災関係でございます。国から避難に関するガイドラインの通知ということでございます。ありまして、避難勧告等の判断、伝

達マニュアルの作成につきましては、県と全市町村で構成しました南海地震対策等に関する市町村課題検討会におきまして、避難基準づくりワーキンググループ検討会を、平成17年8月に立ち上げまして、災害を水害、土砂災害、そして高波災害の3つに分類をしまして、それぞれの災害において、代表的と思われる市町村を選定して、避難勧告等の基準づくりを重点に作成しているわけでございます。

宿毛市は、高波災害グループに所属しまして、大島地区をモデル地区と定めまして、避難勧告等の判断、伝達マニュアルを作成しております。

このマニュアルづくりは、全市町村で共有することを目的に実施したものでございまして、水害、土砂災害のマニュアルにつきましては、それぞれのグループが作成したものを参照しております。

その後、ワーキンググループでは、避難所運営のための手引きとか、自主防災組織の運営などについても、取り組んでおまして、今後さまざまなテーマについて、マニュアル作成の必要性が求められています。

マニュアルばかりになっても困るわけでございますけれども、そういった基本的、標準的なものが、やっぱりあった方がいいだろうということでございます。

今後とも、南海地震対策等に関する市町村課題検討会におきまして、他市町村や関係機関とともに、テーマごとの標準、いわゆるマニュアル作成に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、野々下議員の再質問にお答えをいたします。

まず、学校で子どもが発熱した場合の対応の仕方についてでありますけれども、学校では、

今、マスクは備えておりません。県教委の方から、先生一人一人に1枚ずつ配布をされております。今現在。

それで、熱が出た場合には、そのマスクを着用させて対応する。それから、その子については、まず家庭の方に連絡をとる。それから、養護の先生に、学校医と相談して、状況を連絡をするようにして、保健所か、けんみん病院の方へ連絡をとるようにしたいと思っております。

今現在は、1人で発熱した場合に、保健所とか、けんみん病院に行った場合には、詳しい検査はしてもらえません。その学校で関係の深い、いつも一緒に遊んでいる子どもが2人以上感染した場合には、集団感染の疑いがありということで、公の機関で詳しい検査してもらいますけれども、1人の場合には、詳しい検査をしてあげることができませんので、校医等と連絡をしながら、相談をして、対応してまいりたいと思っております。

それから、学校には、先ほど申しましたように、アルコールとアルコール容器を置いて、子どもたちに消毒を励行するようにいたしております。

それから、今後、マスクの備えつけにつきましては、子どもの分につきましては、家庭の方をお願いするのが筋で、これは私の今の考えでありますけれども、筋ではないかと思っております。教職員については、教育委員会の方で相談をして、備えるようにする方がいいのではないだろうか、今現在は考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） るるご答弁、詳しい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

これからも、宿毛市民が安心して暮らせるまちを目指して、議員はもとより、劣らぬ努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、一般質問を行います。

初めに、今年3月議会において、景気対策として公共事業を、上半期60パーセント以上の目標とするという答弁をいただいておりますが、聞いてみますと、実績が67パーセントを超えているようであります。

職員が一丸となって、取り組んでいただきましてこの結果となり、大変ありがたく思っております。

しかしながら、先日の総選挙の結果により、政権が交代し、新政権の景気対策の方針がよく見えてきてない不安がありますが、残りの予算執行については、ぜひ12月の年末までの目標値を再度設定して、引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

質問に入りますが、7月27日より4日間、私の所属する総務文教常任委員会は、秋田県大館市に学力向上並びに学校再編への取り組みについて。同じく、秋田県能代市に総合計画策定並びにリサイクルポート指定の能代港の行政視察をすることができました。

両市と比較して、当市の取り組みが少しおかれている点について、質問したいと思います。

初めに、宿毛市振興計画について、市長にお聞きいたします。

能代市では、総合計画として、目指すまちづくりの方向性とその実現に向けた考え方や、取り組みを示す計画として、策定に2年間をかけて、従来の審議会形式をとらず、市民参画を重点として、ワークショップ形式の市民共同会議、パブリックコメントの募集、まちかどミーティング、市民の意識調査を毎年実施するなど、社会経済情勢の変化や、地域を取り巻く現状と課題、市民のニーズを踏まえた策定がなされております。

通常の計画は、この策定で終わってしまいますが、能代市では、10年の基本構想に基づいて、3点の基本目標を定めて、25の施策を展開し、すべてに目指す5年後、10年後の目標指標を設定し、基本計画を策定しています。

さらに、実施計画として、3年間の政策転換計画を行い、財政見通しとの整合を図り、予算編成に根拠になっております。

そして、この計画は、市民共同会議により、基本計画で目指す目標指標に対する進捗度合いをもとに評価を行い、次の事業展開に改善内容を反映させる行政評価システムになっている点が、先進的でありました。

宿毛市の振興計画を見てみますと、この計画は、平成13年2月19日に答申された5カ年計画と、平成18年3月22日に答申された平成22年度までの5カ年計画が、宿毛市振興計画として策定されておりますが、この計画の問題点として、PDCAのうちで、プランだけで終わっており、実施する計画としての取り組みや、政策展開があやふやな記述であり、明確でない。

そのチェックと改善が、計画期間中には行われた形跡がない。目指す目標指標がほとんどないために、達成度を図ることができない点があげられます。

いろいろな計画を、当市でも作成しておりますが、一番大切な点検評価して、処置改善されたものがあるのでしょうか、疑問ですが、この振興計画と行政改革集中プランは、本年度、点検評価して、また新しい計画に着手されると思いますが、その実施計画の工程と手法について、現在の取組状況について、また策定に当たっての本市の考えている工夫について、お聞かせ願いたいと思います。

次に、学力向上について、教育長にお伺いたします。

つい先日、平成21年度の全国学力学習状況調査の結果が発表されておりますが、この総合結果が3年連続で秋田県が1位となっております。

今回の行政視察は、このトップクラスを維持した秋田県は、なぜ学力が高いのかをテーマに、大館市を訪問いたしました。

この大館市は、平成元年度の調査では、全国レベルに届いていない教科がたくさんあり、その対応策として、平成2年に教科学習推進委員会を設立し、教育委員会より諮問を受け、3年ごとに学力向上に関する提言を作成し、現在、第6次の提言を行っております。

全国学力学習状況調査の状況を分析して、課題を見つけて、子どもたちに確かな学力を、具体的な提言として、各教育機関に期待することを細かく書かれております。

そして、学力の定着と向上の具体的な施策を、「子どもと教職員の力を1割アップしよう」を合言葉に、市内の各校の重点施策が掲載されております。

最もすぐれた点は、この提言に基づき実施された3年間の成果と課題を、その提言の政策ごとに検証して、次の提言に活かされている、しっかりとしたPDCAサイクルが確立されていることにあると思います。

秋田の教育は、この継続的な改善により、その水準が維持されると考えられます。

政権も変わり、この全国学力テストも見直しが行われるかもしれませんが、今年度の高知県の結果については、先日、知事が、中学校については引き続き厳しいが、少し希望が見えた。小学校が悪くなったのは、非常に残念。早急な対策が必要とコメントされておりましたが、宿毛市の調査結果について、お聞かせ願いたいと思います。

3月議会でも、この学力向上に対する取組

みの教育長の答弁をいただきましたが、この視察をいたしまして、先進地との取り組みに余りにも差があると感じます。

教育研究所の昨年度の業務報告によりますと、宿毛市の学力の傾向として、4項目を列記、基礎学力の向上と課題として、同じく4項目を列記しているに過ぎず、具体的な展開が見えてなく、取り組む姿勢が弱いと感じますが、今の取り組みで十分なのか、問題点はないのかをお聞かせ願いたい。

最後に、大館市内の城南小学校を学校訪問いたしました。ここでは学校支援地域本部事業として、夏休みの補充授業を、小学1年生が学習しておりましたが、担任教師の補佐として、地域のボランティアによる赤ペン先生がついておりました。

この授業の内容を十分理解し、地域との連携が見える取り組みとなっており、地域の方が、実際、教室に入っていることに感心いたしました。

この議会でも、何回もこの授業について説明を受けておりますが、大島小学校でも行われているこの授業の実施状況について、その取り組みの努力事項、現在での問題点について、お聞かせ願いたい。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、冒頭で申しいただきました景気対策について、本当にこれ、前政権で、景気対策としていろいろな交付金がおりましたので、これはやっぱり、通常の業務を含めまして、やはり景気対策として、市としても通常の、自分のところの事業についても、早く発注して、景気対策に少しでもなるようにということで、目標値を半分以上ということで

立てました。

その結果で、60数パーセントが上半期いったわけでございますが、なお、12月まで、来年の3月までであるのではないよという形で、できるだけ早めの執行をしまいたい、このように考えております。

目標値につきましても、1つ目標を、これからきちんと立てまして、12月までにはどれだけいくかということ推定をいたしまして、立てて、公表したいと思っております。

それから、能代市との比較の中で、おこなっているというふうなことを言われました。

ちょっと、おこなっているということについては、私もちょっと引掛かりがありますが、おこなっているかどうか、これは比較検討しなきゃいけないわけですが、私も他の自治体と、各市長会での文書とかも結構勉強させていただきまして、よいところは学んでいこうという姿勢ではあります。

それぞれ地域によって、その地域の人間性であるとか、地域の実情であるとか、行政、役所の人口であるとか、取り組みの人数配分であるとか、いろいろな体制が違うと思うんですね。

だから、能代市がいい事例を見てきましたということで、今、今城議員から教えていただきました。こういうことについて、私どもで考え直して、できるものについては、それで取り組んでいくということの形でやっていきたいなということを思いました。

13年に、宿毛市ではこの宿毛市振興計画ができておるわけでございますけれども、その13年から、いわゆる10年間の振興計画は、計画立てになっております。そういったことで、今、13年の計画が今に全部当てはまるかといったら、なかなか去年からのリーマンショックの景気対策であるとか、非常に世の中の流動性というのは、非常に高いものがあります。

そういったもので、振興計画そのものが、今、このままやっつけていける、いけないというふうな判断もしななきゃいけない。そこにチェックの機能がないんじゃないかということでございますけれども、私どもの方としましては、一応の計画はありますが、これはやっぱりチェックして、その計画に対して、どういうふうな効果があったかということは、やっぱりチェックしなきゃいけない。

そのご指摘の部分については、反省はしてまいりたいと、このように考えております。

宿毛市での計画策定につきましては、これは自治法でこういう計画をつくりなさいということになっておりますが、聞きましたら、限られた人員と予算の中で、比較的短時間、少人数で運営可能な審議会方式にしたというふうなことで、宿毛市振興計画はでき上がっておるわけでございます。

22年まででございますので、この次の計画を立てていかなきゃいけない。そういうことにつきましては、いろんな方からご意見もやっぱりいただきながら、各方面からいただかなきゃいけないというふうなことは考えております。

今、チェック機能というふうな、チェック、いわゆるシートというものもございません。そういったもので、チェック機能を持たせまして、次のアクションへつなげるシステム、これをやっぱり構築していかなきゃいけないというふうなことは考えております。

その実現のためには、目標となる指標なんかも検討しまして、計画をつくってそのままじゃ、何ともなりませんので、やっぱり実行できる計画をつくっていかなきゃいけない。市民にとっても、わかりやすい内容であり、それから、周知方法等も幅広く、わかりやすくしていかなきゃいけないかな。

それから、行政と市民の皆様方との情報の共

有の拡大にも、これは取り組んでいかなきゃいけない。議会でもいろいろご指摘も、今までもしていただいておりますので、そういったものについては、取り入れて、取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それから、行政改革大綱の集中改革プランでございますが、これは平成17年度に策定をしたわけでございまして、5カ年の計画になっております。

今年度が最終年度でございまして、この行革プランにつきましては、総務省からの、いわゆる地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針という通達が出てまして、これにおいて、プランを策定しなさいということがうたわれたわけでございます。

その結果で策定したものでございまして、このプランの策定につきましては、各課から提案された項目をもとにしまして、素案を作成して、宿毛市行政改革推進本部で2つの専門部会をつくりました。ここで修正を加えた後に、推進本部で最終的な協議を行いまして、宿毛市行政改革推進委員会で審議された内容を、集中改革プランとして策定したわけでございます。

これにも、全部が全部載ってない部分もございまして、その間に執行させていただいた部分もございまして。

プランに盛り込まれてない事業についても、見直し事業があったら、計画途中でもプランに盛り込んでいかなきゃいけないというふうなことも考えております。

今回の集中改革プランの中の結果と言いますか、それをちょっとご報告させていただきますと、職員数の削減計画におきましては、この5カ年に間に32名の削減を目標としておったわけでございますが、4年目で目標値を上回る43名の削減ということになりました。

それから、民間委託等の推進計画におきまし

ては、6つの施設を指定管理者に指定しまして、図書館の窓口業務をNPO宿毛雇用サポートセンターに委託しました。そういった形での行政のスリム化に努めてまいったわけでございます。

計画の取り組み状況でございますが、これは毎年度、宿毛市行政改革推進委員会に報告して、ご指摘、ご提言をいただいております。その中で、より効率的、効果的な行財政運営に取り組んでおりまして、市民の皆様に対しまして、広報とかホームページで公開をさせていただいております。

新計画策定の工程と手法及び本市の考えている工夫でございますが、現在のところ、これ、先ほど申しました総務省からの通達に基づいた形があります。指針はまだ示されておりませんが、項目等詳細について、まだこの部分についてのお示しができません。

現計画を検証する中で、知恵を出し、工夫をしまして、来年度から新たな行政改革をスタートをさせるべく、今年度中に公募などによりまして、新たな委員を委嘱しまして、新計画の策定に取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、平成21年度の学力テストの本市の結果についてでありますけれども、中学生については、ほぼ全国並みというところでありまして、数学については、やや全国を少し下回っております。小学校につきましては、国語については、やや全国を下回り、算数については、全国をかなり下回っているという点で、高知県の様子そのものではないかと思っております。

中学校については、国語については、かなり高いと。数学についても、高知県の中では、そ

んなに低い方ではありません。そういう状況であります。

この学力テストの結果につきまして、教育研究所で細かな分析を進めております。各学校でも分析結果をしまして、研究所が主体となりまして、研究主任会を開催して、指導主事と協力して、学校ごとの課題を抱える。どんな課題を抱えているかについて、意見交換や研修をして、各学校の学力向上の取り組みにつなげていきたいと考えております。

昨年につきましても、すべての学校ではありませんでしたけれども、校内研修に私が参加をさせてもらって、教職員に現状を訴えて、学力向上、特に学力保障という点で、取り組みの要請をしまりました。

今年度につきましては、すべての学校に出かけて、すべての教職員に共通の認識の上で、改善のための手立てを真剣に考えていただくように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育研究所の活動が弱いのではないかというご指摘であります。

教育研究所は、平成10年度に設置をされて以来、基礎学力の向上を第一としまして、不登校、いじめ問題にかかわる教育相談であるとか、情報教育の推進等に取り組んでまいりました。

宿毛市小中学校の研究会の充実を図るために、不登校、いじめ問題の取り組みを始めまして、学力向上のための研究主任会の開催、教科別の研修会を充実するための取り組みを、市教職員の資質向上の取り組みを進めております。

そして、学力向上の対策にも取り組んでおります。

今年度から、新たな取り組みといたしまして、不登校、いじめ対策小中連携事業、これは県の事業でありますけれども、中1ギャップ解消事業と別名申しておりますが、その指定を受けまして、小学校から中学校において、環境の変化

や授業形態の変化によって、不登校や学力不振となる傾向があることから、いわゆる中1ギャップでありますけれども、その対策として、小学校と中学校の交流を促進をいたしまして、小中の教職員が協働して、小中学校における連続性のある生徒指導であるとか、学力不振傾向が見られる生徒に対する学習支援を進めてまいっております。

子どもたちが中学校に入って、ソフトランニングできるように、授業の展開のつながりをいかにするかであるとか、それから、生活指導の連携活動を図るように、努力をしております。

しかしながら、現状において、本市の児童生徒の学力は、全国平均にも達しておりませんので、まず、先ほど申しましたように、学力テストや到達度テストなどの分析を的確に行って、学校ごとに課題を明らかにする中で、その分析をもとに、各学校の先生方と協力しながら、その課題や学習面で弱いと思われる箇所を改善するための取り組みをしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

教育委員会としましても、先ほど、議員が説明の中にもありましたけれども、学校地域支援本部事業、これは大島小学校で行っているわけでありまして、その中で取り組む内容といたしましては、登下校の安全の確保であるとか、それから、環境整備であるとか、授業等の学校支援、それから学校行事への支援、これは先生の多忙化解消につながる、子どもたちと向かえる、子どもたちと向き合える授業を確保するということでもありますけれども、その中の、議員のご指摘にもありましたけれども、4点ある中の3点、授業等への学校支援というところが、反省としてどのような点が足りないのかと、質問がありましたけれども、この点が、地域の人がかかわっていく中で、文化、芸能の伝達であるとか、そういうことはうまくいっているけ

れども、学力推進、学力保障の面がかかわっていくことが弱いという反省が、今、なされております。

そのことにつきまして、教育委員会としても、地域の力をどのように活用したらいいのかというのを、今、考え中であります。

それから、教育委員会の取り組みといたしましても、学力向上のための学校重点支援といたしまして、片島中学校で取り組みをしております。これは、エキスパートに山本敦子さんという、前々の東中学校の校長先生に来てもらって、授業を見てもらって、きょうの授業については、こんなところが足らなかったのではないだろうか。子どもの発問をこんなに生かして取り組むのではないだろうかというような反省をする中で、先生の授業力改善、資質向上、そんな面に取り組むをしております。

それから、大島小学校におきましては、小学校、文科省の指定を受けまして、小学校外国語活動推進事業というのをしております。

いろいろ取り組みはしておりますけれども、一番大事なことは、やはり、私が学校の中で当事者意識と言いますか、先生に危機感を持たす工夫が足りないのではないかと。もう少し、先生が宿毛の学力については、こういうふうな対応をしていかななくてはならないのではないだろうかという取り組みが、教育研究所も含めて、私も含めまして、どういうふうにして先生に危機感を持ってもらうようにするかという点が、今後の課題であると。そういうことについて、どういふふうに取り組んでいかないかかと、今、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 丁寧な答弁をいただきましたが、若干、再質問をさせていただきます。

発注率については、また数値を設定するとい

うか、質問項目じゃないんですけれども。

前回、60とうたって67、ちょっと甘いんじゃないか。たやすい、設定できる目標じゃないに、ちょっと上を目指した目標を立てるべきじゃないかと思います。

総合計画については、今までは予算編成や施策方針に注目が集まったわけですが、これからは、その結果として、住民生活がどう変わったのか、どう生活が向上したのか、その成果について検証されるようになると思います。

これは、ニュー・パブリック・マネジメントといわれる行政手法なんですけど、効率性と収益性を重視して、戦略政策の策定と、個々の重点政策の目的に見合った数値目標を設定し、その達成を基準として、政策が評価されることだそうなんです。

やはり、数値目標は、非常に大事なもので、この総合計画は、一番上位の計画になりますので、トップとして、マニフェストの1つになるんじゃないか。

これから、市長は、この総合計画策定に際して、どんな関与をしていくか。事務方にまかせっきりじゃなしに、自分は、目標設定はこれとこれをするとか、そういう関与の方法について、再質問させていただきたいと思います。

いろいろ執行部の点検評価ばかり言われるんですけれども、この議会も点検評価されることは必要じゃないでしょうか。4年に1回の選挙が評価かもしれませんが、議会議員の活動評価、改善も、市民の満足度の向上のために必要になるかもしれません。点検評価されるということは、非常に怖いんですけれども、これからは絶対に必要性を感じます。

それから、行政改革プランについてですが、いつもカットばかり議論をする。カットばかりじゃなしに、これは必要だという、増額だという議論も必要じゃないでしょうか。総務省の

シートがこうだからじゃなしに、本市としての取り組みとして、マイナスばかりじゃない、プラスも議論していただきたい。

今までにないような報告も出していただきたいと思います。

それから、教育行政、学力向上についてですが、危機感を持っているけど、今から考えるということで、大館市との一番の差は、教育研究所のいろんな施策、立案をする所長さんが、校長籍の方で招聘されたというか、その大館市の方へ、県の職員から移籍して、学校教育課長と兼務して取り組んでいる。

それで、経験もあり、いろんな施策の展開がスムーズにできる、そういうメリットを感じました。

宿毛市を見てみますと、条例によりまして、教育研究所の所長は、非常勤の特別職となっております。

そういう非常勤で十分なマネジメントができるのか。少し問題があれば、フォローするような職員もつけるべきじゃないか、少し、ちょっと活性化も必要じゃないかと思って、再質問させていただきます。

今でも現状、変えていく必要ないのか、それとも変えるに当たり、いろんな施策を考えるに当たり、大館市はこんな分厚い提言をされているんですね。細かく。

やっぱり、掛け声だけでは進まない。しっかりとした計画を立てていかないかん。そして、できたかできんか、上がるのか、上がったのかを検証して、また変えていかないかん。そういうことが、これから必要だと思いますが、その点について再質問、よろしくお願いします。

再答弁をお願いします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の再質問にお答えをいたします。

振興計画の関係でございます。私も思っていることは同じでございます、これからやっぱり数値目標たるものが、非常に大切になってくると思っています。

どこまで、その数値目標が出せるかというのは、非常に大変な、神経使わなきゃいけないというふうに、私自身も思っております。

今ある振興計画には、残念ながら、私、そのとき関与できていなかったということがございますが、今のところは、まだ任期がございますので、次の振興計画には、必ず自分の、やっぱり思いたるもの、やっぱり市民の代表たるものの思いを、この計画にやっぱり反映していかなくちゃいけない、このように思っておりますので、余り口出しすぎてもいけないし、あんまり口出さなすぎてもいけない、そこら辺の、何とか調整というものを考えながら、そういった数値目標が出していけるような、そんなことに努めてまいりたいと、このように考えます。

それから、まさに行革の話が出まして、カットばかりじゃいけないよと。これは、実は私、おととい、実は日本商工会議所青年部の四国ブロック大会、これ全国から来られてました。

その日にあいさつを、歓迎のあいさつの中で言わせていただいたんですが、我々も、やっぱり行革をたくさんやってます。いろんなカット、カット、カットばかりでは、やっぱりもういけないんじゃないか。やっぱり、これにつけ加えていくような、プラス面がなきゃいけないんじゃないかということを、知事も横におりました。そこで言わせていただいたわけでございますけど。

やはり、今城議員のご指摘のとおりのこと、本当に先ほどのことを、私、大勢の前で、450人ぐらい来ておりましたけど、そこで言わせていただいたわけでございます。

行革というのは、行政をよくしていくという

こと、それから、市民のために、何が必要であるか、その市民のためになることをしていくのが、行政改革でもありますから、何かこう、一般的に言うと、行政改革言うと、何かをなくす。給料をカットするだとか、人員カットするだとか、施設をカットするだとか、そんなことばかりが出ております。そうじゃなくて、やっぱり前向きに、市民のために、行政のシステムにしる、組織にしる、そういったものがよくなることを考えていくのが、行政改革でもあるというふうに、私自身は考えております。

そういった観点で進めてまいりたいと、このように考えます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、今城議員の再質問にお答えをいたします。

今城議員の提案の中で、研究所の役割が、もっと、研究所の充実化を図るべきではないかという指摘がありました。

実は、教育委員会の随行していたものが課長補佐でありましたけれども、彼が帰って来たときに、大館市の話も聞きました。

研究所の所長の、どんな地位であるかという話も聞きまして、随分と参考になりましたし、今城議員の話を聞く中で、研究所のあり方についても、なるほどなと思うところもありました。

2点ほど、学力向上について取り組みが、今の宿毛市では大事ではないかと考えております。

1点目は、今城議員のご指摘のように、研究所の所長の身分と言いますか、権限はどのように扱うかということも、大変重要な問題だと思っております。

年度当初に、例えば学力向上について、それから不登校対応については、研究所の所長の考えは、教育委員会の、教育長を代行するであるとかいうようなことを、学校現場が理解をし

ておいてもらって、話をすると、現場の職員にも徹底するということはあろうかと思っております。

そのことにつきましては、今、今城議員の話がありまして、実は、県の事業が、宿毛市が特別な事業を行う場合には、活性化に向けての取り組みを行う場合には、県が半分、2分の1出しても、補助してもいいんですよという話が、この前、説明がありました。課長が来て。

だから、例えば、今の3日半来ているのを、こんな取り組みをするのでということで、県から半分出してもろて、市から半分出してもろて、5日間来てもらって、それが権限も、課長、いろいろな予算だとか、一般的な権限は課長、次長がありますけれども、学校の学力向上であるとか、不登校対応については、教育長の代行として、研究所の所長が対応するだとかいう方法もありはしないかと。

市長にも全然相談してない、今、私が考えたことですから、そういう方法もあるんじゃないかと思われること。

それから、何と言っても大事なことは、保護者、先生も含めて、危機感が、僕はないのが一番残念であると思っております。

異動の何かでも、保護者も、みんなが要求する場合に、数学の指導者のうまい人をよこしてくださいというようなことは、ほとんど聞きませぬ。野球の指導者のいい先生をよこしてくださいであるとか、バレーの上手な、指導が上手な先生をよこしてくださいとかいう、そういうことですので。学校の先生も、学力の調査は、1つの資料ですね、みたいなことを平気で言うので、そういうことではだめだということ言うんですけども、やっぱり、学力保障については、ある程度、危機感があると思うがですけども、推進、そういうことについては、割と先生は危機感がないと。保護者もないのではな

いかと。

そういう点を、いかに変革をしていくかということも、宿毛の、高知の学力を向上するのに、大きに寄与するのではないかと、こんな2点を、ちょっと今、今城議員の意見を伺いながら、ちょっと考えたところでした。

その後段の部分は、ずっと考えておったところですよ。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） いろいろ前向きな答弁、ありがとうございました。

実現していけるような方法で、しっかりと、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、15分間休憩いたします。

午後 2時40分 休憩

午後 2時57分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、健康診査の実施について、お伺いをいたします。

市民の皆様の健康づくりのためと、療養給付の軽減の観点から、健康診査の拡大、充実の問題について、質問をいたします。

平成20年度から75歳以上の方の医療費については、後期高齢者医療制度へ、老人保健事業については、健康増進法に移行し、新たに40歳以上の方については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、いわゆるメタボリックシンドロームに対応するための特定健康診査、特定保健指導を実施する制度に移行したわけで

あります。

ところが、このメタボリック対象の健診は、脳卒中や心筋梗塞を減らして、将来の医療費を削減させていこうということで、悪いことではないと思いますが、この健診が市町村など、医療保険者に義務づけられたのに対して、がん検診は努力義務にとどまっていることから、どうしても特定保健診査に重点が置かれ、以前から行われていたがん検診がおざなりにされるのではないかとの懸念もあります。

特定健康診査とがん検診の受診率をともに上げていくことが、疾病の未然の防止ということに重要だと思いますので、現在のそれぞれの受診率の実態と、今後の受診率向上策についてお伺いをいたします。

次に、ヒブワクチンについてお伺いをいたします。

ヒブとは、ヘモフィルスインフルエンザ菌B型という細菌のことです。最初に発見されたときに、インフルエンザ感染者から発見されたために、このインフルエンザ菌という名前がつけましたが、皆様の知っているインフルエンザウイルスとは全く違います。

このヒブという細菌が、人から人へ飛沫感染し、鼻咽腔に保菌され、これが病原菌となり、肺炎や喉頭蓋炎、敗血症などの重篤な全身性疾患を引き起こします。

中でも髄膜炎に感染するヒブ髄膜炎は、最も頻度が高く、予後が悪い病気です。

ヒブ髄膜炎は、多くの場合は、生後3カ月から5歳になるまでの子どもたちがかかります。特に、2歳未満のお子さんに最も多いので、注意が必要です。

毎年、全国で約600人の乳幼児がヒブ髄膜炎にかかっています。ヒブ髄膜炎にかかると、発熱、頭痛、嘔吐、けいれんなどの風邪のような症状が見られ、そのうちの約5パーセントは

死亡し、約25パーセントに後遺症、聴覚障害、発達遅延、神経学的障害などが見られます。

ヒブ髄膜炎は、初期症状が風邪症状と区別がつきにくく、簡単な検査では診断が付きません。

また、早期診断がついても、現在では耐性菌がふえているため、治療が難しくなっています。

このため、ワクチンの研究が開発され、1987年にアメリカで使用開始されたのがヒブワクチンです。

世界保健機構（WHO）では、1998年にヒブワクチンを乳幼児への定期接種ワクチンに推奨をし、現在までに世界120カ国以上で導入されており、それらの国では、ヒブ髄膜炎は既に過去の病気となっています。

平成20年12月19日、乳幼児の細菌性髄膜炎予防となるヒブワクチンが国内で販売、供給開始されました。国内での販売開始となったヒブワクチンは、任意接種のため、予防接種を受けるかどうかは各家庭の判断となり、標準的な費用は、1回当たり7,000円から8,000円で、接種回数は、乳幼児の月齢によって変わってきます。

接種年齢は、生後2カ月以上になれば受けられます。望ましい接種スケジュールは、初回免疫として生後2カ月から7カ月になるまでに接種を開始し、4週間から8週間の間隔で3回、追加免疫として、3回目の接種から約1年後に1回の計4回接種をします。

生後7カ月から12カ月未満までに接種を開始する場合は、4週間から8週間の間隔で2回、追加免疫として2回目の接種から約1年後に1回の計3回接種をします。

生後1歳以上5歳未満の場合は、通常接種は1回です。

費用が高額なため、接種費用に対する公的助成を行う自治体がふえてきております。子どもたちの命を守るために、早急な対応を必要とす

ることから、本市としての考えを市長にお伺いをいたします。

1点目。まだまだお母さんの間でも、乳幼児の細菌性髄膜炎の正しい理解や認識、そしてヒブワクチン接種のことを知るお母さんが少なく、情報として知り得る手段としては、インターネットの子育てサイトや、育児雑誌、新聞、テレビなどで情報を得るしかありません。

本市として、ヒブワクチンに対する情報提供をどのようにされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、情報提供をしていなければ、今後、どのように情報提供をしていくのか、あわせてお伺いをいたします。

2点目、先ほど申し上げましたとおり、任意接種であり、各家庭の判断になりますが、現状は、高額な費用になるため、全国さまざまな市町村で、費用の全部、一部を助成する制度が始まっております。幼い子どもを持つ家庭の負担軽減として、何とか公費負担、助成ができないものかと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、健康診査でございますが、受診率、双方の受診率を引き上げていくことが、疾病の未然防止につながるということは、非常に重要なことでございまして、岡崎議員のおっしゃるとおりでございます。

平成20年度から始まりました特定健診の受診率でございますが、数字をちょっと申し上げますと、国保の対象者数が20年4月1日現在で5,857人、その中で、受診者が1,353人で、実施率はわずか23.1パーセントということになってございまして、当市が目標とし

ております平成24年度の受診率65パーセント達成には、非常に厳しいものがございます。

これは、やはり市民の皆様が自分の病気予防というふうなことで、ぜひ、みずから出かけて行ってやっていただきたいというふうに思っております。

市では、広報、ケーブルテレビ、そしてまた、地区長さんにもお願いしまして、会報を回していただいたりして、市民の皆様によりわかりやすく、より理解していただくような工夫をこらさず中で、受診勧奨のピーアールをしてきたわけでございます。

なお、こういったことで、もっとこういった方法でピーアールすればいいじゃないかということがございましたら、また知恵も貸していただきたいというふうに思います。

それから、平成20年度のがん検診の受診率でございますが、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、それから肺がん胸部レントゲンというふうな形で分けてございますが、それぞれ対象者に対する受診者を申し上げますと、胃がんが9.6パーセント、それから大腸がんが11.1パーセント、子宮がんが7.3パーセント、それから乳がんが10.9パーセント、それから肺がん胸部レントゲン検診が43.9パーセントというふうな数字が出ております。

非常に低い数字となっております、これはやっぱり住民の多くの方々が、自分の健康に、まず元気な方は自信を持っているんですね。仕事が忙しくて検診にも行けないというふうな方もおられます。まさか、自分のがんにはかかってないだろうというのが、ご自分の思いだろうと思いますし、そういったことで、健康を過信してしまっていることが、原因ではなからうかなというふうに分析はしているわけでございます。

こういった低い数字で、受診結果を見ますと、

要精密検査と、受診した方の中で要精密検査と診断された方が、胃がんでは9.3パーセントもあります。それから、大腸がんでは4.0パーセント、それから子宮がんが0.2パーセントという方々が、要精密検査という数字が出ております。

これは、がんにつながる結果というふうにご認識いただければありがたいと思っておりますが、がん以外の疾患も見つけることができます。

がん検診は、病気が進行しないうちに見つけることが大切でございます。どうか、市民の皆様にも、ぜひ、対象の方々は、検診を受けていただきたいと、このように考えております。

今議会にも、女性特有のがん検診という事業を予算計上しておりまして、この事業は、一定年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がんの検診料の自己負担分を免除することによりまして、女性特有のがん対策を推進することを目的とする、全額国庫補助の事業でございます。

対象者は、子宮がん検診につきましては、20歳から40歳までの5歳間隔。それから、乳がん検診は、40歳から60歳までの5歳間隔でございまして、無料クーポン券及び検診手帳を個別配布することによりまして、検診受診率の向上を図ってまいりたいと、このように考えております。

検診方法でございますが、集団検診を基本としまして、受診可能な日程表を同封しまして、受診希望に添えるよう、調整してまいりたいと、このように考えております。

これも景気対策で行う事業でございまして、補助は今年度、単年度の予定ですが、この事業をきっかけにして、市民の皆様健康への意識を持っていただきたいというふうに考えております。

また、相乗効果の上がる受診率向上策につき

ましては、従来どおり、各種がん検診と特定健診をセットで行いまして、未受診者に対しましては、双方の健診を合わせて、電話とか自宅訪問による受診勧奨を行ってまいります。

いずれにしましても、自分の健康は自分で守るという意識を市民の皆様を持っていただくことが大切でございます。

今後とも、その意識が定着するよう、市としても、積極的に取り組んでまいりたい、このように思います。

続いて、ヒブワクチンでございますが、私も実は、この質問通告があつて初めてヒブワクチンというものを知り得ました。

現在、宿毛市が実施しています予防接種の情報提供は、主に広報と乳幼児健診時に行つておるわけでございます。ご質問にあつた乳幼児の細菌性髄膜炎の知識提供とか、ヒブワクチンにつきましては、これは保護者から電話や来所、それから健診などで問い合わせがあつたときに、予防接種担当及び保健師が対応している状況でございます。

また、今後の情報提供の方法としましては、ヒブによる細菌性髄膜炎に関する予防を含めた情報を、広報で周知させるとともに、乳幼児健診においても、予防接種担当が直接、保護者に、いわゆる定期接種、ポリオ、三種混合、二種混合とか、いろいろな定期接種がございまして、その有無の確認、それから受診勧奨をしていることから、今後も定期接種の受診勧奨もあわせて、問い合わせに対応してまいりたいと、このように考えております。

現在、宿毛市でヒブワクチンの接種を実施している医療機関は、小児外来を持つ2機関でございます。保護者から予防接種の要望があつたときに、ワクチンを取り寄せて接種をするという状況でございまして、接種までに約1カ月近くかかるという状況です。

また、ワクチンが非常に手に入りにくいことから、希望者全員に接種できる状況が、現在、ございません。国や県も、公費負担助成については、今のところ、市町村の裁量に任せているというふうな現状でございます。

今後、国内におけるヒブワクチンの予防接種の有用性、またワクチン入手の確実性が、国において認められ、定期予防接種と同様に実施する必要があるというふうに、私自身は思っておりますので、またこの公費助成についても、国、県へも要望してまいりたいと、このようなことも考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） それでは、2番、再質問をいたします。

まず、健康診査の実施についてですけれども、今、説明を受けました。

平成20年度の健康診査の受診率が23.1パーセントだとお聞きをいたしました。平成24年度の目標数値が65パーセントということで、まだまだ受診率を上げる必要があるということでお答えいただきましたので、ことし、平成21年度はこの23.1パーセントの受診率が、それ以上、30パーセント、もしくは40パーセントになるような努力をしていただきたい、そのように思っております。

次に、がん検診についてですけれども、本市では、先ほど説明がありました胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がんの5つのがん検診を実施しております。平成19年度と20年度とを比較すると、大腸がんのみの受診率がふえ、その他の胃がん、子宮がん、乳がん、肺がんについては、受診率が減っておりますが、その理由がわかればお教え願いたいと思います。

次に、平成21年4月1日より、女性特有のがん検診推進事業が実施されると、先ほど、市

長の方からご説明がありましたが、本市としても、9月以降に実施をされる予定であるとは思いますが、本市において、乳がん検診対象者人数と、子宮頸がん検診対象者人数をお伺いいたします。

また、目標の受診率について、あわせて、わかればですけれども、お教え願いたいと思っております。

次に、ヒブワクチンについてですけれども、まず、情報提供については、順次、広報紙もしくは乳幼児健診などでしていくということですので、できれば早急をお願いをしていって、広報もできるだけ早い段階で、ヒブワクチンについて説明をしていただきたいと、そのように思っております。

このヒブワクチンは、先ほど、一般質問でも述べましたけれども、平成20年度12月19日から、国内で販売が再開されてもおります。

本市において、今現在、何人の方がこのヒブワクチンを接種されているのか、ご存じでしょうか。

8月末日に、市内の病院に2カ所お電話したところ、延べ人数が28名の方々が接種されたとお聞きをいたしました。本市において、接種すべき乳幼児の人数は、平成21年8月1日現在で811人いるそうですので、これにしては、任意接種にしても少ない人数ではないだろうかと思っております。

多分、知らない方が多いんだと、私自身認識をしておりますので、この現状をも含めて、早めに対応をしていただきたい、そのように思っております。

あと1つ提案ですけれども、本市では、乳児家庭全戸訪問事業として、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を、担当の保健師さんが訪問をしてくれます。その訪問の機会に、ヒブワクチンに関する情報を提供できるかと思いま

すが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、ヒブワクチンの公費負担、助成についてですけれども、現在、全国2カ所で全額助成をしている自治体がございます。

1つ目は、北海道の幌加内町です。

幌加内町では、ゼロ歳から5歳未満までを対象に、全額助成をしております。

2つ目は、鹿児島県の伊佐市です。

伊佐市では、対象年齢を生後3カ月から3歳未満で、三種混合と同時接種したときのみ、全額助成をしております。

また、一部助成をしている自治体もあります。

それで、いろいろな自治体の取り組みを聞いていただいて、そしてまた担当課と検討していただく中で、本市の独自の助成制度を構築していただきたいと思いますが、再度、市長にお伺いをいたしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の再質問にお答えをいたします。

健診の受診率でございます。これ、本当に広報を皆さんに意識を持ってもらわなきゃいけない、これが一番でございます。

我々も受診率を高めるための努力は、今後とも引き続いてやってまいりたいというふうに思います。

それから、がんの検診の数値の関係でございますが、それは後で保健介護課長の方から説明をさせます。

それから、ヒブワクチンの関係の再質問でございますが、当市の保健師が生後4カ月までに、全出生児を対象に、訪問活動は実施しておりますけれども、保健師が実施する乳児訪問では、母子の健康、安全を第一に考えまして、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況とか、養育環境等の把握や助

言を行いまして、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげることを目的に実施しております。

保健師が自宅へ訪問することによって、直接、保護者と会ってお話をできることから、今後、情報提供の手段の1つとして、活用してまいることいたします。

そしてまた、公費助成でございます。お話を伺ってまして、私自身も、これは、先ほど国や県へという話もしたわけでございますが、やはり病気予防、それから命を助けるということの観点からすれば、財政的なことばかり言ってもいられないだろうというふうなことで、この公費投資での助成ということにつきましては、このヒブワクチンに関する知識も、我々もさらに高めて、その上で、早いうちに、前向きに検討させていただければありがたいというふうに思います。

財政的なことを余り言いたくはないんですが、その辺も加味しながら、できればこの公費助成、宿毛市としての公費助成を前向きにやっていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 保健介護課長。

○保健介護課長（三本義男君） 保健介護課長、2番、岡崎利久議員の再質問にお答えいたします。

女性特有のがん検診の事業における対象者でございますが、乳がん検診の対象者は846名、子宮がん検診対象者は556名となっております。

対象者全員に無料クーポン券及び健康手帳を、10月上旬に個別送付いたしますので、これからお手元に届いた際には、ぜひこの機会に受診していただきますよう、お願いいたします。

これの目標受診率につきましては、国はがん対策推進基本計画において受診率を50パーセ

ント以上とする、非常に高い目標値を掲げております。

宿毛市におきましても、その目標値に向けて、1人でも多くの方に受診していただきますよう、取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 今、担当課長から詳しい説明をいただきました。

乳がん検診、子宮がん検診、女性特有のがん検診事業でございますけれども、国の目標値が50パーセントということで、なかなか高いハードルではございますが、いろいろな工夫をしていただきまして、少しでも多くの方々が無料で受けれる機会ですので、受けていただくように努力をしていただきたい、そのように思っております。

また、市長からは、ヒブワクチンに関しては、大変前向きな発言をいただきましたので、よろしくお願いいたします。私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時24分 延会

平成21年
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成21年9月8日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第30号 平成21年度宿毛市一般会計補正予算について

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第30号

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長 小島美喜子君
議事係長 岩村研治君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 滝本節君

税務課長	山下哲郎君
会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会委員長	西尾諭君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） おはようございます。5番議員の浅木です。これから一般質問をいたします。

中身に入ります前に、多くの国民が待ち望んでいた衆議院選挙は、やっと先月30日に実施されました。結果、政府与党が歴史的な大敗を喫し、今月16日に開会される特別国会では、民主党を中心とする政府になることが濃厚であります。

我が党は、これまでの政府が進めてきた大企業やアメリカ政府言いなりで、国民に犠牲を強いる構造改革路線に対して、国会や地方議会で論戦し、私も日本共産党の議員として、市民生活を守る立場から、この議会で質問を重ねてきました。

日本共産党の自公政権を退場させ、政治の中身を変えようとの訴えは、ある程度、国民に支持されたと判断しております。

私は、国民が下したこの審判結果を、日本の政治が前向きに進む一步として歓迎するものであります。歴史の歯車が大きく動き始めた中で、新政権に対しては、よい政策には積極的に協力し、悪い政策には反対し、国民の暮らしを守る防波堤として、建設的野党の立場で国会や地方政治に取り組む決意を明らかにし、質問通告に従い、質問の中身に入っていきます。

まず、1番目、市長の政治姿勢について、次の2点を質問いたします。

1、インフルエンザ対策について。

きのうも議論されましたが、今、新型インフ

ルエンザが世界的に大流行を初め、WHO世界保健機構は警戒レベルを最高のフェーズ6に引き上げ、今月後半には各国に第2波への備えを講じるよう、勧告を出しました。

国内でも感染が広がり始め、既に10人を超える人が犠牲となり、高知でも今月2日、初めて死者が出ました。

カナダやメキシコなどで新型インフルエンザが多発し始めた情報を得ながらも、我が国では簡単に感染が拡大してしまいました。これは、外国からの入国者の検査をする検疫官をわずか358人に減らし、検疫が十分でなくなっていることが大きな要因と思います。

2003年のSARSの流行のときに、我が党の求めで20人ふやしたものの、また減らしたため、検疫業務が人手不足となっています。検疫官の確保と万全な検疫は、水際でウイルスを食いとめるためには、どうしても必要なことであります。

また、インフルエンザなど感染症に対して、地域の最前線で対策や活動するのが保健所がありますが、これも1996年には、全国で845カ所あったものを、335カ所も減らしてしまいました。

このため、地域住民の健康診断や衛生検査等の住民サービスは切り下げられました。そして、今度の新型インフルエンザに対する発熱相談センターも、保健師不足で相談電話がつながらず、機能しない事態も生まれています。保健師を確保し、地域住民の健康を守るとりでの保健所を充実することは、新政権の重要な任務と言えます。

今、流行中の新型インフルエンザの致死率は0.5パーセントと推定されていますが、これは通常の季節性インフルエンザの5倍に当たります。

先月28日、厚生労働省が発表した試算では、

最高で1日76万人の患者が発生し、入院者も4万6,400人になるとしています。

しかし、これまでの政府が医療改革と称して、一般の入院病床とともに、感染症の入院病床も4年前の1万3,967から約3,400も減らしたため、患者が入院できないことにもなりかねません。

こうしたことから、これまでの国の政治が、感染症の危機管理対策がほとんどできていなかったことが明らかになりました。今後、早急に国民の健康と命を守ることを優先する政治体制が必要となります。

こうした状況のもと、まず、宿毛市長にお尋ねします。

まず、1番目に、国、県、市の対策の概要、これはどうなっているか。

そしてまた、市民の周知徹底についての効果的対策、これについてお尋ねいたします。

2番目に、医療機関の診療体制が、市民要望にこたえられるものになっているかどうか。

その1番目として、都道府県の流行状況で、高知県は6番目に高い数字となっており、特別な警戒が必要と思われます。

宿毛市で感染が広がり出した場合に、病院の診療体制の維持、医師や看護師など医療スタッフの確保はできるのか。特に、一般患者とインフルエンザ被疑者の診察室を分ける、トリアージ外来を始めると、受付も含めて七、八人の医療スタッフが必要となるようであります。行政としての支援をどのように考えているのか、お示してください。

2番目に、感染の拡大防止のためには、医療機関が迅速で丁寧な対応をする必要があります。インフルエンザの疑いがある患者には、すぐに検査をし、陽性反応があれば入院など、感染を拡大させないようにしなくてはなりません。

この点で、先月27日の午後、幡多けんみん

病院がインフルエンザの疑いがあり、検査を要すと記した開業医の紹介状を持参した高熱の患者に対して、外来の受付時間外を理由に診察を断る不適切と思われる対応がありました。

その患者は、すぐ愛媛県立南宇和病院に行き、診察と検査をしてもらいました。結果は陰性で、感染拡大などの心配はありませんでしたが、市民の中で、幡多けんみん病院の対応に疑問の声があがっています。

宿毛市としても、市民の要望にこたえる病院経営を求めるべきではないか、お尋ねします。

2番目に、予防と治療に必要なワクチンやサージマスク、検査のためのインフルエンザ迅速簡易キットや医薬品、人工呼吸器など、医療機材が不足する可能性が報道されております。

宿毛市において、今後の非常事態に不足するおそれはないのかについて、お尋ねします。

3番目に、今、国民健康保険料の滞納者に対して、国民健康保険証を取り上げ、資格証明書を発行しています。

宿毛市は、県下でも国保証取り上げが高率となっています。

国保料滞納者の多くは、生活困難者であり、病気になっても医療費が払えないため、病院に行かない傾向が統計上明らかになっています。

こうした生活困難者がインフルエンザになり、我慢しているうちに病状はさらに悪化、生命の危険にもさらされます。

また、家族や患者の行動範囲に、感染を拡大することにもなります。

日本共産党は、これまで保険証の取り上げが不当である、改善することを国会や県議会、そして宿毛市議会でも求めてきたところであります。

もはや払えない人の自己責任ではなく、すべての国民が安心して医療を受けることができるようにすることが、社会を守る上でも重要であ

ることも明らかとなりました。

直ちに国保証を取り上げられている人に、国保証を渡すよう求めるものであります。

また、5月18日付で厚生労働省が出した新型インフルエンザにかかわる発熱外来患者の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについてを、市民に周知徹底することについて、市長のお考えをお聞きします。

次に、大きな2番目として、県道宿毛城辺線の冠水対策について、お尋ねします。

この1番目で、この対策の進捗状況はどうなっているのか、お聞きします。

この道路は、もとの県立宿毛病院から貝塚橋を經由して西地域に延びる県道7号線であります。沿線には、昔から住んでいる人々に加え、港南台、西町、自由ヶ丘、四季の丘など、住宅団地がつくられ、ますますこの道路の利用者が増大しております。

ところが、この道路は、台風等による大雨のたびごとに、何カ所も路面に水があがり、深いところでは70ないし80センチも水没し、通行が危険なため、通行どめが繰り返されていることはご承知のとおりであります。

今年も8月に台風9号の影響で冠水した道路を通行中の車が、橋から転落しそうになりました。かろうじて転落を免れましたが、増水、氾濫した与市明川に転落し、水没すれば死亡事故になっていたと、そういう可能性があります。

この道路の冠水対策については、私が15年の9月議会と16年の6月議会で改善を求め、また、中平議員も一般質問をしております。

私の質問に対して、市長から、宿毛市の重点事業として、緊急かつ重大課題として、県に要望する。早期完成に向けて、取り組みを県に働きかけるという趣旨の答弁をいただきました。

あれから丸5年が経過し、県知事も橋本県政から尾崎県政にかわりました。宿毛市民の暮ら

しと命にかかわる問題が、長期に改善されないままになっています。宿毛市としての考え方と、県のその後の対応がどうなっているのかお尋ねします。

2番目に、この問題での抜本的対策について、再度お尋ねします。

1、与市明川の河川改修は、平成17年度から中止されたままとなっています。平成15年の私の質問に対して、当時の市長は、与市明川の水を自然に海に流す改良工事が完全に終わった後で、内水、排水ポンプをどうするかだと、河川改修工事が順調に進むような答弁でした。

また、16年の議会では、中西市長から、県が河口を含めた、改修計画の見直しを行っているかと答弁がありました。

しかし、この改修計画の見直しはどうなったのでしょうか。今後、与市明川が改修される展望があるのかないのか、見直しをお示し願いたい。

2番目に、満潮時には海水面が河口より高くなるので、与市明川河口に強力な排水ポンプを設置することを求める声も多くあります。

平成15年の市議会で、増水時の与市明川の流量が毎秒70トンとみなすと、これをすべて排水するには200億円のポンプが必要だとの答弁もありました。

しかし、18年の市議会では、毎秒30トンの排水能力のポンプであれば30億円くらいで設置できるとの答弁もされています。

私は、まず、30トンのポンプを設置してみて、それでも排水できないようであれば、30トンをもう1台増設というのも考えられると思います。

排水ポンプの一日も早い設置に、どう取り組むのか、市長のお考えをお聞きします。

3番目に、緊急の安全対策についてお尋ねします。

道路冠水時の安全管理の対応に、心配な面が

あり、お聞きします。

8月9日の早朝に、道路が冠水しているとの情報を受け、私も現地へ行きました。もう大変な水かさの中を、大きな車が通過すると、あおられた泥水が民家へ押し寄せていました。

また、既に先ほど紹介した車の事故も発生していました。

こんな状態のときには、通行どめにするべきだとの意見も聞きます。

通行どめなど、安全対策がどうなっているのか、お尋ねします。

また、増水時に、人や車が、川や側溝へ転落しないよう、転落防止柵の設置を求めるべきではないか、お聞きします。

深い泥水で路面が見えない中を、人や車が通行しています。路肩の目印として、また転落防止策として、路面冠水し、転落のおそれのあるところには、柵が必要だと思いますが、市長のお考えをお聞きします。

大きな2番目で、選挙管理業務について、選挙管理委員長にお尋ねします。

選挙管理委員会の皆様には、今年の大仕事、衆議院選挙の取り組み、お疲れさまでした。いつ解散があるかわからない緊張した日々が続きましたが、去る8月30日に投開票が終了しました。

この業務の中で、残念ながらマスコミにも報道されたように、宿毛市選管のミスが発生しました。

外国では、選挙の執行をめぐって不正問題がたびたび報道されています。しかし、民主主義が一定成熟した我が国では、そんな大問題は発生しておりませんが、これから民主主義をさらに発展させる基本としても、基本ともなる選挙の進め方について提起させていただきます。

まず1番目に、今回の選挙における不在者投票事務のミスと、開票所への投票箱を搬入して

いなかったことについて、その原因と今後の防止策についてご説明願いたい。

2番目に、公設掲示板への番号表示について、お聞きをします。

今回の選挙区選挙における公設掲示板は300カ所で、選管からいただいた資料には、掲示板の設置場所と市内地図が添付されていました。

私が、今回提起したいのは、設置場所に記した300番までの資料に合わせて、掲示板の片隅にも番号を書くことはできないかということでもあります。

これまでの選挙では、大風で掲示板が倒れたり、掲示ポスターがはがされたりする事件や、事故が発生しています。

こうしたときの通報や、公示日のポスター掲示作業には、番号表示があれば非常にスムーズに進められます。ぜひともご検討願いたい。

3番目に、選挙公報の配布について、お尋ねします。

各戸に配られる選挙公報は、有権者が投票先を決める参考資料、政治選択の判断材料として、その役割を發揮しています。

この公報は、選管の責任において、全戸にくまなく配布されているものと思っていました。

しかし、時々、選挙公報が届いていないという訴えを聞くことがあります。その地区の区に加入できていない人。借りた家や部屋に住んでいる人に届いていない傾向があるようです。

選挙管理委員会として、全戸へ配布する意義と、対策をどのように考えているのか、お尋ねします。

次に、教育行政について、教育長にお尋ねします。

1、学校給食センター調理部門の民間委託について、お尋ねします。

その1番目に、宿毛市教育委員会は、学校給食センターの調理部門を民間委託にしようとし

ていますが、これは学校給食法第2条に定める学校給食の目標と、これまでの政府通達に反するものであり、委託の強行には、日本共産党は断固反対するものであります。

仮にもこれを実施するものであれば、市民の中で十分な議論を尽くし、市民の大多数の賛同を得る必要があります。

今、宿毛市民の多くは、民間委託になった場合のメリットもデメリットも知らされていない状態だと思います。

私は、市民の中で、十分議論を尽くすべきだと思いますが、まずこの点について、教育長のお考えをお尋ねします。

次に、委託で実施する内容の問題について、お尋ねします。

その1番目として、今、学校給食調理部門の委託について、偽装請負の指摘を受け、また労働局から職安法に照らして違反の疑いがあると指摘されたところもあります。

市が食材を提供し、市の調理施設で県の栄養士が調理人に直接指示や命令する委託は、偽装請負に該当するようであります。

宿毛市が進めようとしている委託が、法令違反になるのかならないのか、委託内容の詳細を、この場で明らかにしていただきたい。

2番目に、きのうの質問で、調理した給食で食中毒などの事故が発生した場合の責任は、教育委員会にあると答弁をされましたが、調理室内で事故が発生した場合の責任は、どうなるか明らかにしていただきたい。

最後に、今、官製ワーキングプアという言葉が多く聞くようになりました。国や地方自治体が公務員を減らし、公の仕事を臨時職員や請け負い、あるいは委託等にして、公の仕事でありながら、低賃金、低労働条件で働かすことあります。

こうした事態を避けるために、自治体は、委

託などを契約する場合に、公の施設で働く労働者の労働条件や、保険などを定めた関係法規を守る義務を明確にし、業者に遵守させる必要があります。

既に各地の自治体で取り組まれています、今、進められようとしている調理の委託は、この点がどうなるのかお尋ねして、1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1つ目は、新型インフルエンザ対策でございますが、先日も野々下議員の質問にもお答えしているわけでございます。

現時点、国の現時点での新型インフルエンザに対する方策、それを受けての県の対応。そしてまた、市としてということでございます。

重複はちょっと避けたいと思いますが、市としましても、対策本部を設置する中で、県等の関係機関と連携を図りながら、感染対応に取り組んでいるところでございます。

市民等への周知でございますけど、これ、厚生労働大臣が緊急に記者会見をしたり、選挙後もいろいろ会見したりしておられますが、国民に感染防止策の徹底を訴えておるところでございます。

それから、これがテレビとか新聞等でも、連日、報道されております。各地の感染状況、それから感染に対する予防策なんかも報道されておまして、やはり市民の方々も新聞を見る、そしてまたテレビを見るといったことで、目にも耳にも入っているのではないかなというふうなことは思っております。

心構えと言いますか、きのうも申しましたように、やはりうがい、手洗いをする。そしてまた、エチケットとしてマスクをしていくというふうなことを、まず基本的にやってほしいとい

うこととございますので、我々も市の広報等で、これからも周知に努めてまいらなきゃいけないというふうに思っております。

それから、あと、市の医療体制の関係でございますが、これ、医療機関における物品等、治療に必要な物品等が不足しないようなこと。また、今、ワクチンが、報道もされてますように、今、足りないんじゃないかというふうな報道もされております。これは、我々にとっても、何ともならない問題でございます、製造が市でやるわけにいきませんので、これだけは製薬会社に任せなきゃいけない。

先日も、報道で、だれを先に、だれから先にワクチンを投与していくかというふうな報道もなされておりました。

そんなことで、我々としては、国とか、いわゆる国というよりも県ですね。県と協議をしながら、この体制をつくっていかなくちゃいけないかなど。遺漏があつてはなりませんので、病気になって、インフルエンザにかかって、そのワクチンの投与もできないというふうなことじゃ困りますので、そういったものについては、やはり国や県と協議をしながら、この予防対策、感染対策に努めていかなければならない。

ベッドの問題もあります、これ医療機関でございますから、市内のどれだけのベッドが使えるか。これはまだ空きベッド、いろいろ既往症の病気の方もございますので、この人を出て行けというわけにいきません。そういった問題で、たくさんの方が感染されたらどうしていくかということについても、これ、対策は練っておかなきゃいけない。

県との、こういうことは、協議についてもしていきたいというふうなことは思っております。

それから、幡多けんみん病院で不都合があつたということとございまして、お聞きしました。これ、県に対して申し入れろというふうなこと

だろうと思っておりますけれども、この不都合があつた、紹介状を持って行つても、あしたに回されたとかいうふうなことがあつて、このことで県の方に、私どもも聞きましたら、今回の事案を受けまして、受付時間外に来院しまして、紹介状を持っている人については、医師または看護婦がすべてそこの、事前にきちんと検証した上で、ちゃんと診療を受けられるようにするというふうな、けんみん病院としてのマニュアルを改正したということとございます。

医療機関でございますから、患者にとってみれば、やっぱりこれ、本当に急いで診てもらいたいという切実な気持ちがあつてのこととございますから、それにやっぱりこたえていくのが病院の、また余計、その公立の病院でございますから、そういったところにこたえていただかなきゃいけないというのは当然でございます。

そういったことで、県の方に確認しましたら、そういう改善を図りましたということとございます。

それから、次に、浅木さんから、前からもずっと資格証明書のことで、いろいろと質問も受けているわけとございます。

これは、我々としても、どうしても法律にのっとった形で物事を進めていかなくちゃいけないということがございますから、共産党さんの言っていることと、我々行政のやっていることとの違いはあるかもしれませんが、これは決められた、我々、規則に従ってやっていかざるを得ない状況なんで、これはご理解も、一定、願いたいと思っております。

今回、資格証明書を交付されている被保険者の方が、新型インフルエンザの発症の疑いで病院を受診する場合について、市民の健康を守る、それから、感染拡大の防止等の見地から、この資格証明書を、通常の被保険者証とみなして受診できるような措置と、その対象者の方々への

周知についてでございますが、この件につきましては、本年5月に新型インフルエンザが猛威を振るった際に、国民健康保険被保険者証、保険者資格証明書が交付されている被保険者について、そういう先ほどの観点から、市役所を経由せずに、資格証明書をもって発熱外来を受診する場合は、通常の被保険者とみなして取り扱うことが、厚生労働省の通知によりまして全国に徹底されました。

現在も、その通知は有効とのことですが、先ほどの新型インフルエンザが弱毒性のウイルス、いわゆる季節性のインフルエンザとそう変わらないということが判明したことを機会にして、全国的にそうでございますが、高知県においても、7月末をもって発熱外来が閉鎖されております。

先ほど申しました発熱外来を受診する場合は、通常の被保険者と。今回、7月末をもって発熱外来が閉鎖されて、一般の医療機関でこういったウイルス関係の、インフルエンザ関係の受診ができるようになりまして、実質的には、さきの通知の効力がなくなったのではないかと。発熱外来に行くから、そこで一般の資格証明書を持って、通常の被保険者とみなされてたということでございます。

当市におきましても、唯一、発熱外来を設置しておりましたのが幡多けんみん病院でございますが、現在はこれを閉鎖しております。

現在の状況としましては、資格証明書の被保険者が新型インフルエンザの疑いで病院にかかっても、一度は10割負担をしていただくことになるということでございます。

ただし、新型インフルエンザの疑いのある資格証明書の被保険者については、市民課に問い合わせさせていただきたいと思っております。そうしてもらえれば、緊急の措置としまして、短期の保険証を発行することは、我々保険者の裁量という

ことで、可能であります。そういうことを申し上げておきたいと思っております。

それから、資格証明書の対象者への周知方法で、こういったことの周知方法でございますが、つきましたは、市広報への掲載等で周知を検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、県道宿毛城辺線の冠水対策でございます。これはもう、私どももずっと重要事項、課題の1つとして、管理者である県の方へ、幾度となく行っております。

この間、8月にも行ってまいりました。土木部長が会っていただきまして、これを早く、早期に解消していただきたいということで、我々としては、県管理河川、毎年、洪水出るのでよということも申し上げておまして、先ほどもそういう被害が出ました。

そういうことで、決して、我々さぼっているわけではなくて、また、県も少し、ちょっと手をこまねいている部分があるということです。

与市明川の護岸を整備しますと、護岸を高くしなきゃいけない。そうすると、脇から入ってくる水がまた入って来なくなる。そしてまた、あそこの河口の付近については、フラップゲートになっておりますから、干潮のときしか水が出て行かない。満潮になりましたら、一切出て行かないということでございますが、現在、あれはポンプ、5トンのポンプしかありません。それは湛水防除のポンプですから、我々としても、80トンのポンプが全体の流量の中では要るけど、やはりこれ、20トンでもいい、30トンでもいいから、お金がそれほどかからないポンプで、5トンではもたないんだということをやっと言ってきておまして、できるだけ早く、20トンでもいいからやってくれというふうなことを申し上げてきておるわけでございますけど、なかなか県の方の動きが、まだまだ悪

い状況でございまして、改修計画も立案すると言いながらも、我々に、まだそういう改修計画の示しが、提示がございません。

そういう状況でございまして、私どもとしては、土木の所長がかわるたび、また県の方の土木にも毎年行っておりまして、そういう、本当に住民の生活を脅かされているんだということを申し上げてきております。

そういう状況でございますので、我々、市として与市明川への、与市明川の改修計画、これを早く提示していただきたいと。決して財政的な問題を、県の方も言っているわけではございませんで、少し工法的にどうやったらいいか、悩んでいる部分があったりして、それで土木部長が人事でかわったりすると、そういうふうな状況が続いているというふうに、私は見ているわけでございます。

知事にも、この面では会ってきまして、具体的なことはまだ決定しておりませんが、今までと違って、知事も非常に乗り気と言いますか、積極的なお答えをいただいておりますので、少しは展望が開けてくるかなというふうなことを思っておるわけでございます。

今後につきましても、粘り強くこれは陳情要請活動をしてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

それから、先だって、ボックスカルバートのところで、路面冠水の安全対策でございます。これも県道であり、河川管理者は県でございますので、建設課の方で県の土木事務所と言いますか、宿毛事務所ですね、ここに確認したところによりますと、冠水時におけるの通行どめをする基準。例えば、路面から何センチ水が上がったとかいうのは定めていないそうでございます。

近々の気象情報とか、県が定めた水防計画書の異常気象時の緊急連絡方法によって、職員が

現場に急行しまして、その状況を適宜判断して、通行止めなんかの措置をとっているということ聞いております。

それから、ゲリラ豪雨なんかにおける夜間休日の対応としては、道路の管理を委託している業者がおるそうでございまして、ここと連携しながら、交通安全対策に努めるということでございます。

それから、錦川にかかっていますのは、先ほど申しました、橋梁ではなくて、ボックスカルバートということで、丸いコンクリート、丸いじゃくて四角いコンクリートの抜けるようなやつですが、これ、下流側にはガードレールもなく、本当に危険でございます。

そんなところで、こういったところには防護柵の設置については、県の宿毛事務所には申し入れをしております。

車が、この間ぶつかって、水道の方も噴き出したということの被害が、こちらも被害者になっておりますので、その時も、住民の方に水道の水がちょっと濁って、ご迷惑をおかけしたということでございますから、我々としても、ぜひこの災害時の対応というものを、県も本当に親身になってやっていただきたいということを、ずっと申し上げてきておりますし、本当に実行していただきたいというふうなことを思っているわけでございます。

今後も、そういった形で、安全を守りたいということで対処してまいりたいと、このように思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（西尾 諭君） 選挙管理委員会委員長、5番、浅木議員の一般質問にお答えする前に、8月30日の選挙の執行につきまして、有権者を初め、多くの皆様にご迷

惑をおかけいたしました。この場をお借りいたしましたして、おわびを申し上げます。

申しわけありませんでした。

それでは、議員のご質問にお答えをいたします。

衆議院議員総選挙で起こりました選挙事務のミスの原因につきましてでございます。

この原因につきましては、チェックが十分に果たせていなかったこと。チェックリストが不備であったことが、大きな要因であったと、深く反省をしております。

具体的には、1点目の今回の問題となりました不在者投票用紙の送付であります。滞在地の有権者からの請求に対し、投票用紙を滞在地へ送付すべきところ、現住所へ送付したミスであります。

事務の手順といたしましては、まず、受付と送付準備を1人の職員が行い、他の職員2名で郵送前のチェックをした後、送付したものであります。

二重のチェックをしていたにもかかわらず、機能しなかったために起こったものであります。

2点目の期日前投票の投票箱の送致ミスにつきましては、前日の29日に期日前投票が終了し、選挙委員会事務局で保管し、投票日当日、開票所へ送致すべきところを、基本的なミスで送致忘れとなったものであります。

また、開票所での受領のチェック表に期日前の欄がなく、チェックができなかったものであります。

今後の対応、防止策であります。不在者投票の件につきましては、チェックの重要性を再認識させ、確実にチェックを行い、再発防止に取り組んでまいります。

期日前投票の件につきましては、送致責任者を決め、また、開票所でのチェックリストに期日前投票箱の欄を設け、チェックを確実にを行い、

二度と同じ過ちを行わないよう、再発防止に取り組んでまいります。

次に、ポスター掲示場への番号表示はできないかのご質問であります。

これまで、ポスター掲示場の設置に当たって、掲示板自体に番号をつけたことはなく、関係者の皆さんにはポスター掲示場、設置場所一覧表の中で示し、設置場所の地図もお渡ししているのが現状であります。

メリット、デメリットや、また近隣の市町村の設置状況も調査してみたいと考えております。

次に、選挙公報の配布についてのご質問であります。当市の場合は、地区長さんにお世話になり、配布をしていただいております。

しかし、地区に加入をされていない方もおられ、一部に選挙公報が有権者のお宅に届かないという苦情があるのも事実であります。

選挙公報は、候補者や政党などが選挙に当たっての政策等を伝える大事なものでありますので、可能な限り、全家庭に選挙公報が配布できるよう、努めていかなければならないと考えております。

今後において、どのような方法が一番よいのか。郵便での配布も含め、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の学校給食センター施設を民間業者が使用することについては、問題があるのではないかのご質問でありますけれども、今回につきましては、施設を民間業者に貸し付けをするものではありません。委託をする内容につきましては、議員もご指摘もありましたように、調理業務についてのみの委託でございますので、したがって、調理師の資格を持った民間

の方が、給食センターにおいて調理業務を行うことについては、問題はないものと考えております。

2点目、委託した後に、〇157等の食中毒が発生した場合、責任はどのようになるかのご質問でございますけれども、このことにつきましては、故意または重大な過失がある場合を除き、基本的には施設の設置者である宿毛市が責任を負うものと考えております。

委託業者につきましては、文部科学省の学校給食衛生基準に沿った調理活動をして、給食をつくっていただき、〇157等の食中毒が発生をしないように、指導してまいりたいと考えております。

第3点目の、学校給食センターの調理業務を委託する時に、労働条件として、社会保険の加入と、労働者をいかに守っていくかについてのご質問がありましたが、労働者が不当な取り扱いを受けることのないように、労働基準法等の関係法令につきましては、使用者として厳守するように指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をいたします

先ほど、市長から答弁いただきましたインフルエンザの件ですが、これについては、病院に入院できない事態が発生しないように、県と綿密な協議を行うということでございますので、ぜひそういう面に取り組んでいただきたい。

けさの新聞を見ましても、やはり、各県とも、高知県だけではないかもわかりませんが、まだまだ受入態勢が確認されていないというふうに聞いております。

多くの患者が発生したら行き先ない、これではどうもならないと思いますので、行政の責任ある対応、これを今後、確立していただきたい、

このように思います。

これは再答弁を求めません。

それから、けんみん病院の対応の問題でございますが、これ、市の方からも問い合わせをしていただいたようでありますが、やはり、今、こういう非常に重大な事態という中で、けんみん病院の対応は、非常に不十分だったと。

病院事務局の方でも、不手際であったということで、ミスは認めてもらっておりますので、多くを何するつもりもありませんが、やはりこういった事態については、早期に解決していく。今、お話のありました方向で、マニュアルを改正するということですので、それで了解します。

なお、私はこの問題、別にけんみん病院、職員の皆さんがけしからんということ言うたわけではないわけです。

今、この間の新聞にもありましたように、県の方からけんみん病院に対して、黒字にせえ、収入を上げ、いろんな形で圧力がかかっています。

この問題について、医者の方は、それほど言われるならやめるといようなことを言ったとかいような記事もあったわけです。それぞれ医師、看護師を初め、医療スタッフの方は頑張っている。

私も4年前に入院いたしまして、これほど勤務して大変だなと、実感したわけでございます。

そういう面で、皆さんは頑張っていると思いますが、県の方は、収入を上げるために、いろんな形で圧力をかけているように、私には見えるわけです。今度の場合も、一番大事な受付、来た人の状況を聞いて判断せないかんとところを、委託にしているわけです。民間会社になっているわけです。

こういったところから、委託と病院側との連携が十分でなかった。また、不慣れな人がやっていたというようにも考えられるわけでござ

ざいます。

こういった面から、けんみん病院の市民要望にこたえる経営というのは大事なわけでありますので、市としても、今後、もの言う機会があれば、それぞれ申し出てもらいたい、このように思います。

それから、国保証の問題ですが、これについては、市長、先ほどお話ありましたが、発熱外来はやまったきに、この厚生省通達は白紙だよという話でありました。

私は、これからふえていくと。まだまだふえていく。場合によっては、現在よりも毒性の強いものになっていくという可能性も指摘されているわけです。

それから、先ほど1回目の質問で言いましたように、季節性のものと比べてですね。私の見た資料では、5倍の危険性があるというふうに見ているわけでございます。

そういったところから、発熱外来へ保険証のない人が行ったときに診る、せっかくこういう通達を出したのに、それを白紙にしてしまっているとしたら、これは重大な問題ですので、16日以降に発生するだろう新政権が、これを改善するような方向で求めていくなり、何してもらいたい、このように思うわけでございます。

それと、資格証明書につきましては、宿毛市は国の指示に基づいてこうやっているんだということですが、他の地方自治体では、もう資格証明書は出さないというふうにしているところもあるわけです。それでも厚生労働省から、けしからんというふうは何されているわけではないわけです。

自治体の裁量で資格証明書を発行しないというふうに決めているところもあるわけです。

こういった面から、それぞれの自治体が市民に対して、どういう前向きな姿勢で取り組んでいるかのあらわれでもあるわけです。

基本的には、国のやり方を、厚生労働省のやり方を考えるべきであります。地方自治体は独立した機関でございますので、それぞれ地方自治体の判断でやっていけるようにしてもらいたい。これについては、再度答弁をいただきたい。

それから、インフルエンザの問題については、以上にします。

それから、道路の問題についてですが、これについては、先ほど、市長も努力しているということではありますが、結果として、何年たってもできないということでございます。

先ほどの話の中で、知事もある一定、前向きに考えているような答弁がございましたが、そういうところを足がかりにして、早期に実施されるように、さらに取り組んでいただきたい。

それともう1つ、当面の対策の中で、緊急連絡先、市長の先ほどの説明いただいた中でも、ちょっとまだ、私にはわかりにくいのは、あのあたりの皆さんが、もう水が出てどうもならないというときに、どこへ連絡していいのかわからんという話も聞くわけです。

市の場合やったら、こういう災害等が起こるときには、市の方へ連絡すれば、どこかへつながると。ちゃんと連絡ができるわけですが、県の道路でございますので、県のどこへ連絡したらいいのか。また、そういう道路が冠水した、こういう状況の中で、そういうパトロールをするのに、そういう対策、事故が発生しない前にそういう対策をする、こういうことを県道の管理として、きちっと求めてもらいたい、こう思うわけです。

それから、もう1つ、冒頭の話には出してなかったですが、平成18年の中平議員の質問に対して、市長は、道路のかさ上げですね、これも含めて検討すると。それも1つの方法だと答弁されているわけですが、地域の皆さんの中に

も、そういう道路をかさ上げしてもらいたいという意見もあるわけです。

それとともに、かさ上げすることによって、逆に問題のある人もあるというふうに聞きますので、こういった意見調整が、関係者の意見調整も必要かと思いますが、こういうかさ上げ問題について、市長は今後、どのようにしていくのかお聞きます。

それから、選挙管理委員会の業務について、答弁をいただきました。

私も開票立会人でしたが、あの場で私も、投票箱の数までチェックするべきだったと、そういう責任というか、ことを感じているわけですが、今のお話では、チェックリストの中にもなかったと。その番号の中に、期日前投票の箱が持ち込まれているかどうかのチェックするリストからも抜けておったということで、これはどうなっているのかというふうに思うわけです。

こういった面は、今度、改善するということですが、やはり、前にも県議選のときにミスがありました。

余りミスが続くので、ここらあたりは、今後、引き締めて取り組んでいただきたい。

それから、掲示板への番号表示については、これから調査してみるということですので、それを待ちたいと思います。

それから、選挙公報については、先ほどお話のありました方向で、やはり全体に届くようにする方向で検討をされると思いますので、それを待ちたいと思います。

学校給食について、教育長の方から答弁をいただきました。

その中で、やはり学校給食の目標、これはどうかということをお話、私は提起したわけですが、学校給食は、ただ子どもに、おなががすくきに御飯を食べさせといたらええという問題で

はないわけです。これは、教育の一環として、実施しているわけです。

文部省の通達でも、これは今の文部科学省になる前の名称でございますので、栄養士がどのような考えで献立を作成したか、その栄養側面について、栄養月報等を活用し、直ちに児童生徒に伝えなさい。給食調理員が、どのように給食をしたか、その方法、技能、苦勞等を、子どもたちへの思いを伝えなさい。

給食は食教育の生きた教材であると明示したわけです。

この後、食育基本法等もつくられたわけですが、今日も給食に対するこの考え方は、変わってないと思うわけです。

そういった面から、調理を、給食を次から次へ委託にしていって、こういうものについては、この本来の意味から薄れていくんじゃないかと。遠のいていくというふうに思うわけです。

特に、調理委託をした場合に、栄養士と調理場との間にはっきりした線が入るわけです。栄養士は、それぞれの調理に、今は、場合によつたら、おりていってでも、こういうふうにしてください、こう切ってくださいということまで含めてやっているかもわからんわけですね。

これから先は、栄養士はそういう指導、直接指導はできないということになってくるわけです。それをすると、法令にも違反するわけでございます。

そういった面で、栄養士は献立を立て、指示する人。そしてまた、調理人はその指示を聞いてつくる人、こういうふうに分断される。

それで果たして、子どもへの対策がとれるのか。本当の意味での対策がとれるのか、この点についてお示しいただきたい。

それともう1つ、先ほど、調理場での事故の問題について、食中毒の問題は、きのう、松浦議員の答弁にもありましたが、私は、例えばあ

の中で、施設上の問題で、何か事故が発生したという場合に、どういう責任があるのか。

例えば、ガスが漏れたとか、そういう施設の問題で事故が発生した場合、どうなるのかということをお聞きしたので、その責任を、それは一例で、ガスの問題は一例でございますが、そういったときにどうするのかということ、責任を明らかにしていただきたい。

それと、さっきの話では、全面的委託でないから、施設の使用料は取らないということですが、私の知るのところでは、建物を業者に貸して、そして調理用品ですね、台とか、そういうものを無償貸与してすること自体に、非常に問題があるという指摘を受けているというところもあるわけです。

そういうこともあって、この調理部門の委託は、足踏み状態であって、現在も、全国でも22パーセント程度しか実施されてない。計画してはやめて、いうようなところもあるというふうに聞いているわけです。

この点で、慎重な対応が必要だと思うので、そこらも含めて、これの実施については、そこらを見定めてやるべきだと。

私としては、こういう問題あるものについては、実施すべきではないと思うわけです。

それからもう1つ、労働条件の問題で、さっき提起しました官製ワーキングプア、これはもう全国的に発生しております。

こういう、今の、今度の、きのうの松浦議員への答弁でもありましたが、ほとんどの部分は人件費を削減しなければならない、安くはならないというふうに、私は考えるわけです。ほとんどはもう、手作業の部分でございますので。

そういうふうな部分を引き下げると、現在の調理員が受けているような賃金、労働条件は保障されないんじゃないかということは、大いに考えられるわけです。

そういった面から、官庁自身がこういった官製ワーキングプア、こういうものをつくることには問題あると。

なお、大阪市では、清掃作業員、こういった方が地下鉄で、市の委託労働についているということですが、極めて低賃金のため、この人も週7時間。1日7時間、週6日働くと、こういう勤務状態の中で、生活保護を申請せないかんようになってます。

実際、生活保護を申請して、生活保護は認可されたということで、官庁の仕事年じゅうやりながら、生活保護も申請して受けとらないかん、こういう雇用状況になっているというところもあるわけです。

そういった事態を、全般的につくらない。宿毛市内でもつくらない、こういった面で、先ほど、教育長が、話がありましたが、指導というものには限界があると思います。委託内容の中に、こういうことを明確に書いて、労働者の労働条件を保障さす、こういうふうにしていただきたい。

このことについての答弁を求めます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1つありましたのは、資格証明書の発行をやめなさいということでございますけれども、今、やめる考えはございません。

そもそも、その国民保険法によりまして、やっぱり保険料をきちんと納めていただいた方が、被保険者として保険証を発行しているわけでございます。この保険税を納めていただけてない方に、資格証、短期の保険証を交付とか、その次のステップとして、資格証明書を発行しているわけでございます。

そういったことで、資格証明書を廃止してし

まうと、恐らく、だれもこれ払ってくれなくなるんじゃないか。国民健康保険が成り立たないんじゃないかなと、そういうふうなことを思っておりますので。

だから、資格証明書を発行するまでには、市としましては、ご本人にいろいろ通知しまして、いろんな事情があるでしょうと。そういう事情もお伺いしながら、払えない、所得もないというふうな方々に対しては、便宜的なものをきっちり図っておるわけでございますから、この払えない人については、やっぱり面談をしまして、いろんなことも聞いてみたいというふうなことが、我々の意図としてもあるわけでございます。

その上で、どうしてもこれ、緊急に病院にかからなきゃいけないというふうな状況が判明すれば、これは納税によらずに、保険証の使用を求める措置もしているわけでございますので、やはりこういった手順を踏んだ形でやっていかないと、なかなか保険税も払ってくれなくなるんじゃない、だれも払わなくなるんじゃないかな、そういうふうな危惧もございますので、よその自治体がやっているからといって、我々としては、資格証明書なしでやっていくというわけには、なかなかいきませんので、これはご容赦願いたいと思います。ご理解も願いたいと思います。

それから、宿毛城辺線の冠水対策でございますけれども、我々、県と色々な話もしてきております。緊急連絡先も、県がわからないのであれば、市の方にも連絡していただければ、市からも、それは県の事務所につないでおります。

この間もつないでおりますし、そういった形を、県の管理だから、市の管理だとか言わないで、市の市域でございますから、わからなければ市の方にご一報をいただければ、それで県の事務所へ、我々としてはつなぐ予定がありますし、宿直もおりますから、土日にもあります。そ

ういったことで、つないでいきますので、ぜひ、わからなければ市の方へ連絡していただければありがたいというふうに思います。

それから、この冠水対策の1つとしての道路のかさ上げも、私も言わせてもらいました。

ただ、そのかさ上げもありますけれども、今度、道路ばかりかさ上げしたときに、その所有しておられる沿線の土地の方が、反対に低くなったら、そこへなだれ込むんじゃないか、そういう心配もございます。

だから、その場所、場所によって、どういった対策が打てるのか、それも検討しなきゃいけない。

それから、中筋川の例で、我々、発案した分がありまして。

中筋川も、ゆるい勾配でございますから、あそこに水がたくさんたまらないのは何でかという、いわゆる河床が上がると。いわゆる土砂が堆積し、ヨシが堆積して、それで水の入る分量が少なくなるから、その溢れた分が、また道路に冠水するというふうなことも考えられるんじゃないかということで、県の土木にも言っていました。

そうすることで、最初は、そんなものはって相手にされませんでした。

例えば、皆さん、頭に浮かんでほしいのは、プールの中に土砂を半分入れてみてください。水は溢れあがります。でも、その土砂を取り除けば、今度は水は減ります。その分、水が底にたまるわけですね。

そういったことをしていけば、溢れるものが少なくなるんじゃないか。だから、与市明川もそうですし、それから支川の川の河床掘削であるとか、そういった方法もとれるんじゃないかというふうなことも、我々、提案もしております。

だから、いろんな対応、対策もあると思いま

す。ただ、護岸をかさ上げするのが、本当は一番いいんでしょうけど、支川からのものがどうやってはけやすいかということが、なかなか妙案が浮かばない。

だから、それなら我々はポンプをやってくれと。ポンプで、20トンなら十分いけるはずだからと。今までの洪水の量ではというふうなことを言ってます。

ただ、計算の流量では、80トンのポンプが要するというから、そこまで計算しなくても、今までの冠水の状況から見れば、ポンプを事前から回して、そして河口付近のため池みたいなところの水を最初にかき出しとけば、そこに水がたまってくるでしょうと。だから、洪水が予測される、大雨が予測される場合には、その、あそこの片島中学校の前のあの水を全部くみ出しておけば、だから幾ら入っても大丈夫です、そういうふうな対策も言っているわけです。

だから、護岸ができなければ、ポンプをやってくれないかということも言ってきているわけですが、なかなかまだ動いていないというのが実情でございます。

これからも、そんなこともずっと、やっぱり言っていかなきゃいけないし、冠水すること自体を、もうふらふらでもいいですから、冠水しないようにしていただきたい、そういうのが我々の気持ちでございます。

皆さんも同じ気持ちだろうと思いますし、中平議員からも、西の人たち、あそこ道路通るんですから、通れなきゃこっちへ来られないんです。病院にも行けない。そういった状況が起きますから、ぜひ早くやっていただきたいということを、我々、ずっと申しているわけです。

引き続き、皆様方からも声をたくさん出していただければ、我々の方も力強い声援になってくると思います。ぜひお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

何点かあったと思いますが、まず、給食の実施をすることについての目的、食育等を考えて、そういうことを考えると、民間、調理部門だけでも、民間委託をするのは好ましいことではないのではないか。目標が守れないのではないか。給食をする意味の目標が守れないかというご指摘でありますけれども。

昨日もお話をいたしましたけれども、栄養職員も、しっかりと県から配置をされております。管理栄養士もおりますし、市の職員も、所長以下、それから補佐おりますので、食材については、安心・安全なものを購入して、指導していくということになっておりますし、いろいろと、その学校給食についての目標については、昨日も申し上げましたけれども、教育の一環として位置づけられていることは当然のことでありまして、心身ともにたくましい、知・徳・体、調和のとれた子どもの育成を目指すために、大変重要な役割を担っている。

そのために、何点か、ここでずっと挙げるわけにはいきませんが、松浦議員のきのうの質問の中でも話をさせていただきましたけれども、そのことが給食部門を、民間に委託することによって、守れないということにはならないと、教育委員会では判断をいたしましたので、その部門について、民間委託をするというものでありますので、よろしく願いいたします。

ご理解をお願いします。

それから、事業所の中で事故があった場合の対応につきましては、いろいろな事故があると思います。

設置者でありますので、機械が不具合で事故が起こった場合だとか、それから、けがをした場合だとか、不可抗力でとか、いろいろあると

思いますけれども、機械が不遇で事故が起こった場合については、教育委員会が設置者として、それは責任を持って対応しなければならないと、こんなふうを考えております。

それから、事故につきましては、人身のけが等につきましては、事業所の方で労災をかけていただくようになると思いますので、その方で対応していただけるものと考えております。

それから、もう1点、管理栄養士の方から、調理師さんの方へ、直接指導ができない。そうすることは、法律違反になるのではないかというご指摘がありました。そのとおりでございます。

しかし、その中の責任者を通じて、管理栄養士の方からこうこうこういうふうなことで指導したいと思うので、よろしく願いしますということで指導することについては、管理責任者を通じて指導することは可能ということでもありますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

それから、労働者を守るという観点でご質問がありましたけれども、労働者を守ることについては、国の労働基準局の方から、やっぱり使用者の方へご指導があると思っております。

それから、給料のことについて、市の方から定める。こういうふうにしてくれというのは、ちょっと難しいかなと。ワーキングプア等の問題もありますので、我々が民間委託の業者を選定する際に、いろいろなお願いをすることはあっても、その給料はどのくらいであってほしいとかいうことを、具体的な話をするのは、ちょっと難しいかなと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をいたします

先ほど、市長答弁いただいた中で、資格証明書の問題について、私は廃止すべきだと。市長は、今のところ、宿毛市としては廃止できないと。それは、ここの市の考え方であると思いますが。

その中で、言葉じりつかまえてというて言われるかもわかりませんが、資格証明書を発行しなかったら、だれも払わないじゃいう、こういう発言は修正してもらいたい。事実そうなるのでしょうか。

ほな、今、資格証明書を発行してない自治体もあるんです。その自治体の皆さんは、全員払ってないのでしょうか。そういう矛盾にもなるわけです。

そういった面から、確かにそれは、保険料を払ってもらうための1つの手段、ちょっとでも向上させようという面での何だとは思いますが、さっきのような、極端な考え方というのは、宿毛市が資格証明書を廃止したくないという市長の気持ちはわかるけど、こういう、ここの市長が、こういう極端な表現というのは適当でない。他の市町村に対しても、どうなのよと。やっている市町村に対して、資格証明書発行してない自治体でも、ちゃんと集めているわけですので、そういった自治体のやることと、行政のアンバランスというものがあるので、ここはひとつ修正していただきたい、こういうふうにするわけでは。

それと、先ほど、何のありました。実際、資格証明書を持ってない人は、にされちゅう人、保険証のない人は、持っている人の比率に比べて、2パーセントぐらいしか受診してないと、病気になっても。全国平均で。

高知県の場合は、3.9パーセント。つまり、保険証を持ってないから、悪くても病院へ行かないという人が圧倒的に多いという統計が出ているわけです。

このことが、インフルエンザ拡大にもつながっていくので、先ほど市長、窓口に来ればということもありましたが、そういう認識は持っておってもらいたい。

市長に求めるのは、もう時間もないので、先ほどの発言について、市長が妥当と思うのなら、それは訂正することもないと思うが、私は不適當だと思うので、ひとつ考えてもらいたいと思います。

それから、道路の冠水問題については、現時点での取り組みはこういう状況だということでございますので、今後、さらに努力していただきたい、このように思います。

それから、教育委員会からお話ありました問題については、委託内容ですね。これの中に労働条件、こういうものまできちっと書き込んでやらすことは難しいというお話がありましたが、それはもうちょっと勉強してみたいと思います。

他の市町村では、そういうものをきちっと、委託の中へ、ところによったら、賃金は何ぼ以上にしなさいよということさえ書き込んで、委託をしている、そういうところもあるわけです。

そこらあたりもひとつ研究して、官庁はワーキングプア、低賃金労働者、生活保護を受けないかんような労働者を、公契約の場につくるということについては問題あるので、そういった面も含めて、さらに調査してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の先ほどのご発言について、お答え申し上げます。

発言を訂正するつもりはございません。

私は、ただそれを強調して言うただけであって、他の自治体のことはわかりませんし、ここは宿毛市議会でございますから、他の自治体の

ことを想定しながら、そういう言葉を使った覚えはございませんので、それは、私どもは資格証明書を発行しませんよと。発行しないということは、ないですよということを強調して言うただけでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

民間の業者と委託業者と契約をする場合に、いろいろ交わす条件があると思いますけれども、法律に守っていただく。例えば、雇用保険に入って、いろいろな保険に入ってもらおうとかがありますよね。

そんなことについては、お願い、国からの、これは義務でございますから、そういうことは、もうこっちからお願いできますけれども、給料のことについて、我々がお願いするというのがどうかについては、ちょっと研究をさせて、よその地域の方、勉強させていただきたいと、こんなふうに思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問はいたしません、やっぱり先ほどの市長の、だれも払わないという言葉は、私は非常に引かかるわけですが。

市長はそれで、私はこの発言は私の考え方やということとして、これを、私は求めましたが撤回しなかったということで、これ以上、議論しても仕方ないと思います。

それから、教育長の方の答弁ですが、これについても、今後、研究検討するということですので、なおいろいろ調べてもらいたいと。

なお、法律に規定されたことについては、委託内容に含めて厳守してもらいたいということでございますので、それを受けて、私の一般質

問を終わります。

○議長（寺田公一君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 11番、通告に従いまして、一般質問を行います。

大相撲宿毛場所について、市の対応についてお伺いします。

1番として、チケットの販売状況について。

郷土出身力士豊ノ島を初め、両親がともに小筑紫町出身の大関琴光喜関、また安芸市出身の土佐ノ海関、栃煌山関、さらには土佐市出身で豊ノ島と同部屋の土佐豊関が、まさに故郷に錦を飾る、凱旋する場所であります。

平成21年度、大相撲宿毛場所が、宿毛市総合公園で開催されることは、地元住民として、特に高齢者にとっては大きな思い出として、心に残る一大イベントであると、地域をあげて盛り上がりながら、大成功になるよう取り組まなければならないと思っております。

このような中で、主催は大相撲宿毛場所実行委員会、共催に宿毛市教育委員会、宿毛商工会議所、豊ノ島宿毛後援会が名を連ね、実質中心となって取り組んでいるのは宿毛市商工観光課内で、臨時スタッフをおき、チケットを販売していますが、9月3日現在におけるたまり席、升席、升席A、いす席、いす席2階の全席数を、その販売状況について説明をお願いしたい。

2番目といたしまして、チケット販売の一層の促進について。

次に、先にも若干触れましたが、せっかく宿毛場所というのに、高齢者を初め、近隣市町村の住民にとっては、またとない大相撲力士を間近で見学できる最大のチャンスである。本場所を、テレビ座敷で観戦している大相撲ファンにとっては、心躍る気持ちで、早くこの日が来ることを一日千秋の思いで待っている方も多いと思いますが、一方で、移動手段の問題や、経済的に厳しく、大相撲の観戦よりも、先に生活費

や病院代に回さざるを得ない方もいるのではないかと。

このような大相撲観戦のせつかくの機会があるにもかかわらず、離れたところで、寂しい思いで、指をくわえて、この日が早く過ぎるのをじっと待っている方もいるのではないかと認識します。

俗に言うところの、経済的弱者に対して、この日が早く過ぎるのをじっと待っている方も、皆さん、どれだけ認識しているのでしょうか。

俗に言うところの経済的弱者に対して、負担軽減化により、観戦することができる手だてがないものか。あるいは、検討されたことがあるか、お聞きしたい。

3番目に、次に、病院等のデイケアに通う高齢者、障害者に対する積極的な観戦への働きかけを行い、宿毛市総合運動公園内市民体育館が、内外の人で埋もれるように、取り組みが必要ではないか。

例えば、デイケア参加者を組織的に、大相撲場所を観戦させるためには、月間行事の中に取り入れ、その日は施設におけるデイケアの行事として取り組んでいただくことができないか。

その参加者は、大相撲観戦に充実した一日をおくることができるのではないかと。

その場合、全額無料にしなくても、規定の金額、あるいは金額を見直し、安くすることで該当する施設の了解が得られ、観戦することができるのではないかとおもいます。

4番目に、施設慰問の実現について。

前日に宿毛に入り、その日のうちに施設に慰問をされ、新聞、テレビ等で報道されれば、当日行われる宿毛場所の宣伝効果は大きく、時間的な制約がある中で計画されているものと思うが、現状について、計画はあるのかないのかをお聞きします。

5番目といたしまして、小中学生の見学につ

いて。

子ども心に、昔、宿毛で見た照国や吉葉山、栃錦や若乃花、あるいは初っ切り相撲はおぼろげながら記憶として残っております。

10月29日は木曜日であるが、できれば宿毛市内の小中学生の児童を直接触れる機会をつくる手立てはないものか、教育長にお願いします。

時間的な制約の中であると思うが、少しでも多くの慰問の実現と、大相撲宿毛場所の成功を期待して、1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、濱田議員の質問にお答えをいたします。

ご存じのとおり、大相撲宿毛場所が、ようやく10月29日に開催の運びとなりました。ご存じのとおり、豊ノ島、地元の豊ノ島関も勝ち越しを、先場所しまして、次の秋場所に、またこれも勝ち越しいただいて、この10月29日に臨んでもらうと、また、もっと一層、その大相撲の宿毛場所が盛り上がるんじゃないかなと、そんな期待感も込めておまして、豊ノ島関には、ぜひ故郷に錦を飾ると申しますか、そういうことをしていただいて、ひとりでも多くの皆さんが大相撲実況の実物を見ていただきたいというのが、私の気持ちでございます。

現在、大相撲宿毛場所が10月29日ということで決定をされまして、商工会議所、それから市内各種団体の皆さん方にご協力をいただいて、現地の実行委員会を5月に立ち上げております。

この実行委員会の皆様が、いろいろお話をし合いながら、きのう、実は松浦議員からも宿毛花へんろマラソン、これも非常に大イベントでございます。そうした形で、宿毛市でも、この大相撲宿毛場所というものを、1つの大イベントだと、私自身は認識をしているわけござい

ます。

その中で、濱田議員から、チケットの販売状況をということでご質問がございました。

現在の状況でございます。9月3日の販売状況を申し上げますと、たまり席が448席あるわけですが、販売実績としては、これは完売です。448席。それから、升席、柝S席というのがあります。これが、304席のうち208席売れております。それから、升席のAというのが96席あるんですが、これがまだ3席だけでございます。

それから、1階のいす席が196席用意をしておりますが、販売が105席売れております。

それから、2階のいす席が1,058席、これは1,058席あるんですが、147席分を売れております。

合計で3,194席の観客席を準備しまして、現在では1,544人分のチケットが販売されております。

まだ半分もいっていない状況でございます。先ほど申しましたように、豊ノ島関の秋場所の活躍次第で、またどんとこうふえるんじゃないかなという期待感を持っておるところでございます。

この販売促進をしなきゃいけないところがございますけど、実行委員会といたしましては、興業収益等も勘案しなきゃいけませんので、販売目標を全体の7割、70パーセント以上にしておまして、近隣の四万十市とか、市町村、四万十市、土佐清水市、それからお隣の県でございますけど、愛南町や宇和島市、こういったところにもチケットの販売協力を依頼する中で、販売促進を図っているところでございます。

また、事務局の方が、本県出身の土佐ノ海関とか、土佐豊関の激励会にも出っ張っていきまして、ピーアールを実施しております。

そういったこととか、また、スポンサーの確

保であるとか、チケットの販売に努めているところでございます。

それから、経済的弱者というお話も出ました。料金割引のことが、はっきり言っておっしゃられているんじゃないかなというふうに思いますが、現在のところ、料金割引の話は、実行委員会でもまだ出ておりません。

高齢者とか、障害者へも、ぜひ見ていただきたいという気持ちは、皆さん持っているようでございまして、販売目標を定めた中で、先ほど申しましたチケット販売に取り組んでおりますが、より多くの地域住民の方に、大相撲を楽しんでいただきたいというふうなことは、実行委員会、先ほど申しましたように、皆さん、思いとして持っております。

それから、福祉施設の入所者の方々への招待なんかも、これから検討されるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

それから、大相撲関係者は、巡業の前々日に来られるということでございます。

その中で、豊ノ島関等の福祉施設への慰問なんかも、計画しているというふうに聞いておるわけでございます。まだ、詳細ははっきりわかっておりませんが、また、詳細がわかりましたら、また広報なりをしてまいりたいと、このようにも思っております。

いずれにしても、一大イベント、大相撲がこうやって来るといことが、宿毛まで来ていただけるということは、非常にありがたいこととございまして、満員の中で大相撲観戦が成功裡に終わることを、市民の皆様、たくさんのご協力をいただきたいと、このように考えておるわけでございます。

一応、市の中で商工観光課が事務局を務めておりますので、また切符等について、ご購入される方は、ぜひ言っていたいただければありがたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 濱田議員の一般質問にお答えをいたします。

濱田議員のお話もありましたように、あんな大きな人間がいるのかと、子どもたちにびっくりさせるような、将来にわたっていい思い出になる。それから、子どもが感動するだろうと思います。

テレビで観戦をしているあんな有名な人を、間近で見れるというのは、大変すばらしい触れ合い、そんな触れ合いができれば、とてもすばらしいことだろうと思っております。

宿毛市、小中学校合わせて2,000人の児童生徒がおるわけですけれども、その児童生徒が一堂に、あの相撲場へ見学に行くということについては、なかなか費用、経費、それからどのようにして輸送するかとか、いろいろ問題がありましようし、それから、すべての学校で訪問が可能なものかということになっても、今現在、各部屋の日程も把握をしておりませんので、なかなか具体的に、どんな取り組みをしていいかわかりませんけれども、近いうちに実行委員会がありますので、実行委員会の方をお願いして、子どもたちに、触れ合いがどのような形でできるかを相談をしてまいりたいと思います。

可能であれば、抽出して、どこかの学校へ訪問していただく。

例えば、例えばですが、片島中学校は相撲部がありますものですから、その学校へ訪問していただくとか、その相撲部の生徒が、その稽古を見させてもらうだとか、何かの形で、全員ではなくても、触れ合いができればどうかと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 市長の説明で、大体

のことはわかりました。

しかし、まだ半数のチケットが売れてない。そしてまあ、大体、お金持ちの人なんかが見る升席とか、たまり席、そういうものは完売のような状態でございますが、やはり2階の席なんかのあれが、大部分があいているなら、できる限り、そういうような、割引制度がいかにもんなら、市の方と、また施設の方と掛け合いて、何としてでも、その弱者の立場の人を余分に収容して、一生の思い出にさせていただきたい、このようにまた考えておりますが。

できる限り、相撲協会の方で、そういう試みを行っていただきたいと思います。

再度、そういう弱者のためのあれができないか、それを質問させていただきます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、濱田議員の再質問にお答えを、できるかどうかわかりませんが、経済的弱者、身体的もありましようが、協会の方、それから実行委員会の方と、これは話してみないと、いろんな興業的なものがございまして、きょうの質問は、事務局にも伝えまして、こういった配慮はできるものかどうか、その辺については検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） それじゃあ、これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番有田都子君。

○7番（有田都子君） 着席7番、質問者最後の7番目に一般質問をいたします。

きょうは、つかの間ながら、77歳の喜寿を迎えたような心境です。今夜は祝宴をと考えておりますので、皆様のご出席をお待ちいたします。

笑いは元気のもとという点において、健康に寄与する前段に続き、質問に入ります。

7番、一般質問をいたします。

今回の4点にわたる質問は、過去、提案させていただきました質問を受けとめていただいていた取り組みの経過、いただきましたお答えの検証というものが大半であります。意図するところをお汲み取りくださいまして、よろしくご答弁のほどをお願いいたします。

質問内容に入ります。

1点目、宿毛市の伝承芸能等の収録と、活用について、市長へお伺いいたします。

平成15年の9月議会において、前山下市長のもと、宿毛市内の各地域に生まれ、大切に地区民によって守られ、継承されている御興行事、獅子舞等を含む種々の祭り、盆踊り等の伝統的郷土芸能を、映像化等の方法により収録し、形ある記録として残しておくこと。また活用していくことは、今後、非常に重要になってくるとの思いにて、ぜひお取り組みいただきたいと思います。市民の思いも受ける中で、提案させていただきました。

市長よりは、収録保存の必要性に及ぶ前向きのご答弁をいただき、翌16年早々より、市職員の皆様により、収録作業に入っていただくという幸いを得ました。

以後6年、収録への理解は中西市長もしっかりと引き継いでくださり、そのご理解のもとで、職員、市民手を携えての努力の日々が流れてまいりました。

映像化するためには、諸条件もあり、諸事情

も起こってまいることより、一、二年の短期では数ある地域地域の収録は難しい点も考えられ、時間の経過を待ちました。

現在、収録がどのようになっているものか、集大成の時期を迎えていることを漏れ聞いてはありますが、今日までの収録の歩み、可能な範囲お伝えいただければと思います。

また、せっかく収録しました宿毛の宝とも、文化財産ともいえるこの収録集を、どう市民へ周知を図り、どう活用していこうとなさるのか、お示しただけならと思います。

続きまして2点目、民有地、つまり私有地である空き家、空き地の環境美化について、お尋ねいたします。

道を中心とするまちのたたずまいに、清掃の文化を根づかせたい。市民が快適に日常を過ごすことはもちろん、いつ、どなたが、どこから、この宿毛の地を訪れても、ごみの散乱、草の繁茂に目を背けることなき景観を呈したい。その思いにて、過去させていただきました種々の一般質問の中にも、このテーマを回数多く出ささせていただきました。

今、行政、市民ともに手を取り合い、この課題、環境美化という課題に向かい合っている。一人ひとりの努力という点を、市全体の美化へ、つまり面へとつなげる方向性が少しずつでもうかがえる昨今ではあると思います。

しかし、その中であって、住む人なき家や、その周囲、管理者、所有者が遠く離れている等の空き地のごみや、背丈近くにもなった草群団等の課題は、法律的くくりがあるがゆえに、安易に、簡単に解決できない環境美化の視点における重い課題となっていることも事実です。

しかし、仕方がないこととして放置することはできない。道を見つけていくことです。小さな部分からでも、取り組みを始めることです。

他市町村も、この課題は頭の痛い課題である

ことは、種々の資料からも伺えますが、決して放り出してはいないのです。

佐渡島では、市が中心となり、全島の徹底した空き家調査に取り組むところから初めており、大阪府の枚方市は、枚方市住みよい環境に関する条例に基づいて、空き地、空き家が周辺の環境を損ねている場合、所有者または管理者に、適正管理をするよう、指導をしております。

また、空き地の草刈りをする場合は、草刈り機や草刈りがまを無償で貸し出すという方法もとっているようです。

宿毛市としましても、ぜひとも宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条にのっとり、区長、各機関の方々と連携をとりながら、宿毛市の空き家、空き地、調査を可能な限り、真摯に始めていただき、ともに空き家、空き地の環境悪化解消のため、管理者、所有者への適正管理指導をしていくという作業をしていただければと思います。

民有の空き地、空き家という小さなくりの中ながら、宿毛市全域を美しくという遠大な最終目的に向かうためには、避けては通れない課題であると思い強く、質問とさせていただきます。お考えをお聞かせください。

3点目、市庁舎ロビーの文化化について、市長へお尋ねいたします。

市庁舎は宿毛市民にとっての温かい、文化的住まいであるという面と、間違いなき、真摯なる事務処理を実行する事務所であるという厳しい面とが、合わせ鏡のように、しっかり寄り添った存在でなくてはならないと、私は思っております。

その1つの価値観に照らして、市庁舎ロビー、つまり玄関周りを見つめたとき、今のロビーの状態を否定したり、悪く言う思いは決してありませんが、その合わせ鏡がピッタリと合わされていないようなもどかしさを覚えることも事実

です。

住まいの気遣いは玄関からと言われます。市庁舎に一步足を踏み入れたとき、ホッと安らぐ、美を感じる、楽しさを感じる。さやけき感動の風を感じたならば、そこには確実に文化が存在するのです。

その文化的雰囲気を生み出すために、はげた壁を塗り直したり、絵画や写真、書などの掲示、展示等々に心をくだくことは大切な要素になってくるのではないのでしょうか。

過去の質問でも触れましたが、市の花・カンラン、鳥・メジロ、魚・イシダイなどのレプリカ展示も一考かと思えます。

市庁舎を展覧会場になるとの幼稚な発想ではありません。歴史的、文化的逸材を輩出した宿毛市、歴史と文化の香るまち宿毛として、市庁舎のロビーのデザインを、アレンジを少しお考えいただけたらと提案させていただきます。

今のロビーのディスプレイを全部変えるということではなく、今少し文化的色彩を沿わせていただきたいとの思いから、全国の各自治体の文化事業に関する施策集、行政の文化化の語句を引用させていただいての質問とさせていただきます。

市長のお考えをお聞かせください。

4点目、運動会の時期と熱中症対策について、教育長へお聞きいたします。

走れ、走られへん。走る気あるんか、あるけど走られへん。もうろうとする意識の中で、ふらふらしながら走り出した。先生、足が痛い。けいれんしている足先を指で示した。しんどいふりするな、演技は通用せん。その直後、意識を失った中学1年生になったばかりの、心優しき少年は、翌日、空の星となってしまいました。

大阪の某中学校のクラブ活動中に起きた、熱中症死亡事件の、死亡事件という余りにも悲しき現実です。

記録的な猛暑に見舞われた2007年、私は地球温暖化による猛暑の長期化をかんがみ、児童生徒の体調を案じる思いにて、全員参加の体育行事である、運動会の時期の見直しを、つまり教育課程の組みかえ等をお考えいただけないかとの質問をさせていただきました。

そして、その質問に対しての教育長のお答えとしては、10年も前より9月実施という形をとってきたその時期をかえるということは、つまりカリキュラム、教育課程をかえるということは、他の種々の行事、授業との調整上、大変難しいことではあるが、子どもの生命が確保できるか、保健衛生の面からの思いを提案し、校長会、学校とも話し合いを持つこととお約束するというものでした。

カリキュラムの、つまり時間割、または教育課程の組みかえに時を要するというのを、全く理解しないものではありませんが、ことしほとんどの小中学校の運動会は、また9月中に実施される状況にあることを知るとき、教育長のお答えから、今日までの歩みを、ご協議の内容等をお伝えいただきたい思い強く、他質問項目に添わせていただきました。

教育長のご答弁を求めます。

以上で、4点にわたる1回目の私の質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、有田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、有田議員の質問の中には、全体にわたって、文化であるとか、美意識であるとか、そういった環境に配慮したご質問というふうに承りました。

まず最初に、伝承・伝統芸能の収録と活用の関係でございますが、平成16年度に緊急地域雇用創出基金事業によります祭事映像デジタル化事業では、収録した映像、計画どおりビデオ

であるとか、歴史館のホームページで、ダイジェスト版の動画を、今、紹介しているところがございます。

市内の祭りごとの映像保存につきましては、まだ不足するところがありますが、豊かな地域性をはぐくんできた宿毛の伝承文化を、後世に伝えるために、私自身も、これが人口減少の中で、万一できなくなったときに、間がおいて、次の機会に再興するときに要るのではないかという思いからも、再興用資料とすることとか、それから、宿毛市のピーアールについても、これは活用できるということで、改めて19年度から祭りごとの収録事業に積極的に取り組んできたところがございます。

ただ、余り財政的な余裕がないものですから、職員が出向いて行って祭りの現場であるとか、盆踊りの現場であるとか、そういう形で、プロでない、アマチュアカメラマンのような感じでいっております。

アマチュアカメラマンとうちの職員比べると、アマチュアカメラマンの人に悪いような感じがしますが、なかなか素人がビデオを撮るということは、非常に、次に再録したときに、非常に見づらい部分もあったりしております。

そういった苦労もしながら、手ブレがあったり、いろんなものがあります。

市内17カ所、30件の行事を撮影しているところがございます。

この、今年度でおおむね、全部撮影できるというふうに考えておるわけでございますが、私も、庁内で、以前に全箇所映像を撮れという指示をいたしまして、この、その撮った結果というものを、私自身もまだ見ておりませんので、だから、これをやはり、ただ撮っただけではだめで、これをいかに活用するか。そしてまた、いかに編集していくか。そして、だれかが宿毛のことを見たいという方に対して、これをやっ

ぱり、ちゃんと見せてあげられる、そういう体制が整わなきゃならないんじゃないか。これがやっぱり、ただ撮るだけではだめだというふうなことに、いうふうに私自身思っております、庁内でも、今年度に入っても、指示もしまして、そういう形に早くもっていきたいと。

これ、ぐずぐずしていると、時期を失ってしまうというふうなことも指示してまいったわけでございます。

幸い、今年度、地域経済対策の関係で、地域活性化経済危機対策臨時交付金事業というのがありまして、先日、ご承認を議会でもいただいたわけですが、ここで博物館展示装置リニューアル事業の一環の中に、これを取り入れて、検索装置の主要番組に取り入れるということで、広く来館者に見ていただけるということの端緒になりました。

また、今回の映像とか情報をもとにしまして、さまざまな方法、そしてさまざまな場面で、宿毛の伝統芸能を皆さんにごらんいただきたいと。

やはり、宿毛に住んでても、自分の地域のことはよくわかるけど、よその地域のことがわからないというふうな方が非常に多うございます。

それから、もう1つつけ加えますと、この映像ではございませんが、宿毛から非常にすばらしい偉人が、明治以降出ております。その方々のことも、ほとんど知らない方、市民の方もたくさんございます。

そういう関係で、教育長とはかりまして、いわゆる小学校、中学校でもいいんですが、学校の副読本として、やはり宿毛の人物紹介、この副読本を今、つくっております、それを学校でやっぱり、何らかの時間をとっていただいて、その宿毛の偉人なんかも紹介していただきたいと、こういう事業にも取り組んでおるところでございます。

素人撮影で、ちょっと見にくいところがある

にしては、これはやっぱり、もうちょっときちんとした映像を撮らなきゃいけないというふうなところもあるようでございますので、そういったところにつきましては、もう一度、やっぱり時間をかけて、きちんと撮ったものを収録して、皆さんに見ていただける、そういうふうな作業をやらなきゃいけないというふうに思っております。

ほかの自治体見ましても、いろんな歴史館とかで、大型映像で、いろんな、その地域の祭りごとと申しますか、そういったものを大々的に、珍しいものを見させております。

テレビでは、時々、先だって四万十の大文字の送り火とか、ああいったものも映したりしております。

だから、宿毛にはこういうものがあるんだということを、やっぱりきちんと映しておきたい。

先ほど私、申し上げましたように、これを、一度休止したものを再興する場合に、非常にこの映像が大切になってくると思います。

1例申し上げますと、先だって、鶴来島の方がお見えになりまして、今、鶴来島の祭りが、秋祭りが、今、頓挫しております。ことしはぜひ、五、六年ぶりですか、再興したいということをお任せられまして、おっしゃられまして、ぜひ鶴来島の人たちだけでは、何とも人が足りない。非常に勇壮な祭りでございますから、ぜひ、ボランティアを募りたいというふうなこともあって、市役所にも協力依頼がまいました。

やはり、こういったときのために、前の映像を見ていると、あっ、これだなと。こういう映像の祭りをやっているんだから、そこに行って、我々も協力しようというふうな気持ちになってもらいたいなというふうなことを、自分でも思っている。そんな状況でございます。

次に、空き家、空き地の環境美化でございます。これ、有田議員がおっしゃったこと、よそ

がああいうことをやっているということもおっしゃられてました。

私どもも、宿毛市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例によりまして、そういった環境的に、草ぼうぼうのところ、これいろんな法律ございまして、行政だから、何でもかんでも立ち入ることができるというもんじゃございませんので、草ぼうぼうのところには、やっぱり所有者、それから管理者、そういった方々に指導はしているところでございます。

有田議員の思いは、非常に今のご質問の中で理解をできるわけでございますが、土地であれ、建物であれ、おのおの所有者がおるわけでございますので、承諾、許可なく立ち入ることができない。

これ、刑法の不法侵入というふうな条文もございまして。空き地の管理が不適正になりますと、人間の心理というものはおもしろいものでして、雑草が生えている。ちょっと雑草という言葉は、恐れ多くも天皇陛下に言わせると、雑草というものはないんだ。名前が全部、草にもあるんだというふうなことをおっしゃられたそうでございますので。ここでは雑草と言わせていただきますけど、やっぱり雑草がめちゃくちゃ生えているところについては、すぐごみを捨てたがると。捨ててもいいんだみたいな心理状況が働くんじゃないかなと、そういうふうなことを私も思っておりますので、ごみを不法投棄に当たるとか、景観上の問題が出るとか、そういうことは、我々も十分承知しているわけでございます。

住民の安全とか、環境に悪影響を与えるということでございます。

こういった形での市民の、これ、行政が全部それ見て回るということに、なかなか人手が足りません。だから、ご近所の方々とかが、こうなっているぞというふうな苦情とか、相談があった場合には、そういった土地の所有者を調べ

まして、それからまた管理者、そういった方々へ改善を求めるといことをしておりますし、また、地区の地区長さんとも協議しながら、対応してきているわけでございます。

幹線道路沿いにつきましては、年2回、宿毛市クリーンデー、市民の皆様、たくさんの参加をいただいて、清掃活動をしていただいておりますし、そういったことでの環境美化には取り組んでおるわけでございますが、なかなか年に2回ということでは、なかなか、毎回毎回、クリーンな状態になってないというのが実情かと思えます。

特に、平成13年度からのことを申し上げますと、家電リサイクル法の施行であるとか、自動車リサイクル法の施行後に、循環型社会を構築する関係法令が整備されたことに伴いまして、さらに不法投棄の増加が懸念されるということから、不法投棄対策といたしまして、環境指導員による不法投棄の調査も実施しています。

それから、不法投棄箇所の把握調査及び回収指導を実施しながら、不法投棄防止看板の設置、そういったものにも努めております。

国レベルでは、空き地の適正管理に関する法律は制定されておりませんが、全国の自治体では、昭和40年代から空き地の適正管理に関する条例を制定しまして、この問題に対応しているということで、先ほど申し上げました宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例も、我々、つくって、制定しまして、先ほど申しました苦情が来れば、所有者等に対して指導をしているというふうなことで、推移をしているわけでございます。

これからもそういう苦情、我々も見た感じで、ここをだれかという、環境的におかしいところがあれば、みずから、市としても、所有者とか管理者に対して、適正な指導をしてまいりたいと、このように考えております。

それから、市庁舎ロビーへの展示物による文化化と申します。

ご存じのとおり、市の庁舎、この建物も古くて、地震が来れば、最初につぶれるんじゃないかというふうなところではございますけど、だからといってほったらかしにするということは、なかなかならないと思いますし、美化に努めるというのは、この庁舎で仕事をするものにとって、みずからやっつけていかなきゃいけない、そういうことへの感じは持っております。

ただ、あそこのロビーにいろいろな物が、まだあります。

それから、ポスター等もございます。ただ、非常に皆さんに広報を出したり、いろんな周知をお願いする部分がございますして、やはり張り紙であるとか、ポスターとかいうものも、一定、広報的には必要な措置かなということはあると思います。

ただ、いろいろな人が、いろいろな形でいきます。あそこのロビーで休んでいる方もおられますし、ちょっと休憩ということも利用していただいて、それはそれで構わないわけでございますけど、なかなか文化に触れる機会という観点から申しますと、ちょっと辛い部分があるかなという思いはしております。

ただ、ご提案のあった、以前も宿毛の魚であるとか、レプリカをという話は、今回に限らず、前回もあったわけでございます。

そんなことで、以前もランの花を置いたりはおったわけでございますけど、なかなかうまくそのレプリカ展示ということは、なかなかちょっと、スペース上から常設できていないのが現状でございます。

我々としましては、文化的な作品展示は、ちょっと困難かなとは思っておりますけど、少し工夫もしてみたいなという感じはしております。

それから、なお、我々としましては、職員の

あいさつとか、笑顔、これもやっぱり市民の方、市外の方を迎える上でも、必要なことだと。笑顔で接遇をするというふうなことも、徹底することで、役所の固いイメージを少しほぐしていきたいし、市民の方が来庁しやすいというふうな、親しみの持てるような雰囲気づくりには努めておるところでございます。

そういった形で、現状は、有田議員がおっしゃるような形のものでできていないのは実際でございます。

ただ、いずれにしても、市民がやすらげるような空間が提供できるような、みんなでちょっと工夫もしてまいりたいということは、十分思っております。

私の方からは、以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、有田議員の一般質問、運動会の時期と熱中症対策について、お答えをいたします。

まず、時期でありますけれども、ことしも市内の小中学校で運動会、体育祭は9月中旬に開催をする予定となっております。

早い学校におきましては、9月13日に、小筑紫中学校、宿毛中学校、片島中学校、東中学校の4校が開催をする予定であり、遅い学校では、9月27日に、大島、宿毛、松田川、山奈、平田小学校の5校が開催する予定です。

平成19年第3回の定例会の答弁後の取り組みについてでございますけれども、まず、毎月行っております校長会において、子どもの身体的な安全の確保、保健衛生の面からも、時期の検討について、話もさせていただきました。

話し合いの結果につきましては、しかしながら2学期には対外的、文化的な行事が多数予定をされており、時期を変更することは大変困難であるということになりました。

体育的な行事としては、陸上大会、駅伝大会、

マラソン大会など、それから文化的行事としては、教育文化展、郡展、県展、文化祭、音楽祭などが予定をされており、郡、県に続く大会になっているものも多くて、運動会の開催時期を変更することができずに9月開催となっております。

熱中症事故防止につきましては、県の教育委員会からも、毎年、予防に対する通知が出されております。宿毛市の教育委員会からも、子どもの熱中症を守る対策についての通知を行う中で、各校で取り組みを講じております。

また、6月から10月まで期限を切りまして、熱中症の状況調査をしております。児童生徒の調査を、毎月実施する中で、各校の取り組み状況や発生状況を把握し、対応して、助言指導も実施をしております。

熱中症につきましては、その時の気温であるとか、湿度であるだけではなくて、児童生徒の体調などによっても発生をしますので、養護教諭、担任を中心に運動会の練習だけではなくて、体育の授業、部活動でも留意をするように指導しております。

事故等が起こった場合の対応につきましては、日ごろから、氷であるとかアイスパックなど、使用できるものを学校に準備をしておりますので、子どもの状態によって、保健室であるとか、涼しい場所で横にさせて、衣服をゆるめて、アイスパックなどで冷やしながら経過観察をするなど、養護教諭が中心になって、子どもの状況を把握する中で、適切な対応に取り組んでおります。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 7番有田都子君。

○7番（有田都子君） 7番、再質問をいたします。

4点にわたります私の質問に対してのご答弁、ありがとうございました。

まず、1点目、伝承芸能等の収録と活用についてでございますが、本当に敬意と感謝の思いを持って市長のご答弁をお聞かせいただきました。

長き日々、職員の皆様が暑さ寒さの中、そして時間との戦いの中で、本当に宿毛市に生まれた文化、伝承芸能、それを本当に真摯な思いで収録していただきましたこと、本当に感謝いたしております。

今、市長も申されましたように、これは収録するだけに意味があるのではなく、本当にそれを今後、どう活用していくか、どう市民みんなに周知させていくかということにも大きな意味があると思います。

その点の前に、まずこの伝承芸能の収録が、まだ今後も続けられていくとは思いますが、一応の集大成の形を、今、見ておるものとして、例えば第1巻という形で市民への貸し出しや、ある文化歴史のもろもろの団体や、もちろん市民全体に、いろいろな行事を通じて、例えば成人式とか、慶事、お祝い事、市政功労の場であるとか、または宿毛まつりに大きな画面で流すとか、もろもろの活用方法はあると思いますけれども、そういった一応の集大成の形として、今、そういった貸し出しや、もろもろのところで見せる、見ていくという形をおとりになるという形にもっておられて、そして、続いて第2巻というような形ですか、今まで休んでいた芸能が、または、例えば山田の流鏝馬なんかもありますけれども、そうした見事な祭り行事というものが、また復活したとき、そのときには、またそういう収録に当たられる。

そういう形で、一応、今日までの収録されたものを1つの形として、皆様に貸し出し、もろもろ始めていくか、そここのところの1つの区切りとするものなのかという件を、1点お聞きしたいことと、なお、例えば盆踊りに「口説き

節」という、収録の場合は、その歌ですね。歌いながら、太鼓を叩きながら踊る、それが一緒になって映像になっておりますけれども、その歌の文句とか、その歌の節とかいうものを、別にテープ化していくという、そういうことも、そのセリフというか、言葉を伝えて、後の子どもたちに伝えていく意味でも、意味があると思いますが、その「口説き節」の収録というものに対して、どう取り組みになられたか、小さいことながら、少しお聞かせいただきたいと思えます。

その2点、それで本当に生活そのものである、その心のほとばしりであるその文化というものを、本当にこれからも、しっかりこれで終わりではなくて、しっかりと見つめていきたいという市長のお言葉、それを信じ、またその方向に進んでいきたいと、心から願っております。

2点目、空き地、空き家の環境美化についてでございます。

そのかなり放置された空き地、空き家に対しては、法律的くくりもあるので、簡単には済む、即座に解決は難しい。しかし、そのことに対して、放置するのではなく、見て見ぬ振りをするのではなく、しっかりとそちらの方にも目を注いでいくというお答えをいただきました。

そういうお取り組みに対して、うれしく思っておりますが、この地におる方には、区長さんを通じ、またもろもろの方を通じ、指導や助言もできるわけですが、遠く離れた方、その方には、お手紙、文書でや、またお電話や、またもろもろの職員の中のご縁者、ご親戚などをたどって連絡をして、そして美的管理を、美的管理をしてくださいとお伝えすることにもなると思いますが、そのとき、遠くにある方にとっては、ふるさとは本当に心のよりどころの場です。どうか、小さなことかもしれませんが、威圧的であったり、罰則的見解であったり、そ

ういうものでなく、温かい思い、温かい心を込めての助言というものを、そういうものを求めたいと、これは釈迦に説法かもしれませんが、お願いしておきたいと思います。

この点については、お取り組みに時間も必要ということもありますし、今、そういった面に目の注ぎをしていただくということのご答弁において、再質問はいたしません。

ご答弁は、この点については求めません。

3点目、市庁舎ロビーへの展示物による文化化でございますけれども、今、少しロビー周りを目をやる時に、ポスター、確かに市民への周知、ポスター、たくさん張られております。

確かに、市民への周知、これがどれだけ大切なことか、その意味がわからないものでもありませんが、少し工夫をしたり、そしてディスプレイやアレンジという視点から考えたときには、ポスターの張る位置とか、張り方のやり方というものにご検討の余地があるように思えてなりません。

また、壁面を見ましても、何も張られていない空間がございます。

宿毛市には、宿毛市市民の尊い浄財で、奥谷博先生の、画伯の絵が集められております。もちろん、購入いただいた面もございますが、20点以上ございます。

それが、皆の目に触れることなく、もちろん歴史館の一部に飾られるとき、かけかえで飾られてはおりますけれども、本当に宿毛が生んだ奥谷氏のその芸術的なもの、それをしまいこむということ、市民の皆様目に触れることなく、しまいこむということ、私はどうしても心の納得を得ることができません。

アクリル板でケースをつくり、もちろん絵には湿度とか、もろもろの条件が大切な絵には、大切な絵とは、いいかたありませんが、絵には、そういう芸術には湿気が大事であることもわか

りますけれども、アクリル板の、アクリルでのカバーというものの利用なども考える中で、壁面にそれほど大きな判の、何号じゃなくて結構だと思っておりますが、奥谷氏の絵も市民に、市民の目に、一応、見ていただける場、市の皆さんが訪れる市庁舎の玄関に、1枚の絵を飾ってみてはという、そういう思いをどうしても消すことができないこのごろでございます。

あえて奥谷氏の絵にこだわるわけではありませんけれども、宿毛市にも絵画、書道、すべての面で非常に学ばれ、また作品を生み出されている方もおられます。そういった絵画を、書道、写真を、それをすべてということではなくて、かけかえる形をとる中で、そういった芸術作品も、どこかに、壁面にかける、そういうこともお考えいただけたらと思います。

レプリカについては、以前も出させていただきましたこと、市長、ご記憶いただきまして、お取り組みの方向ということでございますけれども、一度、市の女性職員などもお加わりいただきまして、そこのディスプレイ、ぜひご検討いただきたいと思います。

市庁舎の南側に緑のカーテン、ゴーヤの緑のカーテン、そしてこの議場の東窓には、緑の壁面の緑化、そういった、本当に風薫る文化がそこにも生まれております。

どうか、いま一度、市役所玄関を、家の玄関のたたずまいと考えて、ご配慮いただきたいと思います。

この件についても、お取り組みのお願いの形にて、ご答弁は求めません。

4番、運動会の時期と熱中症対策について、教育長に再質問させていただきます。

あ のとき、以前、私が質問させていただきましたときに、命の重さ、命にかわるものはない、その視点において、校長会、また学校の先生、学校側と真剣なる話をしていきたいという、重

いお言葉をいただいたと記憶しております。いただきしました。

その教育長のご覚悟に対して、そのご覚悟に対して、その厚みに匹敵するご検討、そして先生方の真摯なるご協議がなされたものか、まだ私、今、お話をお聞かせいただく中で、その深さの把握がどうしても心の中にストーンと落ちることができません。

もちろん、運動会の時期を動かしたから、どうしたからと、それだけで熱中症対策をどうこうというものではございませんし、熱中症対策というものは、この地球温暖化が全、この地球にかかって、ふりかかっている以上、老若男女、幼い子どもからご高齢者まで、すべてにかかわる大切な、非常に大切な問題であることは、いまさら言うまでもないわけですが。

過去10年前に、このカリキュラムを組むときに、産業革命以後の100年のつけが、今、きているわけですけれども、そのカリキュラムは10年前から決めて、この9月になったという、そのカリキュラムを組むときに、そのカリキュラムを組む方たちの頭の中に、地球温暖化による、そういった問題を、先にどこか考えて考慮したことがあったのか。そういった熱中症的な、これから気温が上がっていく、そういった子どもたちに、温暖化による暗い影がかかっているのかもしれないということ、恐らくその10年ほど前、カリキュラムをお決めになったときにはなかったと思います。

私は、その、今、教育長もおっしゃいましたように、そのときの状況を見ながら、例えばことしはちょっと冷たい夏の状況だとか、そういうことを見ながら、また、子どもたちの身体的状況を見ながら対応するというお言葉がありましたけれども、これはそういった小さな部分で考えるべきことでは、私はないと思うんです。

10年前に、そういうことを、カリキュラム

の編成をしたときの観点と、今、ノーリターンポイントというんですか、もう地球の温度が2度上がれば、雪崩的現象で、もろもろの、ウイルスとかもろもろ、それから洪水とか氷河が溶ける、もろもろの、取り返しのきかない、返るということのできないポイントというものがあるらしいんですが、そういった産業革命から便利さを求めてきた、そのつけが、もろもろに、これからずっと温度の上昇となって上がっていくという、それはもう世界の学者が口をすっぱくして言っている現実なんです。

そういうときに、今、本当に酷暑がある、起こっている状態の中で、今、改めて温暖化をかんがみた、運動会にしろクラブ活動のあり方にしろ、そういうものを考えてみてはという、私の思いなのです。

そういった意味において、その時間割を変えないとするならば、それ以上の、相当のステップを上げた熱中症対策をしなければ、非常に子どもの命に、本当、かげりが起こってくると思います。

それで、今の段階で、今日の段階においては、教育長のご答弁が、今の形で、どうしてももろもろのカリキュラムの形の中で、変えてしまうことは大きな混乱が起きる。カリキュラムを変えるということは、児童生徒に、学校側に大きな混乱が起きると判断ゆえに、カリキュラムの変更はできないということにつながると思うんですけれども、今の段階ではなく、将来的、将来というか、そういうご協議の中で、この熱中症に対して、また地球温暖化に対して、教職員の中から、このカリキュラムの組みかえに対しての、どれだけのご意見や内容が提示されたか、示されたか。

恐らく、こうしてきちっとご協議されるというお話を、お答えをいただいている以上、きつときょうまでの日々の中で、徹底したご協議が

なされたと、私は把握しております。

その中で、先生方の中に、その時期に対して憂う思い、どうあるべきかというご意見がどう出られたものか、それをまずお聞きしたいと思います。

それで、その後、特に教育委員会は、これで、事実、ことしは9月にまたなるわけですけども、またこれからもご協議がなされると思えますけれども、まず、次に教育委員会にお願いしたいことは、市教育委員会が明確な指針を作成して、すべての学校で徹底して、実行していくような、そういった1つの指針の作成、熱中症対策に対して。そして、各学校がその熱中症予防に対しての知識をきちっと身につけていただき、それから、指導教諭が人間尊重の視点に立って、本当に子どもの訴えを真剣に受けとめ、適切な措置をとれるもろもろの緻密な対策を講じ、考えていただきたい。

上滑り、流してほしくないのです。そういった意味で、今、その中の質問事項としては、今日までの過程の中で、熱中症対策について教職員の中から、校長会のみならず、教職員、先生方、直接、子どもたちの授業、そして運動会の指導に当たられる先生方の思いというもの、考えというもの、意見というものをお示しいただければと思います。

その2点について、1点目、4点目についての再質問、よろしく、対してのお答え求めます。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、有田議員の再質問にお答えをいたします。

伝承芸能、文化芸能の収録の関係でございます。

盆踊りの口説き、それから祭りには神様がつきものでございますから、やっぱり神主様の祝詞奏上です。ああいったものを、一応、全体の中では入っていると思います。私も、先ほど申

しましたように、全部、ちょっと確認をしませんので、恐らく、口説きは盆踊りにはつきものでございますから、そのヤーサイなんか、特にありますよね。

その、この口説きにつきましては、その全体の中で入ってますが、それがきちんとした言葉で理解できるように入っているかどうかについては、ちょっとまだ確認できておりません。もしできてなければ、また、やっぱりマイクだけを、例えば口説きの方をお願いして、これからとる場合に、それに映像をくっつけていくとか、そういう方法も、やっぱりやっていくべきかなと。

やはり、太鼓踊りをしても、三番叟とかいろいろありますが、ああいう形でも、やっぱり口説きがないと、なかなかのっていかない。太鼓と口説きがあるとか。

祭りには、やっぱり先ほど申しました神主さんの祝詞奏上があつて、いろんな手順がある。御輿が出るのも、やっぱり神様を拜んで、それから出るというふうなところがございますので、そういった全体の中で撮ってきたものの中で、不明瞭なものについては、やっぱり口説きをもう一度、マイクをつけて収録するとか、そういうことでもやってまいりたいと思います。必要なことでございますので。

それから、収録したものを、どこで、いつごろ皆さんに公開できるか、これちょっと事務的に、事務局と打ち合わせしておりませんが、準備でき次第、皆さんにも事前に通知をしまして、こういうところでこういうことをしてますということをご予告して、例えば、歴史館のできるのであれば、そこでいついつからこういうことをやってますということをご予告して、公開したいと、こんなに考えます。

そういったことで、やっぱり皆さんに早く見ていただきたいなと思います。

それから、答弁は要らないということでございましたんですが、奥谷先生は、今、名誉市民になっていただいております。

奥谷先生の絵画をそのまま寝かしてると言ったら悪いんですけど、これすごく高価なもので、しょっちゅう、しょっちゅう出して、空気に触れるというのも、なかなか大変ですが、やはりこれはお宝、宿毛市のお宝でございますから、皆さんに見ていただきたいという気持ちは、すごくあります。

やはり2年前ぐらいですかね、奥谷先生のご了解をいただいて、文教センターで公開したと。

やっぱり、こういった形で2年に1回であるとか、1年に1回であるとか、先生のご了解いただいた上で、ほかの作品も含めた形で、奥谷博展というものをやって、常設的にやっていくのが、我々に課せられた使命でもあるのかなという感じは、私自身は思っております。

準備状況とか、先生がお忙しい部分があったり、その日程とか、それがマッチングしないと、なかなかできづらい部分がございます。そういったものについては、先生のご了解、日程調整、そういったものも合わせた形で、できるところを公開してまいりたいと、こんなふうに考えておりますし、もう1つは、市展で入選された作品、特選になった作品が、その期間だけしかあそこにはない。だから、あれももったいなくて、今、写真の部門で、私、市長室も飾ってくれて、今、飾っております。

だから、そういった市主催でやった、せっかく特選もらった作品なんかも、その期間だけです。何かこう、どこかで人の目に触れる形をとっていききたい。

1年中じゃなくてもいいと思うんですけど、例えば特選集をやるとか、そういったもので、皆さんに見ていただく、市民の皆さんに目に触れるところに展示するというのも、やっぱり

大切なことかなというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、有田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、有田議員の熱中症に対する思いもよくわかりますし、私も子どもの命を守る、学校を指導する責任者として、そのことはしっかりと受けとめておくことでございますけれども、いろいろ、総合的に判断をした結果、9月になったということは、ご了解を願いたいと思うのです。

まず、学校のカリキュラムというのは、10年ではなしに、毎年、学校行事、教育のカリキュラムというのは、学習指導要領に合わせて、毎年つくっていくわけです。

それから、学校行事も、毎年、いろいろなことがあって変えていくわけです。ことしはこういう学校行事を入れる、きょうは、ことしは体験学習として、田植えを入れていこうとかいうことで、毎年変えていきますし、授業の教育課程、カリキュラムについては、指導要領が変わるたびに、毎年、その学校で学習指導要領に合ったものにしていくと、そういう取り組みをしているので、毎年変わっているわけです。

それから、その熱中症、それから運動会の時期について、学校の取り組みと先生の思いはどうであったかということですが、学校の思いについては、校長先生との話し合いの中で、いろいろ教員と話し合った結果、どうしても、先ほど申しましたように、いろいろな対外的な行事があるので、10月であるとか、11月にする方が、子どもの体のためにはいいかもしれないけれども、どうしてもこの時期をずらすことはできないという判断で、学校は話し合いの結果、そういうことになったということであり

春にやっていた小学校もあったそうです。実は、何年か前に。けれども、いろいろな都合で、応援の体制であるとか、1年生がまだ学校生活に慣れていないのに、そういう大きな行事はできないんだとかいうことがありまして、それもいろいろな話し合いの中で、春はやまったということでもあります。

それから、先ほど申しましたように、10月、11月にこかすということについては、いろいろな行事とぶつかって、子どもたちがずうっと、文化的な絵もかかなくてはいけない、英語の発表もしなくてはいけない、それから、とにかくいっぱいありますので、それはできないという学校の判断で、9月ではないと実施が不可能であるという判断です。

それから、教職員の思いはどうかということですが、残念ながら、残念ながら、教職員の思いは、僕は、把握しておりません。

それから、教育委員会として、しっかりした指導はどうであるかということでもありますけれども、熱中症事故等の防止についてということで、学校に文書も出しておりますし、校長会等でもお願いをしております。

それから、毎月、先ほど申しましたように、熱中症事例、月別の報告書というのがありまして、何人、どんなところでかかって、どんな対応をしていたかということ、各学校から出すようにしております。

ですから、教育委員会としては、どこそこの学校でバレー中に、バレーの練習中に熱中症になって、この程度であった。対策はこうしてやったということを報告さすようにしておりますし、養護教諭を中心にして、指導をしっかりしておると、そういう取り組みをしております。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 7番有田都子君。

○7番（有田都子君） 7番、再質問をいたし

ます。

1点目の伝承芸能の件につきましては、ご説明、ご答弁いただきまして、再度の収録はいたしません、やはり、口説き、今、お伝えいただきました祝詞とかいったものは、全体的な映像の中で、たとえその音量が大きくても、非常にその文言の一語一句が、なかなか把握できないものもございますので、一応、文字でその言葉を書き残すとか、またはきちっとしたテープなどにとるということは、お考えいただいたらと思います。

それで、一応、1つの形として、これから市民に伝えていくということ、まずでき上がった、こういう取り組みをしてでき上がったんだということの内容を、広報などでも、またいろいろ回覧でもお伝えいただきたい、それをお願いしたいと思います。

その運動会時期の熱中症対策を、カリキュラムを考える上の根底的なお考えが、どうも私、ちょっと教育長のお考えというか、私の望む思いと、私の思いとがちょっとずれるというような思いが、前のときもそうございましたけれども。

結局、私は教育委員会の長として、教育、子どもたちの命、もちろん学力的なもろもろのすべてを見守る長として、この温暖化という問題を、あなたの、教育長の心にどれだけ深くとどめているか。その拠点に立った、根底的な根拠に立って、土台に立って、そしてどうそのカリキュラムを立てていくかということ、そこの、何か私はその報告を受けた、そして学校でこういう話し合いで決まったと、そういうふうな、今の報告があったと、総括的な1つの方向性はこうであったというお答えをいただいたわけですが、残念ながら、教育長みずからが、その、本当にこの問題を真摯に、大変な問題として考えているものであるならば、直接、教職員の方たちと

じかに、腹を割ったお話もしてほしいなど、そういう思いもしたわけでございます。

事実、今の段階において、今ここで押し問答でどうこう、結論的なものを出していくこともできないとは思いますが、どうかその熱中症対策に対しての、運動会の時期を変えないということの根拠に立ったならば、ワンステップもツーステップも上の対策に心く Давайтеほしい、つくづくそれをお願いしたいと思 います。

例えば、冷やす、ジェル状の冷やす備品などの設置も、今以上に増加さすとか、それから、本当にタオルを皆から持ってきてもらって、そしてそれを冷やして、常に気をつけるとか、今よりか、もっとステップを上げた熱中症対策へ取り組んでいただくということが、今の段階で、事業の、酷暑の9月を、組みかえができないということに対しては、それにかわるステップアップを図っていただきたい、つくづくそれは思 います。

以前、今もおっしゃいましたように、我々、昔、小運動会という形で初夏、5月ごろによく運動会をしておりましたけれども、そういうことのご検討というものはなされたことがなかったのかどうか、ちょっとその点を、まず1点聞かせていただきたいことと、その熱中症に対しての、何かが起こったときのその救急体制、そういうものに対してのきちっとした医療機関との連携的なものへの配慮もされておるものなのか、もろもろ、ちょっとその2点について、聞きたいと思 います。

初夏に持ってくるという形は、よくあったんですが。その点のご検討はされていないのか。11月、10月にされるのではなくて。

その点を、再質問とさせていただきます。

○副議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、有田議員の質問にお答えをいたします。

確かに、熱中症、そういう被害に遭われたら大変なことです。心して、子どもと、命を守っていかないと、そういう責任のある立場であるという自覚はしております。

しておりますけれども、学校の中で、さっき議員、カリキュラムと申されましたけれども、学校行事だと思 いますけれども、学校行事については、いろいろな考えがあつて、PTAの中であるだとか、それから教職員の中で話し合いをして、学校行事は決めていくわけですがけれども。

もちろん、学校が主体になってやるということです。教育カリキュラムというのは、授業の編成ですので、その行事とはちょっと違うわけですがけれども。

その学校行事をやるときに、いつの時期がいいかということについて、私どもの方から、校長会においては、熱中症対策をしっかりと対応できるような時期でやってください。子どもたちに不安のないような形で実施していただきたいと、お願いをしておりますけれども、何月にやってくださいとかいうお願いは、しておりません。

それで、先ほど申しましたように、ある学校では、春先にやった学校もあります。それから、随分昔は、こいのぼり運動会ということで、小学校で小運動会といった取り扱いもしたところもあると思 いますけれども、そんな形で実施したところもありますけれども、2遍の運動会については、こういう教育課程が、大変難しい、組むのが難しい時代ですので、授業時間の確保、難しい時代でございますので、それはならなくなりましたけれども、それにかわつて、時期を秋ごろにという取り組みをしたこともある学校もあるがですがけれども、それについても、いろいろと保護者の方や教職員の方から問題が出て、難しいということになったと、こういうことはあります。

私の方から、何月にやってくださいということ
で指導したことはありません。

議員おっしゃいますように、このことについて、私も確かに、もう少し学校の先生の方に、今後、その暑い時期に運動会を実施するのであれば、今よりももっともっと、熱中症に対する取り組みを、真剣に取り組みをしてくださいというお願いもできますし、教育委員会の方から、いろいろな手立てもできる、そのことはできますけれども、時期について、どうしても学校が、学校行事は、この時期にやらずには、ほかの行事とうまくいかん、うまくいかないというところちょっと語弊がありますけれども、ほかの行事を対応することができないので、ここの時期をはずすことができないと言われた場合に、私の方から、それは相ならん、10月にしてくださいというようなことは、ちょっとできないと思われま。

以上です。

○副議長（中平富宏君） 7番有田都子君。

○7番（有田都子君） 今の段階において、これ以上の質問は控えますけれども、私は、教育長の存在、教育長の位置づけというものは、教育、子どもの教育を、もちろん授業における教育はもちろん、その子どもの心身の健全なる発達のためのかじ取りのトップであると。

そういう、1つの指針を示すべきかなめであるというとらえ方を、私はさせていただいておりますゆえに、今後とも、この熱中症対策、熱中症、地球温暖化というものは、環境問題、環境学習にも、すべてつながってまいります、そういった視点で、今、本日の結論的過程においては、時期の変更はなし、しかし、それにかわり、真摯なる熱中症対策に努めると、そのご答弁として受け取らせていただきますけれども、どうか今後、熱中、地球温暖化は加速してまいります。非常に、このインフルエンザも地球温

暖化に起因するということをする学者が多々おられます。いろんな意味で、地球温暖化は、これは我々が予測しない事態をもたらすことは間違いないわけでありまして、我々が生を得ても、その後続く子どもや孫という、子どもたちや孫を守らなければならないという視点で、私は申させていただきます心があるわけですけれども。

どうか、教育委員会におかれましては、1つの指針をしっかりと立てていただき、子どもたちの命を守るという点において、お考えを進めていただきたい。施策を、教育をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（中平富宏君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第2、「議案第30号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、追加提案いたしました議案につき、提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号は、平成21年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で14億8,577万8,000円を増額するものでございます。

内容につきましては、情報化関連事業の実施に伴うものでございます。

国は、平成22年度までにブロードバンドゼロ地域、これは光ファイバー等の高速大容量回線が整備されていない地域を解消することを目的とし、平成18年度から、次世代ブロードバンド戦略2010という事業を進めていますが、平成21年度の経済危機対策の一環として、本事業の取り組みに公共投資臨時交付金を充てることが可能となっております、国に対して、要望をあげていましたところ、このた

び、内示額の提示がありました。

このため、本臨時交付金を充当して、情報基盤未整備地域への光ファイバー網の敷設や、無線インターネットの整備及び携帯電話のアンテナ整備など、地域の実情に応じたブロードバンド環境を整備しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時09分 散会

平成21年
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成21年9月9日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第30号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第30号まで

----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長 小島美喜子君
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 滝本節君
税務課長 山下哲郎君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第30号まで」の30議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） おはようございます。通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

それでは、まず初めは、議案第17号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

まず、初めは、ページ15ページ、第2款総務費の第1項総務管理費、8目電算管理費、21節貸付金についてであります。

ケーブルテレビ事業安定化支援貸付金といたしまして、2,082万円が計上されておりますけれども、この問題につきましても、昨年、質疑を行った経緯がありますが、その中で、企画課長の答弁によりまして、四万十市での事業展開により、22年度には3,900万円、23年度には5,400万円の収入が見込まれているとのことでありましたが、その経営実態はどのような状態にあるのか。

見込みどおりとすると、貸し付けは今回限りと思っておりますが、お示しをいただきたいと思っております。

宿毛市からの貸し付けに当たっては、議会は保証人に当たるものと考えます。今回の貸し付けについても、事前に資料の提出や説明も議会では全くありませんでした。会社の経営状況も熟知していない中での貸し付けにつきまして、甚だ疑問に思いますが、そのことにつきましてのご説明をお願いいたします。

次は、ページ18ページ、第3款民生費の第1項社会福祉費、6目介護保険費、8節報償費及び13節委託料についてであります。まず初めは、8節の報償費についてであります。講師報償費といたしまして、80万円が計上されておりますが、内容につきましては、ある程度は理解できますが、講師に対し、報償は1回幾らであり、何回ぐらい実施をしようかと予定しているのかお伺いいたします。

次に、13節委託料であります。システム開発・設計等委託料といたしまして、9,720万円が計上されております。市長の提案理由の説明の中で触れておりましたけれども、なお詳しいご説明をいただきたいと思っております。

次は、ページ33ページ、第10款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費、8節報償費及び13節委託料についてであります。

8節の放課後子ども教室推進事業報償費といたしまして、26万8,000円が計上されており、13節の放課後子ども教室推進事業委託料といたしまして48万2,000円が計上されております。

この事業につきましては、当初予算において、報償費では24万8,000円、委託料では92万7,000円が計上されておりますけれども、増額をされた理由について、ご説明をいただきたいと思っております。

そして、同じく13節放課後学び場応援事業委託料といたしまして、今回、初めて318万円が計上されておりますが、その内容につきまして、どのような事業であるのか、委託先を含めてご説明をいただきたいと思っております。

次は、議案第23号別冊、平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

ページ8ページ、第8款諸収入の第2項雑入、2目返納金、1節介護保険料返納金についてで

あります。

返納金といたしまして、81万5,000円が計上されております。これにつきましては、昨年の8月1日に新聞報道されました、市内の介護保険サービス事業所によります、介護給付費等の不正受給に関する事案での返納金と思われれます。

昨年の新聞報道によりますと、2つの介護施設での不正受給額は合計203件で、149万円とのことでありましたが、最終的に全体では幾らくらいの不正受給があったのか。そして、81万5,000円と合わせて、その内容についてご説明をいただきたいと思えます。

あわせて、今回、この事業所だけではなく、宿毛市にあります他の事業所を含めまして、再発防止対策と言いますか、宿毛市としての監査の実施並びにその体制はどのようになっておるのか、ご説明をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

議案第17号別冊、宿毛市一般会計補正予算（第4号）、第2款総務費、第1項総務管理費、第8目電算管理費、21節貸付金2,082万円についてのご質問でございます。

SWANテレビの経営状況について、現在の状況を報告させていただきます。

前回の第2回定例会におきまして、平成20年度西南地域ネットワーク株式会社の第8期決算資料を提出させていただき、常任委員会におきまして、決算内容についての概要説明をさせていただいた経過がございますが、平成19年度決算では、約490万円、平成20年度決算で約2,200万円の単年度黒字となっております。

しかしながら、これは政策投資銀行返済金に

対する貸付及び金融機関への償還金の減免措置によるものでございまして、決して本来の黒字とはいえないものであります。

昨年の議案質疑におきまして、四万十市西土佐地区へのケーブルテレビ事業の実施による収入見込みにつきましての数字を申し上げ、経営改善に向けた明るい要因もあると報告した経過がございます。

四万十市は、公設民営方式による運営を計画しておりまして、施設整備は四万十市が、現在実施しているところでございます。

現在の工事の進捗状況につきまして確認いたしましたところ、平成21年度中に完成する見込みは、幹線ケーブルの敷設のみとなる見込みで、平成22年度当初からのSWANテレビへの収入見込みは、昨年報告いたしました数字から大幅に下回ることが予想されるところでございます。

また、金融機関への償還金の減免につきましても、平成19年から3カ年の期限つきであったことから、平成22年度からは償還金の増額も予想されるところでございます。

政策投資銀行からの借入に対しましては、宿毛市が債務保証していることから、SWANの返済が滞ると宿毛市は遅延利子付で返済する義務が発生することとなります。したがって、貸付の回数につきましては、四万十市の動向等、不確定要素があるため、はっきりとしたことは申し上げることができない現状でございます。

いずれにいたしましても、現在では宿毛市及び四万十市にとって、なくてはならない存在となっておりますので、地域の皆様方におかれましては、経営の安定化に向け、できる限りの支援をお願いいたします。

以上でございます。

失礼しました。訂正をさせていただきます。市中銀行への償還金の減免とありましたが、

繰り延べの償還でございました。失礼いたしました。

議会への説明につきましては、今の決算資料をもって、資金が不足するからということで、SWANテレビの方から報告がありまして、議会の方への事前報告についてできなかったこと、申しわけなく思っております。

○議長（寺田公一君） 保健介護課長。

○保健介護課長（三本義男君） 保健介護課長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、18ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、6目介護保険費、8節報償費及び13節委託費、合わせて9,800万円の増額補正でございますが、介護予防の強化、認知症徘徊高齢者の安全確保、市民の健康、介護意識の向上を目的とした宿毛高齢者支援ネットワーク構築事業を実施するため、講師報償費80万円、及びシステム開発設計等委託料9,720万円を計上するものです。

講師の報償費につきましては、1人1回4万円で、2人1組で10回、本事業に参加していただくため、地域の介護事業関係者を集めてのシステム勉強や、IT講習会を開催するためのものがございます。

13節の委託料、宿毛高齢者支援ネットワーク構築事業システム開発設計等委託料についてですが、まず、介護予防ネットワークシステムの構築であります。

これは、地域包括支援センターと居宅介護支援事業者をネットワークで結び、介護カルテシステムを導入するもので、介護関係事業者等の業務負担が軽減されるだけでなく、効果的な介護予防プログラムを共有することができるため、介護関係者のスキルアップも図られ、介護度の改善維持につなげていけるものと考えます。

次に、SOSネットワークシステムの構築で

すが、このシステムは、認知症があり、徘徊のおそれがある方などの台帳を登録するものです。

台帳は家族の要請に応じて、顔写真、身体的特徴、服装等を登録し、万一のときは、公的機関やネットワークに登録している事業所に対してSOS情報を配信することで対象者の早期発見、安全確保につなげるものでございます。

今後、ネットワーク登録事業所となっていたため、コンビニエンスストア、タクシー会社等に参加協力を要請してまいります。

地域介護ポータルサイト構築については、住民向けに介護保険施設の空き情報や、健康づくり等の情報提供を行うとともに、介護関係者向けに介護に関するノウハウや、事例等を提供するもので、このサイトを通じて高齢者を抱える家族だけでなく、広く一般市民にも、また全国的にも有益な情報を提供し、介護予防の推進及び介護サービスのレベルの向上を図るものでございます。

その歳出予算に基づく財源内訳といたしましては、総務省の地域情報通信技術利活用推進交付金を活用するもので、歳入予算10ページの第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金、第1節社会福祉費補助金に増額の9,800万円を予算計上しております。

続きまして、議案第23号別冊、平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、8ページの歳入の第8款諸収入、第2項雑入、2目返納金、1節返納金の介護保険料返納金81万5,000円の増額補正の内容についてであります。有限会社岸本グループの訪問介護事業所すくもと、居宅介護支援事業所すくもの2事業所に対し、県の監査があり、その中で事業所の所在地が介護保険事業所として指定を受けたときの住所と違っていましたが、事務的に訂正の届出を出していなかったもの、また、

事務上のミスによる請求誤りなどを指摘され、平成20年8月1日付で指定取り消しとなったものであります。

新聞報道では、松浦議員が言われますように、203件で149万円となっておりますが、1つの請求誤りが2つ、3つの市町村で重複する部分があり、本市で詳細に調査した結果、6市町村で延べ件数434件とふえましたが、額では147万8,341円と、少しですが減となっています。

そのうち、本市の分としましては、訪問介護事業所分が188件の53万8,920円、居宅介護支援事業所分が8件の4万4,200円でございます。合わせて件数は196件、金額は58万3,120円となっております。これに40パーセントの加算金を加えて81万6,368円となりますので、今回、補正予算として81万5,000円を計上したものでございます。

続きまして、再発防止対策としての当市の監査の状況とその体制はとの質疑でございますが、本市が管轄する地域密着型サービス事業所、これは認知症対応型の5つの事業所となりますが、地域密着型サービスが始まった平成18年度から、介護保険法第23条及び24条に基づき、保健介護課職員が事業所へ出向いての実施指導を、2年に1度実施しております。

また、平成20年度に出された国の指針により、平成24年度までに営利法人の運営するすべての介護サービス事業所に対して、指導監査を実施することとなり、本年度からは年次計画に基づいた指導監査も実施する予定です。

このように、個別に行う指導だけでなく、介護保険制度改正と、円滑な事業の実施、また本市の指導内容等の周知のため、年に1度、市役所へ来ていただいていた集団指導も実施しているところです。今後も、利用者の自立支援及び尊

厳の保持を念頭に置き、事業者の法令遵守、質の向上を目指す指導に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君） 生涯学習課長兼文教センター所長、4番、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

議案第17号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、33ページの第10款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費の8節報償費、放課後子ども教室推進事業報償費26万8,000円及び、13節委託料の放課後子ども教室推進事業委託料48万2,000円の増額の理由について、ご説明いたします。

増額しようとする放課後子ども教室事業関係の経費は、このほど、中学校においても放課後子ども教室が開設できることになりましたので、希望のあった東中学校と宿毛中学校の2校の経費について、予算化をするものです。

中学校における放課後子ども教室の内容は、基礎学力の定着と学力の向上に取り組むもので、具体的には放課後に民間の学習アドバイザーにお願いしまして、教職員とともに学習指導にあたってもらうものです。

報償費は、運営委員会やコーディネーターの経費に、そして委託費は学習アドバイザーの謝金や消耗品等の運営経費に使用することになっております。

なお、学習アドバイザーは、教員免許を有しています学習塾の講師、そして高校の時間講師等をお願いすることにしていきます。

なお、放課後子ども教室の経費は、通常は3分の2を県が補助し、3分の1を市が負担することになっておりますが、このたびの事業につきましては、初年度のみ高知県が全額を補助し

てくれることになっております。

次に、同じ13節委託料の放課後学び場応援事業委託料318万円の内容についてでございますが、放課後学び場応援事業は、放課後子ども教室及び放課後児童クラブにおいて、宿題等の家庭学習の習慣を着実に身につけるとともに、子どもたちの学ぶ意欲を育む取り組みを支援することを目的として、このほど、新たに制度化された高知県の補助事業であります。

この事業は、全額が県費で、3年間実施される予定になっております。対象となりますのは、既に子ども教室、及び児童クラブを開設しています橋上小学校、それから宿毛小学校、及び新たに子ども教室を開設する東中学校と宿毛中学校が対象になります。

委託費の内訳は、橋上小学校と宿毛小学校がともに50万円、そして東中学校、宿毛中学校がともに109万円の委託費を予算化しております。

そして、使途でございますけれども、学習環境を充実するための備品等の環境整備費、そして指導員の配置、図書購入、学習教材の購入等が予定されています。

なお、委託先につきましては、それぞれの学校に開設します運営委員会に支出することになっております。

なお、運営委員会の構成は、学校の代表、それからコーディネーター、保護者代表、地域の学識経験者、学習アドバイザー等となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 4番、松浦です。

一応、それぞれ担当の課長の皆さんからご説明をいただきました。

まず、1点目のケーブルテレビの関係、依然として経営状況厳しいという状況でありますけ

れども、課長の説明の中にありましたように、なくてはならないという部分についての確認は、私もいたします。そういう面で、継続していくためには、積極的な営業活動、経営努力をしていただきますよう、当市といたしましても意見をさせていただきたいというふうに思います。

それで、民生費の関係ですけれども、これについても詳しくご説明いただきました。老人福祉、いわゆる認知症の問題とか、いろいろ、多々活用できるようにございますので、なお、事業所だけではなしに、市民の皆さんもインターネット等で、いろいろ利用できるようなございますので、そこらあたりについても、何らかの方法で周知をし、せっかくこういう1億に近い経費を投入するわけですので、周知等、よろしく願いをいたします。

教育費の関係であります。

いろいろ高知県の学力の問題、いろいろ言われております。そういった面で、学力の向上が1つは主眼であろうというふうに思いますので、所期の目的が達成できるように、教育委員会、生涯学習課の立場でいろいろ指導していただきたいというふうに思います。

最後の返納金の関係です。私自身も福祉施設の役員等している中で、コンプライアンスの遵守と言いますか、そこらあたりについては、一般質問の中でも発言をしまいいりました。ぜひ、コンプライアンスの遵守を最大限努めて、二度とこういう形が宿毛市から発生しないよう、監査の方もいろいろ、指導の方も取り組んでまいるとい課長の説明でございますので、そこらあたりも、言うた限りは遵守をして、再発防止に努めていただきたいというふうに思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） おはようございます。6番、質疑を行います。

私が行いますのは、議案第17号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、及び議案第30号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）の2議案であります。

まず、議案第17号別冊の26ページ、6款3項2目水産振興費の9節旅費の宿毛市環境・生態系保全活動支援推進交付金事業、この旅費7万1,000円、同じくその下の11節需用費の宿毛市環境・生態系保全活動支援推進交付金事業消耗品費、燃料費1万円、また、同じくその下の13節委託料の、宿毛市環境・生態系保全活動支援推進交付金事業現地確認委託料1万1,000円につきまして、その内容のご説明を願いたいと思います。

続きまして、34ページ、10款5項1目学校保健費の13節委託料のイリコ加工・配送委託料105万円につきまして、その内容のご説明を願いたいと思います。

続きまして、議案第30号別冊の8ページ、2款1項24目地域情報通信基盤推進費の13節委託料の地域情報通信基盤整備実施設計委託料1億4,850万円、そしてその同じく下の15節工事請負費の地域情報通信基盤整備事業工事費13億3,733万8,000円につきまして。こちらについては、昨日、追加議案として、提案理由の説明を市長からいただきましたが、大変大きな金額でもございますので、その内容について、再度、詳しいご説明を願いたいと思います。

以上で、1回目の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、6番、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、ページ26ページ、第6款農林水産業費、第3項水産業費、2目水産業振興費の9節の旅費、11節需用費、13

節委託料の内容についてでございます。

この事業は、宿毛市と大月町とで行う事業でありまして、宿毛湾周辺海域のサンゴの移植や、オニヒトデ駆除によるサンゴの保護保全活動と漁業関係者を中心としたウニの駆除による藻場再生の取り組みに対して、交付金を交付するものです。

それで、事業費につきましては、当初予算で全体金額が300万円で、そのうち国が2分の1の150万、県が4分の1の75万円、市も4分の1の75万円、これについては、当初予算で既決させていただいております。

それで、今回の補正の内容でございますけれども、今回、地域協議会を設立するに当たりまして、国より交付金としまして、事務費ですけれども、20万円が交付されることになりました。このため、今回、旅費7万円、需用費2万円、委託料11万円、それぞれ1,000円ずつについては、単費で調整費を計上させていただいております。

旅費につきましては、高知、沖の島の旅費を計上させていただいております。

それから、需用費につきましては、消耗品、燃料費等を計上させていただいております。

それから、委託料については、現地の状況を確認するために、潜水作業を行わなければなりませんので、その委託料として11万1,000円を計上させていただいております。

なお、宿毛湾の環境保全連絡協議会については、構成団体いますか、については、宿毛市、大月町、それからすくも湾漁協、藻津漁協などを含めまして、10団体で構成されております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第30号別冊、平成21年度宿毛市一般

会計補正予算（第5号）、ページ8ページ。

歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、24目地域情報通信基盤推進費、13節委託料及び15節工事請負費につきましての内容でございます。

これまで、情報基盤整備につきましては、国策として要望してきた経過がございまして、宿毛市においては、市内全域における情報基盤整備についての総合計画というものが作成されていなかったという経過がございます。

また、平成13年度に策定しておりますテレビピア計画がございまして、ケーブルテレビを中心とした整備計画については、策定がございました。

こういった経過を踏まえる中で、先日も提案理由の中で申し上げましたとおり、国の経済危機対策におきまして、ブロードバンドゼロ地域の解消に向けた新たな支援が出たことから、今回、その施策にのっとり、今の地域情報通信基盤整備、実施設計の委託料としまして、1億4,850万円。15節の工事請負費につきましては、現段階で、市内全域を対象とした整備計画として、13億3,733万8,000円を計上しております。

内容につきましては、先日も申しましたが、今後、市民のニーズ等を把握する中で、整備計画を策定させていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、6番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第17号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）でございます。

34ページ、第10款教育費、第5項保健体育費、1目学校保健費の13節委託料105万

円の内容についてのご質問でございますけれども、教育委員会におきましては、児童生徒の学力の向上はもとより、健全育成を目指して、子どもたち、児童生徒が家庭における生活習慣、規律正しい生活習慣というものを確立していただくということを、学校を通じて要請をいたしておりますけれども、それと合わせまして、毎朝、朝食をしっかりとっていただくというお願いもいたしております。

しかしながら、諸事情によりまして、児童生徒の中には、朝食をとれてない子どもさんたちもいらっしゃいますので、そういった子どもさんたちが、学校に来て、イリコを気軽に、学校給食ではなしに、学校に設置をしたイリコを気軽に食べることによって、そしゃくをし、脳の活性化を図って、授業への集中力も高めていくと、そういったことを実施をしたいということで、今回、今年度21年度はモデル事業といたしまして、大島小学校、咸陽小学校、それから片島中学校に約20グラムから40グラムのパックにいたしました、真空にパックをいたしまして、子どもたちが手軽に食べられるような形で、衛生的にも問題がないようにということで、学校に、各小学校には30個、それから中学校には40個を届けて、食べていただくということを考えております。

現在、委託先としては、すくも湾漁協をお願いをしたいというふうに考えております。

1パック当たり20から40グラムと言いましたけれども、内容はカタクチイワシであるとか、ウルメイワシ、あるいはキビナゴの小さなものもございます。それは、いわゆる漁のごとでございますので、とれたものをジャコにして届けていただくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質疑をいたし

ます。

まず、宿毛市環境・生態系保全活動支援推進関係の事業なんですけど、1点だけ、その潜水作業による現地調査ということですが、この現地調査の現地とはどこのあたりなのか。

旅費の方で、沖の島が出てきてましたので、沖の島かなとは思いましたが、そのあたりを、どのあたりを考えておられるのか。

それで、またわかればですが、宿毛湾、新港と呼ばれている宿毛湾港のところの防波堤に藻場の設置をしたはずですが、そちらの方の現在の状況等がわかれば、またお示し願いたいと思います。

そして、議案第30号の方の地域情報通信基盤推進費の関係になるんですけど、ただいまの答弁で、市内全域について行っていきたいと。そして、今後は、市民のニーズを聞きながら、計画を行っていききたいというふうなお話がありました。

昨日の提案理由の説明の中で、まず、ブロードバンドゼロ地域の解消ということでございましたが、現在、既に高速インターネットサービスを行っているSWANテレビ、こちらの、既にひいてある、そういった既存のケーブルとの関係はどのように考えておられるのか。

また、この整備をすることによって、今後、宿毛市として負担すべきランニングコストは、年間、どの程度と試算されておられるのか、この点についてお聞きをいたします。

そして、イリコ加工配送委託料についてですが、ただいまの答弁で、わかるようなわからないようなところもあるんですけど、まず、モデル事業として行うということで、それはそれでいいと思うんですが、実際、その30個とかいう少ない量で、咸陽小学校200名を超す児童がおられる中で、実際、足るのか余るのかという部分もありますし、また、これ食べ物です。そ

ういったことを考えると、通常は給食センターがうちはありますので、そちらの方に一たん納入して、そちらの方の配送関係を利用した方がスムーズにいくし、衛生的ではないか。

また、朝ということで、もしできないとなれば、イリコというのは、もともと保存食でありますので、温度さえ、若干管理すれば、前日にイリコを配送してもいいというふうに考えるわけですけども、そのあたりを、どうしても湾漁協の方に配送まで委託しなくてはならないのか、そこら辺のご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、6番、中平議員の再質疑にお答えをいたします。

委託料の潜水の現地でありますけれども、宿毛市分については、沖の島周辺の潜水調査を予定しております。

それから、新港の藻場の現在の状況ということでございますけれども、実際やったのはうちでなくて、県の方が設置しておりますので、はっきりと把握はしておりませんが、現在、県の方がいろいろ調査はしているということは聞いております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、中平議員の質疑にお答えをいたします。

SWANとの関連性、並びに維持管理経費についてのご質問でございます。

SWANテレビの整備した地域との関連性でございますが、今回、整備しようとする区域につきましては、未整備地域を中心として、整備を考えていきたいと思っております。

ただし、未整備地域に伸ばすための主線路につきまして、現在、敷設しております線芯数等

が不足する場合は、当然、増設ということも考えられますので、既設に増設という形で計画がなされるものと思っております。

また、SWANテレビのカバーエリアとしてされているエリアにつきましても、未整備の地域もございまして、そういった部分につきましても、今後、補助内容、補助要綱の内容に合致するような部分につきましても、あわせて整備を考えていきたいと思っております。

それから、今後、発生するであろう維持管理経費につきましても、その設計内容、それから整備地域のエリアによっていろいろと変動があらうかと思われまますが、公設という形になりますので、維持管理につきましても、すべて市が負担する必要性が出てまいります。

そのため、電柱の共架料であったりとか、それから線路の断線等に関する分の維持管理等につく管理費用等が発生しておりますので、四万十町の例等でいきますと、数千万円の費用がかかるのではないかと予想しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、6番議員の再質疑にお答えを申し上げます。

イリコ加工配送の委託料に関しまして、まず1点、給食センターに届けて、給食センターから学校の方へ配送したらどうかというご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、朝食等を摂取できていない子ども、児童生徒が、朝、学校に登校した際に、その時点で軽く食べる、食することができるか、あるいは、1時限目の終了後の休み時間であるとか、そういったことを、我々としては想定をいたしておりますので、基本的に学校給食の配送時間まで

に届けていただくということから、漁協の方に今回はお願いしている。

あわせて、その漁協に今回委託することになりました理由でございますけれども、これも先ほど申し上げましたように、モデル事業として、すくも湾漁協の方のアドバイスもいただきながら、できるだけ少ない経費でできないかという方法を考えた結果、今回、モデル事業としてすくも湾漁協に委託をさせていただくと。

来年度以降、本格実施、市内の各校に本格実施するということになりますと、入札なり、そういったことになりますでしょうし、いわゆる1個当たりの単価も、今回の、提示を申し上げた単価では、なかなか難しいのではないかとこのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質疑を行います。

まず、イリコの件なんです、若干、ちょっと質問と答弁、かみ合っていないのかなというところがあるんですが。

僕が言ったのは、前の日に運んでも別にイリコだったら大丈夫じゃないかなという思いがしたので、そちらの方を質問させていただきました。

ただ、ただいまの答弁で、あくまでもモデル事業なので、すくも湾漁協の方からアドバイスもいただきながらやっていきたいということで、今後はまた、全校に、市内全体に広がる時には考えるということなので、特にこの点については、これ以上の答弁は求めたいとは思いません、よろしく願いをいたします。

若干、その地域情報通信基盤整備実施関係のことについて、再質疑をしたいと思っております。

まず1点、これはあくまでも光ファイバーに

なると思うんですが、そちらの方の整備ということで、こちらの方を今度、管理する業者等を委託というか、また指定しないといけなくなると思うんですが、その件については、どのように宿毛市として考えておられるのか、まずその点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、中平議員の質疑にお答えいたします。

管理主体はどうかというご質問でございます。整備の主体は、提案理由にも述べましたとおり、光ケーブルの敷設と、それから無線LANによるブロードバンド化という2点の整備の目標を立てております。

その中で、光ケーブル等、現在、維持管理をしておりますのが、西南地域ネットワーク、いわゆるSWANテレビの方が管理しておりますので、現在のところ、漠然とではあります、管理主体としてSWANにというふうなことは検討しておりますが、今後、いい手法等がございましたら、無線LAN等もございますので、今後、委託に当たっては、検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質疑を行います。

仮にSWANになった場合に、先ほど、松浦議員の方からの質疑もございましたが、今議会において、ケーブルテレビ事業経営安定化支援貸付金として2,082万円が計上をされております。

そして、平成18年度からの貸付金の合計が、今回を含めると8,328万円になるとうとうか、なります。

仮にSWANテレビに委託をして、現在のケーブルテレビの部分を全市内に配信していくの

かという問題もございますが、そういったことを行ったとして、経営上の営業成績が飛躍的に伸びるとは、なかなか考えにくいと思います。

そういった結果、結局、SWANテレビの方に委託料としてお渡しするお金というのが、結局ふえて、今以上に宿毛市の持ち出し分がふえるのではないかというふうな、そういった思いがいたしますが、そういった、今後、毎年、多額の財源の持ち出しに宿毛市が耐えられるのか、耐えられるかどうか、即答はなかなか難しいと思いますが、そういったことが想定されているにもかかわらず、市内全域にこういったブロードバンド化を進めようとしている、そういった主な目的と言いますか、これがメリットなんだよというものがあると思います。

そういったものをお示しを願いたいと思います。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、中平議員の質疑にお答えいたします。

質問の中で、市の負担がどんどんどんどんふえていくという中で、こういった情報化施策を整備するに当たってのメリットは何かということでございます。

宿毛市には、数多くのブロードバンドのゼロ地域等がございます。また、携帯電話の不感地域もございます。その中で、計画の段階で説明もさせていただきましたが、全地域を対象とした形で整備計画をつくって、今の市民ニーズに合ったところから、順次、整備していくということで、市内全域について、ブロードバンド並びに携帯電話不感地域を解消していこうというのがメリットと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、ありがとうございました。

以上で質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番議員の浅木です。

質疑をいたします。

まず、議案第17号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）であります。

ページ15ページ、第2款総務費、1項総務管理費、8目電算管理費、21節貸付金。この問題については、先ほど、議論がされましたが、私もこの問題については、非常に市民の中からも声が出ておりますので、そのことも含めて、やはり今後、どうなっていくのかということについて、質疑をいたします。

先ほど、中平議員も話ありましたように、これ、1回目を議論したときには、向こうの社長も来てもらって、かなり真剣なというか、資料も提供して議論したと。そして、この2,082万円を、1回目を貸し付けするかどうか、かなり討議したわけでございます。

その1回目を貸し付けしてから、今回の提案で4回目になるわけです。この間、1回通過したら、毎回、2,082万円が計上されているという面があるわけです。

この面での、この間、経営努力はされたという面は説明もありましたが、なぜ毎年2,082万なのかということについて、ご説明願いたい。

経営がよくなれば2,082万のうち、よくなった分、一部は充当して仮に2,000万でいい、1,800万でいいという数字が出てきても構わんのじゃないかと思うんですが、毎年2,082万という金額が出てくることについて、どうなのかと。

それから、大体、4,000世帯を加入すれば、安定するということですが、経営安定へ向けて、加入促進、これをどうしてきたのかと。加入世帯全体がふえれば、確かに黒字にはなる

わけですが、現在の状況と、今後、どういうふうに、この2,082万円が借らなくていいようにしていけるのか、これについてお答え願いたい。

それから、続きまして、ページ24。第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金。宿毛市地産地消推進事業補助金36万4,000円です。これは、新たな計画ですが、この事業内容について、ご説明をお願いします。

それから、27ページ。第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、15節工事費、工事請負費、公衆トイレ改修工事費として338万2,000円が計上されておりますが、どこのトイレをどのように改修するのかについて、説明をお願いします。

続いて、29ページ。第8款土木費、第4項都市計画費、4目公園費、15節工事請負費、防災施設整備工事費391万1,000円、これにつきましても、どこの施設を、どのように整備するのか、ご説明をお願いいたしまして、1回目の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、浅木議員の質疑にお答えをいたします。

議案第17号別冊、宿毛市一般会計補正予算（第4号）、ページ15ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、第8目電算管理費、21節貸付金につきまして、ご説明をいたします。

先日の一般質問で、野々下議員にもお答えをした経過がございますが、SWANテレビの経営状況につきましては、非常に厳しい状態がずっと続いておりまして、四万十市の加入を含めても、好転の要素はあるにしても、なかなか厳しい状態が続いております。

したがって、宿毛市も支えていく必要が

ございますので、貸し付けを行っているものでございます。

今後、SWANについての貸付金における償還計画等につきましては、また議会の皆様にも償還計画等作成して、ご報告させていただく中で、またご支援をしていただきたいと思います。

また、先ほども申しましたが、市民の皆様の加入が一番の支援となりますので、ぜひともご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、5番、浅木議員の質疑にお答えをいたします。

議案第17号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、27ページの商工費、7款1項5目の15節工事請負費338万2,000円を計上しておりますが、その内容について説明いたします。

沖の島は、高知県で唯一の有人離島であり、ダイビング、磯釣り、海水浴等で年間数千人の観光客が訪れております。

しかし、古屋野、久保浦に設置しています公衆便所は、いまだに非水洗式の便所であり、つまり「ぽっちゃん便所」という形のものがです。においもある上に、蚊も発生するなど、不衛生な状況になっております。

そのため、島を訪れる観光客に気持ちよく便所を利用していただくために、両地区の便所を洋式の簡易水洗に取りかえるものであります。

また、鶴来島につきましては、施設の劣化等が進み、危険な状況にありますので、修繕工事をするとともに、洋式の便器に取りかえるものであります。

今回の事業につきましては、県の補助事業、観光施設等緊急魅力向上事業費補助金、3分の2の補助をいただきまして、それを活用するものです。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、5番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、ページ24ページの第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の宿毛市地産地消推進事業補助金36万4,000円の事業内容について、説明させていただきます。

この事業は、平成19年、20年度は独立行政法人日本スポーツ振興センターからの補助で、給食センターが主体で食育事業を実施していました。

そのような中で、キビナゴがさばけるようになったとか、カツオを3枚におろせるようになったという子どもたちができました。

そのため、本年度、ぜひやってもらいたいという意見がありまして、給食センター、すくも湾漁協、JA宿毛支所などの協力を得て、市内の小中学校を対象に、宿毛市地産地消推進協議会で取り組みを行うために、今回、補正をお願いするものです。

以上です。

○議長（寺田公一君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君） 建設課長、5番、浅木議員の質疑にお答えをいたします。

議案第17号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、29ページ。

第8款土木費、第4項都市計画費、4目公園費、15節工事請負費391万円についてでございます。

これは、防災施設整備工事費でございまして、近い将来、起こると予測されております東南海・南海地震に対する防災対策といたしまして、市街化が進んでおります宿毛駅周辺地区の一時避難場所、これについては、四季の丘2号団地

公園を予定しておりますが、この公園及び二次的復興防災場所として4カ所の公園へ、国の補助事業を活用いたしまして2分の1の補助でございますが、本年度から2カ年事業によりまして、総事業費900万円で防災施設の整備を行おうとするものでございまして、本年度事業といたしましては、事業費400万円で2カ所を予定しております。施工場所については、まだ流動的であります。現在のところ、コスモス薬局の裏の公園と、高知新聞の前の公園の整備を予定しております。

整備するものとしたしましては、ベンチとか照明とか、そういったもの、公園については単独で整備をしなきゃならないわけですが、今回、この事業を取り入れることによりまして、補助となるわけでございますが、整備するものとしたしましては、ソーラーの照明、電気なんか断線して照明も使えなくなるというようなこともある中で、ソーラー照明。

それから、簡易トイレ、そしてかまどベンチ。ベンチも、あと二次の防災のことを考えまして、復興のこと。ベンチの座のところをのけたら、下から火もたけれるような、お湯を沸かしたり、そういったこともできるベンチを据えるというようなことを予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、浅木議員の質疑の中で、答弁ができてない部分がございますので、答弁させていただきます。

貸付金2,082万はなぜなのかと、金額が変更してもいいんじゃないかというご質問でございますが、この貸し付けにつきましては、政策投資銀行への償還金の一部分というふうなことでご説明させていただきました経過がございます。

償還金は年に4回、1回につきまして694

万円を4回払いで、2,776万という償還金を1年で返還しておりますが、その3回分として2,082万円という金額を計上しております。

これは、貸付目的を明確にするために、3回分として2,082万ということの貸付でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 再質疑をいたします。

先ほどお話のありましたSWANテレビへの貸付金の問題です。

答弁でわかる部分もありますが、先ほど、私が質問した中で、経営努力の問題。特に、現在の加入状況、これまで繰り返されてきた4,000名ぐらいを超過すれば安定していけるということですが、現在、どうなっているのかと。

それから、また今後、やっぱり加入者を拡大しないと収入はふえないという面で、その面での答弁がなかったので、それをお聞きしたいと。

それと、もう1つ、その経営の関係で、今、各家庭に加入しているところに、番組等送ってますよね。全家庭に送っているんだと思いますが、封筒に入れて。これについて、皆さん、市民の中で、十分見ているということ、ほとんど見ていないという意見は、私も聞くわけです。そういった面から、どれくらい、この配布に、製作費等配付にお金がかかっているのか。

それとともに、そういうことについて、ちょっとお聞きしたいんですがね。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、浅木議員の質疑にお答えいたします。

経営状況等につきましては、一般質問でもお答えいたしまして、経営努力といたしまして、役員の交代等も含めて、経営努力に努めておりますということを答弁いたしました。

現在の加入状況につきましては、約ではございますが、3,300世帯の加入状況でございます。

それと、加入世帯、全戸に配布しております番組表等に係る経費についてでございますが、しばらくお時間をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、浅木議員の質疑にお答えいたします。

浅木議員の質問の中で、番組表等に対する経費についてのお問い合わせがございましたが、手元に資料がございませんので、後ほど、議員の皆様へ配付させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 今、課長の方から、数字的なものは、今、押さえられてないということですので、後でということですので、そのことを了解します。

なお、市民の中からそういう意見があるということで、今後、それがどう活用されていくかということも、調査も含めて、今後、1つの検討材料にしてもらったらという面。

もし、それ答弁、そちらの方で答弁があればですが、私はそういう要望をして、質疑を終わります。

なお、ほかの皆さんの質疑につきましては、詳しい説明をいただきましたので、了解いたしました。

そういうことでよろしいでしょうか。

以上で終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号及び議案第17号から議案第25号まで並びに議案第30号」の11議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号及び議案第17号から議案第25号まで並びに議案第30号」の11議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第26号から議案第29号まで」の4議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、9月10日及び9月11日は休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、9月10日及び9月11日は休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

9月10日から9月13日までの4日間は休会し、9月14日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時37分 散会

議案付託表

平成21年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会 (4件)	議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成21年
第3回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第13日（平成21年9月14日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第30号まで

（議案第1号及び議案第17号から議案第25号まで並びに議案第30号、討論、
表決）

（議案第26号から議案第29号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

（議案第2号から議案第16号まで、特別委員会設置、付託）

第2 陳情第23号

第3 委員会調査について

第4 決議案第1号 議案第30号に対する付帯決議について

第5 後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第30号まで

日程第2 陳情第23号

日程第3 委員会調査について

日程第4 決議案第1号

日程第5 後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	岩 本 昌 彦 君
次 長	小 島 美 喜 子 君
議 事 係 長	岩 村 研 治 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 西 清 二 君
副 市 長	岡 本 公 文 君
企 画 課 長	岡 崎 匡 介 君
総 務 課 長	弘 瀬 徳 宏 君
市 民 課 長	滝 本 節 君
税 務 課 長	山 下 哲 郎 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小 島 秀 夫 君
保 健 介 護 課 長	三 本 義 男 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人 権 推 進 課 長	乾 均 君
産 業 振 興 課 長	頼 田 達 彦 君
商 工 観 光 課 長	津 野 元 三 君
建 設 課 長	安 澤 伸 一 君
福 祉 事 務 所 長	沢 田 清 隆 君
水 道 課 長	豊 島 裕 一 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	出 口 君 男 君
生 涯 学 習 課 長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	有 田 修 大 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	岡 村 好 知 君
千 寿 園 長	村 中 純 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 野 正 二 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	土 居 利 充 君

----- . . . ----- . . . -----

午後 1時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

この際「諸般の報告」をいたします。

地方自治法第180条第2項の規定により、市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているところであります。

日程第1「議案第1号から議案第30号まで」の30議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第1号」は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これを承認することに決しました。

これより「議案第17号から議案第25号まで及び議案第30号」の10議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第17号から議案第25号まで及び議案第30号」の10議案を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第17号から議案第25号まで及び議案第30号」の10議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第26号から議案第29号まで」の4議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（西郷典生君） 総務文教常任委員長。本委員会に付託されました議案の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第26号、27号、28号及び第29号の4議案であります。

議案第26号は、宿毛市職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成20年8月の人事院勧告を受け、平成22年1月1日より職員の勤務時間を現在の8時30分から17時30分までの8時間を、8時30分から17時15分までの1日7時間45分に改めようとするものであります。

議案第27号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国の緊急少子化対策として、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、出産一時金を現行の35万円から4万円を増額し、39万円とするものであります。

議案第28号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

本案は、山北地区内の消防施設の整備をするため、消防団に小型動力ポンプ付積載車を配備するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を策定するものであります。

議案第29号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。

本案は、沖の島地区内の水道施設の改良、消火施設の設置等を実施するに当たり、辺地対策

事業債の変更を行うため、計画を変更するものであります。

以上、4議案について、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査いたしました結果、いずれも原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案審査について、報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第26号から議案第29号まで」の4議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第26号から議案第29号まで」の4議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第26号から議案第29号まで」の4議案は、原案のとおり可決されました。おはかりいたします。

議案第2号から議案第16号までの15議案については、すべて決算認定に係る議案でありますので、この際、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思

います。

これにご異議ありません。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、今城誠司君、野々下昌文君、松浦英夫君、浅木 敏君、浦尻和伸君、山本幸雄君、中川 貢君、岡崎 求君、以上8人を指名いたします。

続いて、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時09分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時10分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（岩本昌彦君） 事務局長。

「決算特別委員会」の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長、浦尻和伸君、副委員長、野々下昌文君。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 日程第2「陳情第23号」を議題といたします。

これより「陳情第23号」について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（西郷典生君） 総務文

教常任委員長。

本委員会に付託されました陳情について、審査の結果を報告いたします。

今回、審査いたしました陳情は、平成21年第2回定例会で継続審査となっていたものであります。

陳情第23号、海運・フェリー・旅客船の航路存続と船員の雇用対策についての1件のみであります。

本市では、既にフェリー航路存続のための補助金支援等を行っており、陳情者の願意は達せられているものとして継続調査としていたものでありますが、一層厳しくなっている海運業界の現状から、陳情者の願意を考慮する中で慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第23号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第23号」については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することに

ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「決議案第1号 議案第30号に対する付帯決議について」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、議案第30号、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）に対する付帯決議について、提案理由の説明をいたします。

本議案は、国が進めている次世代ブロードバンド戦略2010の事業を受けて、平成22年度までにブロードバンドゼロ地域を解消することを目的に、宿毛市においても情報基盤未整備地域への光ファイバー網の敷設や、無線インターネットの整備、及び携帯電話のアンテナ整備など、ブロードバンド環境を整備しようとするものであります。

地方にとって、ブロードバンド整備による情報のスピード化は、企業誘致や雇用の創設、交

流人口の増大と、都市と地方の格差の是正に向けた取り組みとして有意義な政策であり、国の責任において整備される事業であります。

今回の議案は、経済危機対策による公共投資臨時交付金という財政基盤の弱い地方行政にとっては有利な事業となっておりますが、後年度に施設の維持管理に多額の資金を必要とするリスクも秘めており、将来の市政への影響を大変危惧するものであります。

議案第30号は、先ほど可決されましたが、事業の執行に当たりましては、慎重に実施されるよう強く求めるものであります。

同僚議員の賛同を求め、提案理由の説明を終わります。

○議長（寺田公一君） これにて提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「決議案第1号」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、「決議案第1号」は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、決議案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第5、「高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（寺田公一君） ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（寺田公一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（寺田公一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長（岩本昌彦君） 点呼をいたします。

今城誠司君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、浅木 敏君、中平富宏君、有田都子君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君、西郷典生君、山本幸雄君、中川 貢君、西村六男君、岡崎 求君。

○議長（寺田公一君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（寺田公一君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に今城誠司君及び岡崎利久君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（寺田公一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 16票

有効投票中

三本富士夫君 15票

大岸真弓君 1票

以上のとおりであります。

この選挙結果につきましては、高知県後期高齢者医療広域連合選挙長に報告することにいたします。

これにて、高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙は終わりました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会にあたり、市長からあいさつがあります

ので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） 市長。閉会のごあいさつを申し上げます。

去る9月2日に開会をいたしました今期定例会、本日までの13日間、議員の皆様方におかれましては、連日ご熱心にご審議をいただきまして、ご提案申し上げました30議案のうち、決算認定議案を除きまして、いずれも原案のとおりご決定をいただき、まことにありがとうございます。

今議会を通じましてお寄せいただきました数々の貴重なご意見やご提言につきましては、今後、さらに検討をしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

特に、先ほど付帯決議が採択されました議案30号でございます。私どもも、十分これは承知して、慎重にやっていかなきゃいけない事案であるというふうなことは心得ておるわけですが、なお、きょう議決を採択されたいうことを重く受けとめまして、さらにいろんな関係方面とも話し合いもしながら、慎重に進めてまいりたい。特に大きな事業費でございますし、それから、後年度負担というものが、国の方の負担が本当に入ってくるのかどうか、市の大きな負担になるのではないかと、そういったことを、十分、私どもも心得ておるわけですが、きょう、さらに議員の皆様方からこういった決議をいただきましたことを、本当に心から重く受けとめて、執行については慎重にやってまいりたいと、このように考えます。

10月を迎えます、秋はいろんな行事がございます。開会の際に申し上げました10月29日には、現在、大相撲をやっておりますが、豊ノ島、残念ながらきのうは負けました。多分、今場所、勝ち越ししてくれるのではないかと思います。いろいろな行事が秋にはめじろ押しで

ございます。議員の皆様方には、これからも健康にご留意をされまして、いろんな市の行事にも、またご協力も願いたいというふうに考えております。

どうか皆様方には、より一層のご活躍を祈念を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成21年第3回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 寺田公一

宿毛市議会副議長 中平富宏

議員 濱田陸紀

議員 西郷典生

平成21年9月9日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 西 郷 典 生

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第26号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第27号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当
議案第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適 当

平成21年9月9日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 西 郷 典 生

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第23号	海運・フェリー・旅客船の航路存続と船員の雇用対策について	採 択	妥 当

平成21年9月9日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 西 郷 典 生

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成21年9月9日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 濱 田 陸 紀

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成21年9月14日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

議会運営委員長 西 村 六 男

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 (3) 議長の諮問に関する事項
 (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

決議案第1号

議案第30号に対する付帯決議について
議案第30号に対し、別紙のとおり決議する。

平成21年9月14日

提出者	宿毛市議会議員	今城誠司
賛成者	宿毛市議会議員	岡崎利久
〃	〃	野々下昌文
〃	〃	中平富宏

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

説明 口頭

議案第30号に対する付帯決議

- 1 本議案は、国のブロードバンドゼロ地域を解消することを目的として進められている事業ではあるが、地域の実情を十分に精査したうえで実施すること。
- 2 整備については、国の経済危機対策の一環として、公共投資臨時交付金が充当できるとはいえ、後年度に多額の維持管理に対する予算が必要とされることが懸念される。よって十分に検討のうえ執行すること。

以上、決議する。

平成21年9月14日

宿毛市議会

一 般 質 問 通 告 表

平成21年第3回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	4番 松浦英夫君	1 学校給食問題について（教育長） 2 すくも花へんろマラソン大会について（市長）
2	3番 野々下昌文君	1 宿毛市の情報化施策について（市長） 2 新型インフルエンザ本格流行と宿毛市の取り組みについて（市長、教育長） 3 宿毛市の防災行政について（市長）
3	1番 今城誠司君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）振興計画・行政改革プランについて 2 教育行政について（教育長） （1）学力向上について
4	2番 岡崎利久君	1 健康診査の実施について（市長） 2 Hib（ヒブ）ワクチンについて（市長）
5	5番 浅木 敏君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）新型インフルエンザ対策について （2）県道宿毛城辺線の冠水対策について 2 選挙管理業務について（選挙管理委員会委員長） 3 教育行政について（教育長） （1）学校給食センター調理部門の民間委託について
6	11番 濱田陸紀君	1 大相撲宿毛場所における市の対応について（市長） （1）チケットの販売状況について （2）チケットの販売促進について （3）高齢者や障害者に対する積極的な観戦への働きかけについて （4）施設等の慰問について

7	7 番 有田都子君	<ol style="list-style-type: none">1 伝承芸能等の収録と活用について（市長）2 空き家、空き地の環境美化について（市長）3 市庁舎ロビーへの展示物等による文化化について（市長）4 運動会時期と熱中症対策について（教育長）
---	--------------	--

平成21年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	9月14日	承 認
第 2 号	平成20年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月14日	継続審査
第 3 号	平成20年度宿毛市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	継続審査
第 4 号	平成20年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	継続審査
第 5 号	平成20年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	継続審査
第 6 号	平成20年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	継続審査
第 7 号	平成20年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	継続審査
第 8 号	平成20年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	継続審査
第 9 号	平成20年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	継続審査
第10号	平成20年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	継続審査
第11号	平成20年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	継続審査
第12号	平成20年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	継続審査
第13号	平成20年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	継続審査
第14号	平成20年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	継続審査
第15号	平成20年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	継続審査
第16号	平成20年度宿毛市水道事業会計決算認定について	9月14日	継続審査
第17号	平成21年度宿毛市一般会計補正予算について	9月14日	原案可決

第18号	平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月14日	原案可決
第19号	平成21年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	9月14日	原案可決
第20号	平成21年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	9月14日	原案可決
第21号	平成21年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	9月14日	原案可決
第22号	平成21年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	9月14日	原案可決
第23号	平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	9月14日	原案可決
第24号	平成21年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	9月14日	原案可決
第25号	平成21年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月14日	原案可決
第26号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	9月14日	原案可決
第27号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	9月14日	原案可決
第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月14日	原案可決
第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	9月14日	原案可決
第30号	平成21年度宿毛市一般会計補正予算について	9月14日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第23号	海運・フェリー・旅客船の航路存続と船員の雇用対策について	9月14日	採 択